

交通安全施設整備工事共通仕様書

(信号機及び交通管制システム工事編)

平成 26 年 5 月 初 版

平成 27 年 5 月 第 2 版

平成 28 年 5 月 第 3 版

平成 30 年 5 月 第 4 版

令和元年 5 月 第 5 版

令和 4 年 5 月 第 6 版

令和 5 年 7 月 第 7 版

岐 阜 県 警 察 本 部

目次

第1節	基礎工事	
1	一般事項	1
2	基礎形状	1
第2節	建柱工事	
1	一般事項	1
2	鋼管柱の種類等	1
3	施工方法	2
4	安全対策	3
第3節	交通信号制御機設置工事	
1	一般事項	3
2	施工方法	3
3	接地工事	4
第4節	信号灯器設置工事	
1	一般事項	4
2	施工方法	4
第5節	押ボタン箱設置工事	
1	一般事項	5
2	施工方法	5
3	接地工事	5
第6節	視覚障害者用付加装置設置工事	
1	一般事項	5
2	施工方法	6
3	接地工事	6
第7節	BLE路側機設置工事	
1	一般事項	6
2	施工方法	6
3	接地工事	7
第8節	車両感知器等設置工事	
1	一般事項	7
2	施工方法	7
3	接地工事	8
第9節	自動起動式発電機設置工事	
1	一般事項	8
2	施工方法	8
3	接地工事	8
第10節	電池式信号機電源付加装置設置工事	
1	一般事項	8
2	施工方法	8
3	接地工事	9

第 11 節 配線工事

1	一般事項	9
2	架空配線工事	10
3	地中配線工事	10
4	電源引込工事	11
5	回線引込工事	11

別添

- 直管式基礎標準設置姿図
- ベース式基礎標準設置姿図
- 鋼管柱 TYPE A, B, C, D, E, F, G, G(5m), H, I, J, J(4.2m), 1, 2, 3, 4 図面
- 標準設置姿図
- 車両用信号灯器用文字板
- 軽車両用信号灯器用文字板
- 歩行者用信号灯器用文字板
- 押ボタン案内看板
- 標準配線系統図
- 設計基準表
- 平面図凡例

第1節 基礎工事

1 一般事項

受注者は、基礎打設予定箇所又はその周辺に他管理者の埋設管等がある場合、打設する基礎は他管理者の埋設管等から原則として100mm以上の離隔をとり、埋設管等を基礎内に巻き込まないこと。

2 基礎形状

- (1) コンクリート柱及び鋼管柱(直管式)の基礎について、別添「直管式基礎標準設置姿図」を参照し施工すること。
- (2) 鋼管柱(ベース式)の基礎について、別添「ベース式基礎標準設置姿図」を参照し施工すること。

第2節 建柱工事

1 一般事項

- (1) 受注者は、建柱を行う場合は、設計図書に従い行うこと。特に監督員の指示がない場合は、交通の妨げとならない場所を選定し建柱すること。
- (2) 受注者は、建替工事等の場合、特に指示のない限り、既設位置に建柱すること。

2 鋼管柱の種類等

- (1) 下記に示す仕様の鋼管柱(別添図面参照)を使用すること。
 なお、納入仕様書により承諾を受け発注すること。また、納入前には使用する鋼管柱の検査成績書を提出し監督員の確認を受けること。

表 鋼管柱仕様一覧表

単位：mm

名称	形式	直径	肉厚	長さ	コンクリート根巻き 又は 基礎寸法(W×H×D)	備考
TYPE A	直管式	φ 216.3	5.8	9000	700×700×700	ヒューム管 350-32-1500
TYPE B	直管式	φ 165.2	5.0	9000	700×700×700	ヒューム管 350-32-1500
TYPE C	ベース式	φ 216.3	5.8	7800	800×800×1500	アンカーフレーム 4-M24×800
TYPE D	ベース式	φ 165.2	5.0	7800	700×700×1400	アンカーフレーム 4-M24×800
TYPE E	直管式	φ 216.3	5.8	9000	700×700×700	ヒューム管 350-32-1500
TYPE F	直管式	φ 165.2	5.0	9000	700×700×700	ヒューム管 350-32-1500
TYPE G	直管式	φ 114.3	4.5	9000	600×600×600	ヒューム管 200-27-1500
TYPE G (5m)	直管式	φ 114.3	4.5	5000	600×600×600	ヒューム管 200-27-1000

TYPE H	ベース式	φ 216.3	5.8	7800	800×800×1500	アンカーフレーム 4-M24×800
TYPE I	ベース式	φ 165.2	5.0	7800	700×700×1400	アンカーフレーム 4-M24×800
TYPE J	ベース式	φ 114.3	4.5	7800	800×800×1100	アンカーフレーム 4-M24×800
TYPE J (4.2m)	ベース式	φ 114.3	4.5	4200	600×600×1000	アンカーフレーム 4-M24×800
TYPE 1	直管式	φ 165.2	5.0	9000	700×700×700	ヒューム管 350-32-1500
TYPE 2	直管式	φ 216.3	5.8	9000	700×700×700	ヒューム管 350-32-1500
TYPE 3	ベース式	φ 165.2	5.0	7800	700×700×1400	アンカーフレーム 4-M24×800
TYPE 4	ベース式	φ 216.3	5.8	7800	800×800×1500	アンカーフレーム 4-M24×800

ヒューム管については JIS A 5372 で定められた B 形 1 種を使用すること。
 なお、同等の強度を有するコンクリート管を使用してもよいこととする。
 設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従うこと。

- (2) 受注者は、設計図書又は監督員が特に指示しない場合は、下表に示すコンクリート柱を使用すること。

表 コンクリート柱仕様一覧表

形 式	長 さ (m)	末口径 (mm)	地上高 (m)	根入れ深さ (m)	設計荷重 (kg)
9-19-500	9	190	7.5	1.5	500
10-19-500	10	190	8.3	1.7	500

3 施工方法

(1) 共通事項

- ア 建柱位置は、設計図書によるほか、監督員の指示に従うこと。
 イ 基礎について、別添「直管式基礎標準設置姿図」又は「ベース式基礎標準設置姿図」を参照し施工すること。
 ウ 現場の地下埋設物の状況により標準基礎図によりがたい場合には、基礎形状及び寸法(体積)を監督員と協議し決定すること。その際、必要となる強度等の確認を行い、施工前に監督員と協議すること。
 エ 水平器を使用し柱が垂直であることを確認すること。
 また、交通安全施設を設置した状態でも鋼管柱が垂直であることを確認すること。
 オ 鋼管柱に D 種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を 100 Ω 以下とすること。

カ 柱に広告禁止ステッカーを貼ること。

キ 標識板を設置する場合は、交通安全施設整備工事共通仕様書（道路標識工事編）に従うこと。

ク 迂回側溝施工については、岐阜県道路設計要領に基づき施工方法を検討し、その方法について監督員と協議し承諾を得ること。

(2) 鋼管柱

ア 直管式鋼管柱

鋼管柱の長さに対して6分の1以上の根入れを確保すること。

また、ヒューム管の据え付けについて、ヒューム管と基礎端の離隔は、原則として100mm以上を確保すること。

イ ベース式鋼管柱

(ア) ベース部分についてはモルタルにて防水仕上げをすること。あわせて水切り仕上げを施すこと。

また、ベース部を露出する際にはアンカーボルトの露出部分については保護キャップを取り付けること。

(イ) アンカーボルトに取り付けるナットを締め付ける際にはトルクレンチ等を使用して締付強度を確認しながら締め付けること。また、ダブルナットを施すこと。

(3) コンクリート柱

ア 使用するコンクリート柱の長さに対して6分の1以上の根入れを確保し(全長が16mを超えるものについては根入れ2.5m)、コンクリート根巻きを施すこと。また、設計図書にて特に指定された場合にはヒューム管を使用すること。

イ コンクリート柱は、監督員の指示に従い必要に応じて足場ボルトを取り付けること。

4 安全対策

建柱工事実施時については他の交通に支障とならないように注意し、歩行者の交通誘導等を行い交通の安全と円滑を確保すること。

特に監督員が指定した場合は、夜間の衝突防止のため反射材等を施すこと。

第3節 交通信号制御機設置工事

1 一般事項

受注者は、交通信号制御機を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

(1) 別添「交通信号制御機標準設置姿図」を参照し設置すること。

(2) 別添「交通信号制御機標準配線系統図」を参照し配線すること。

(3) 電柱抱き込み式の場合、地表から1000mm以上の高さに設置すること。

自立式の場合、設置高さについて監督員と協議し設置すること。

(4) 交差点付近に設置する場合は、制御機等本体はもちろんのこと配管及び取付バンドについても横断歩道及び歩道通行者が接触することがないように設置すること。

(5) 車両と衝突し難い方向に設置すること。

(6) 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように配慮すること。

- (7) 受注者は、設計図書により他所管の電柱を借用し設置する場合は、すでに設置済みの機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。また、施工後、電柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。
- (8) 受注者は、電柱抱き込み式で設置する場合、設置する柱(鋼管柱又はコンクリート柱)に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するバンド又は金具にて強固に設置すること。ただし、設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (9) 筐体に広告禁止ステッカーを正面と背面に各1枚貼ること。

3 接地工事

受注者は、交通信号制御機筐体に接地工事を施す場合は、D種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を100Ω以下とすること。また、関連する配管についてはラジアスクランプを使用しアースを接続すること。

第4節 信号灯器設置工事

1 一般事項

受注者は、信号灯器(以下「灯器」という。)を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

- (1) 別添「車両用信号灯器標準設置姿図」、「矢印信号灯器標準設置姿図」、「予告信号灯器標準設置姿図」、「軽車両用信号灯器標準設置姿図」、「歩行者用信号灯器標準設置姿図」を参照し設置すること。
- (2) 別添「交通信号機標準配線系統図」を参照し配線すること。
- (3) 灯器の設置方法は、電柱張出式又は側柱式を原則とする。ただし、設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (4) 道路構造令第12条の定めにより建築限界に留意の上、信号灯火が最も良く視認でき、道路条件に適合する位置に設置すること。
- (5) 車両用灯火で水平3位式の場合は地表から5600mm以上(矢印灯火が合わせて設置されている場合は5000mm以上)の高さに設置すること。
また、垂直3位式の灯火については地表から5000mm以上の高さに設置すること。ただし、既設の構造物等により必要な高さを確保できない場合には設計図書に関して監督員と協議すること。
- (6) 歩行者用灯火については取付アームの下部が地表から2500mm以上の高さに設置すること。ただし、既設の構造物等により必要な高さを確保できない場合には設計図書に関して監督員と協議すること。
- (7) 取付バンドについては設置する柱(鋼管柱又はコンクリート柱)に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するものを使用すること。ただし、特殊な形状の鋼管柱等で設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。
- (8) 強風、地震にも十分耐えるよう強固に取り付けること。
- (9) 他所管の電柱を借用し設置する場合には、すでに設置済みの機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。また、施工後、電

柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。

- (10) 設計図書に従い背面板を設置する場合には道路交通法施行規則第4条に定められた構造のものを設置すること。
- (11) 灯器用文字板(別添「車両用信号灯器用文字板」「軽車両用信号灯器用文字板」「歩行者用信号灯器用文字板」を参照)を設置する場合には、夜間車両のヘッドライトで視認できるよう反射式のものとすること。

第5節 押ボタン箱設置工事

1 一般事項

受注者は、押ボタン箱を取り付ける場合、設計図書の設置位置によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

受注者は、以下に留意し電柱抱込式で設置すること。

- (1) 別添「押ボタン標準設置姿図」、「高齢者等用押ボタン標準設置姿図」を参照し設置すること。
- (2) 別添「押ボタン標準配線系統図」、「高齢者等用押ボタン標準配線系統図」を参照し配線すること。
- (3) 道路構造令第12条の定めにより建築限界に留意の上、歩行者等の手動操作に支障のない位置及び方向を選定し、押ボタン箱はもちろんのこと配管及び取付バンドが車両及び歩行者等が通過する際に接触しないように設置すること。
- (4) 設置高さについては歩行者用の場合は地表から900mm以上(二輪車軽車両用の場合1000mm以上)となるように設置すること。ただし、車両感知器又は他所管の施設により指定した高さに設置できないときは設計図書に関して監督員と協議すること。
- (5) 他所管の電柱を借用し設置する場合には、すでに設置済みの機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。また、施工後、電柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。
- (6) 設置する柱(鋼管柱又はコンクリート柱)に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するバンド又は金具にて強固に取り付けること。
- (7) 案内看板(別添「押ボタン案内看板」を参照)又は案内ステッカーを設置する場合には、夜間車両のヘッドライトで視認できるよう反射式のものとすること。

3 接地工事

受注者は、押ボタン箱筐体に接地工事を施す場合は、D種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を100Ω以下とすること。また、関連する配管についてはラジアスクランプを使用しアースを接続すること。

第6節 視覚障害者用付加装置設置工事

1 一般事項

受注者は、視覚障害者用付加装置筐体、アーム、スピーカを設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

受注者は、視覚障害者用付加装置筐体を取り付ける場合は電柱抱込式又は自立式とすること。

- (1) 別添「視覚障害者用付加装置標準設置姿図」を参照し設置すること。
- (2) 別添「視覚障害者用付加装置標準配線系統図」を参照し配線すること。
- (3) 道路構造令第 12 条の定めによる建築限界を留意し設置すること。その際、配管及び取付バンドが車両及び歩行者等が通過する際に接触することがないように設置すること。また、扉の開閉方向は、設定作業が安全に行えるよう配慮すること。
- (4) 視覚障害者用付加装置筐体の設置高は地表から 2000 mm以上とすること。スピーカの設置高は地表から 3000 mm以上とすること。ただし、他所管の施設等により指定した高さに設置できないときは、設計図書に関して監督員と協議すること。
- (5) 他所管の電柱を借用し設置する場合には、すでに設置済みの機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。
また、施工後、電柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。
- (6) 視覚障害者用付加装置筐体、スピーカ、アームを取り付ける際は、設置する柱(鋼管柱又はコンクリート柱)に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するバンド又は金具にて強固に取り付けること。
- (7) 筐体に広告禁止ステッカーを正面と背面に各 1 枚貼ること。

3 接地工事

受注者は、視覚障害者用付加装置筐体に接地工事を施す場合は、D種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を 100 Ω以下とすること。また、関連する配管についてはラジアスクランプを使用しアースを接続すること。

第 7 節 BLE 路側機設置工事

1 一般事項

受注者は、BLE 路側機、送受信部を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

受注者は、BLE 路側機を取り付ける場合は電柱抱込式又は自立式とすること。

- (1) 別添「BLE 路側機標準設置姿図」を参照し設置すること。
- (2) 別添「BLE 路側機標準配線系統図」を参照し配線すること。
- (3) 道路構造令第 12 条の定めによる建築限界を留意し設置すること。その際、配管及び取付バンドが車両及び歩行者等が通過する際に接触することがないように設置すること。また、扉の開閉方向は、設定作業が安全に行えるよう配慮すること。
- (4) BLE 路側機の設置高は地表から 2000 mm以上とすること。送受信部の設置高は地表から 5000 mm以上とすること。ただし、他所管の施設等により指定した高さに設置できないときは、設計図書に関して監督員と協議すること。
- (5) 他所管の電柱を借用し設置する場合には、すでに設置済みの機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。

また、施工後、電柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。

- (6) BLE路側機、送受信部を取り付ける際は、設置する柱(鋼管柱又はコンクリート柱)に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するバンド又は金具にて強固に取り付けること。
- (7) 筐体に広告禁止ステッカーを正面と背面に各1枚貼ること。

3 接地工事

受注者は、BLE路側機に接地工事を施す場合は、D種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を100Ω以下とすること。また、関連する配管についてはラジアスクランプを使用しアースを接続すること。

第8節 車両感知器等設置工事

1 一般事項

受注者は、車両感知器等筐体、アーム、ヘッド、アンテナ等を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

受注者は、車両感知器筐体を取り付ける場合は電柱抱込式とすること。

- (1) 別添「超音波式車両感知器標準設置姿図」、「遠赤外線式車両感知器標準設置姿図」、「無線伝送装置内蔵超音波式車両感知器標準設置姿図」、「伝送装置内蔵車両感知器標準設置姿図」を参照し設置すること。
- (2) 別添「車両感知器(リコール用)標準配線系統図」、「車両感知器(交通流計測用)標準配線系統図」、「光ビーコン標準配線系統図」を参照し配線すること。
- (3) 道路構造令12条の定めにより建築限界に留意の上、感知器及びヘッドの設置位置は、車両が衝突し難い方向に取り付けること。その際、配管及び取付バンドが車両及び歩行者等が通過する際に接触することがないように設置すること。また、扉の開閉方向は、調整等の作業が安全に行えるよう配慮すること。
- (4) 車両感知器筐体の設置高は地表から2000mm以上とすること。ヘッドの設置高は地表から5500mm以上とすること。ただし、車両灯器又は他所管の施設等により指定した高さに設置できないときは、設計図書に関して監督員と協議すること。
- (5) 他所管の電柱を借用し設置する場合には、すでに設置済みの機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。

また、施工後、電柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。

- (6) 車両感知器等筐体、アーム、ヘッド、アンテナ等を取り付ける際は設置する柱(鋼管柱又はコンクリート柱)に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するバンド又は金具にて強固に取り付けること。
- (7) 筐体に広告禁止ステッカーを正面と背面に各1枚貼ること。

3 接地工事

受注者は、車両感知器筐体に接地工事を施す場合は、D種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を100Ω以下とすること。また、関連する配管についてはラジアスクランプを使用しアースを接続すること。

第9節 自動起動式発電機設置工事

1 一般事項

受注者は、自動起動式発電機を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

- (1) 別添「自動起動式発電機標準設置姿図」を参照し設置すること。
- (2) 別添「自動起動式発電機標準配線系統図」を参照し配線すること。
- (3) 扉の開閉方向は、調整等の作業が安全に行えるよう配慮すること。
- (4) 使用する機器により必要となる基礎サイズ等施工方法が異なる場合は、監督員と協議し、承諾を得ること。
- (5) アンカーボルトに取り付けるナットを締め付ける際にはトルクレンチ等を使用して締め付け強度を確認しながら締め付けること。また、ダブルナットを施すこと。
なお、アンカーボルトに保護キャップを取り付けること。
- (6) 筐体に広告禁止ステッカーを正面と背面に各1枚貼ること。

3 接地工事

受注者は、自動起動式発電機に接地工事を施す場合は、D種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を100Ω以下とすること。

第10節 電池式信号機電源付加装置設置工事

1 一般事項

受注者は、電池式信号機電源付加装置を設置する場合は、設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。

2 施工方法

- (1) 別添「電池式信号機電源付加装置標準設置姿図」を参照し設置すること。
- (2) 別添「電池式信号機電源付加装置標準配線系統図」を参照し配線すること。
- (3) 電柱抱き込み式の場合、地表から1000mm以上の高さに設置すること。
自立式の場合、設置高さについて監督員と協議し設置すること。
- (4) 交差点付近に設置する場合は、電池式信号機電源付加装置等本体はもちろんのこと配管及び取付バンドについても横断歩道及び歩道通行者が接触することがないように設置すること。
- (5) 扉の開閉方向は、調整等の作業が安全に行えるよう配慮すること。
- (6) 受注者は、設計図書により他所管の電柱を借用し設置する場合は、すでに設置済みの機器等を損傷することがないように細心の注意を払い設置条件を遵守の上設置すること。また、施工後、電柱管理者より現状復旧を求められた場合には受注者の責において回復すること。
- (7) 受注者は、電柱抱き込み式で設置する場合、設置する柱(鋼管柱又はコンクリート柱)に応じたもので、かつ、取付位置の直径に適合するバンド又は金具にて強固に設置すること。ただし、設計図書により別途指定がある場合についてはそれに従い設置すること。

(8) 筐体に広告禁止ステッカーを正面と背面に各1枚貼ること。

3 接地工事

受注者は、交通信号制御機筐体に接地工事を施す場合は、D種接地工事を施し、接地極単体で接地抵抗を100Ω以下とすること。また、関連する配管についてはラジアスクランプを使用しアースを接続すること。

第11節 配線工事

1 一般事項

(1) 使用材料

受注者は、電線類、電線管類、支持物及びその他の付属品は原則として「電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備の技術基準の解釈について)」に適合し、かつ、錆を生じにくい材質のものを選定し、内線規定等を遵守し施工すること。

また、電気用品安全法の適用を受ける資材については認証マークが表示されたものを使用すること。

なお、工事内で使用する電線類の使用線種、芯数、太さ等についての指定は設計図書に従うこと。

ケーブル識別札の材質はプラスチック製とし、黄色地に黒文字で「岐阜県警 信号線」と明示し、容易に消えないものを使用すること。

(2) 電線の接続

受注者は、電力用の電線を相互に接続する場合(共通線も含む)は、「ねじ込み型電線コネクタ」によって、接続すること。ただし、接続箱内に端子台があるものについてはそれを使用すること。

なお、ハンドホール等埋設部分では接続の上、ケーブル接続材にて防水及び絶縁処理をすること。

通信用のケーブルを相互に接続する際にはケーブル指定の接続材又は通信関連法規及び基準に合致した接続コネクタにより接続すること。

ただし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。

また、接続は接続箱及びハンドホール内で行うこと。配管の途中又は鋼管柱内(開口部は除く)に接続点を設けないこと。

(3) 電線と機器端子との接続

受注者は、使用する電線がより線で端子台に接続する場合は絶縁被覆を規定の長さまではぎ取り電線側に圧着端子を取り付け接続すること。

単線の電線を端子台に接続する場合には絶縁被覆を規定の長さまではぎ取りねじの回転方向に巻き付けねじを締め付けて接続すること。単線の電線は圧着端子によって接続しないこと。

また、電線を差し込み端子に接続する場合により線・単線に関わらず規定の長さ絶縁被覆を除去し差し込みを行い接続すること。

(4) 電線の結束

受注者は、電線の結束について、接続箱、制御機内、その他必要な箇所にバンド線、結束紐でこれを行うこと。

(5) 電線の色別

受注者は、ビニール電線を使用するときは、原則として接地側は白又は灰、電圧側は赤又は黒とすること。ただし、接地線は緑色とすること。

(6) 絶縁抵抗

受注者は、機器設置工事及びケーブル敷設工事を施工した場合には絶縁抵抗値を測定し「電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備の技術基準の解釈について)」に定められた基準を満たすこと。

2 架空配線工事

受注者は、架空にて配線を行う場合には、次により施工すること。

(1) 吊線の引留

吊線(自己支持型ケーブルの吊線を含む)はその支持点にシングルを挿入し、引留めには巻き付けグリップを使用すること。

(2) 柱間配線の地上高

架空配線が道路を横断する場合は、地表からの高さを 6000 mm以上とすること。

(3) 制御機への引下げ

配線を制御機に引下げる場合、ケーブルを設計図書に示された管径の電線管に収めて引下げ、制御機内端子台に接続すること。なお、先端はエントランスキャップ等により雨水等の浸入を防止する処置を施すこと。

(4) 接続箱の取付

架空配線と信号灯器引き下げ線、又は制御機引き下げ配線との接続用に防水型の接続箱を地表から 5500 mm以上の高さに取り付けること。ただし、柱が短柱の場合は、2500mm 以上の高さに取り付けること。なお、設置する柱の指定は設計図書による。

(5) 配線結束の要領

配線結束は、接続箱、制御機内、その他必要な箇所に被覆銅バインド線、又はケーブルしばり紐並びに耐候性のある結束バンド等でこれを行うこと。

(6) 電線の防護

信号ケーブル等は、他所管の電線及び構造物に接触することがないように「電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備の技術基準の解釈について)」及び内線規定より定められた離隔を保持し配線すること。ただし、街路樹その他により損傷を受けると認められる箇所については、以下の条件を満たした電線防護管を設置すること。

ア 電線防護管は、強度的に強固であり、信号ケーブルに荷重を加えないようにできる限り軽量のものを使用すること。

イ 電線防護管は、強風時にも飛散することがないように銅バインド線(被覆付 1.6 mm銅バインド線)にて 1 m に付き 1 箇所以上を強固に固定すること。また、取付位置より移動することがないようにメッセンジャーワイヤとも強固に固定すること。

(7) ケーブル識別札の取付

他所管の柱に信号ケーブルを共架する場合は、当該柱から 1 m以内の位置に、地上から視認できるようにケーブル識別札を取り付けること。

φ 1.6mm 被覆付銅バインド線を使用しメッセンジャーワイヤに固定すること。

なお、1 条のメッセンジャーワイヤに複数の信号ケーブルが取り付けられている場合、取り付けるケーブル識別札は 1 枚とすること。

3 地中配線工事

受注者は、地中埋設管路に配線を行う場合は、別添「埋設配管標準設置姿図」を参照

し、以下のとおり施工すること。

- (1) 使用管路
ケーブルの埋設は管路式とし、設計図書に示された管路材を使用すること。
- (2) ハンドホール等
ケーブルの接続箇所、分岐箇所及び屈折箇所にはハンドホールを設けること。ハンドホール等内の作業を行うときは、酸素欠乏症等に対する安全対策を講ずること。
- (3) 管路の埋設位置
管路の埋設位置については設計図書によるほか、詳細については監督員の指示に従うこと。
- (4) 埋設の土かぶり
埋設する場合の土かぶりは原則として配管の上部で歩道では舗装厚と路盤厚に 200mm を加えた深さで 600mm 以上、車道では舗装厚と路盤厚に 300mm を加えた深さで 1200mm 以上とし、車道に埋設する場合は、道路の縁石線に直角又は平行とすること。ただし、道路管理者等との協議により土かぶりを決定した場合にはこの限りではない。
- (5) 管路の接地
埋設管路、立上り管路(鉄製の場合)には、D種接地工事を施すこと。また、関連する配管についてもラジアスクランプを使用しアースを接続すること。
- (6) 埋設土工事
管路埋設土工事に関しては第2章土工事に準拠して行うこと。
- (7) ケーブル識別札の取付
ハンドホール等を開けた際に視認できるようにケーブル識別札をベルマウス付近に取り付けること。

4 電源引込工事

受注者は、電源引込線工事を次により施工すること。

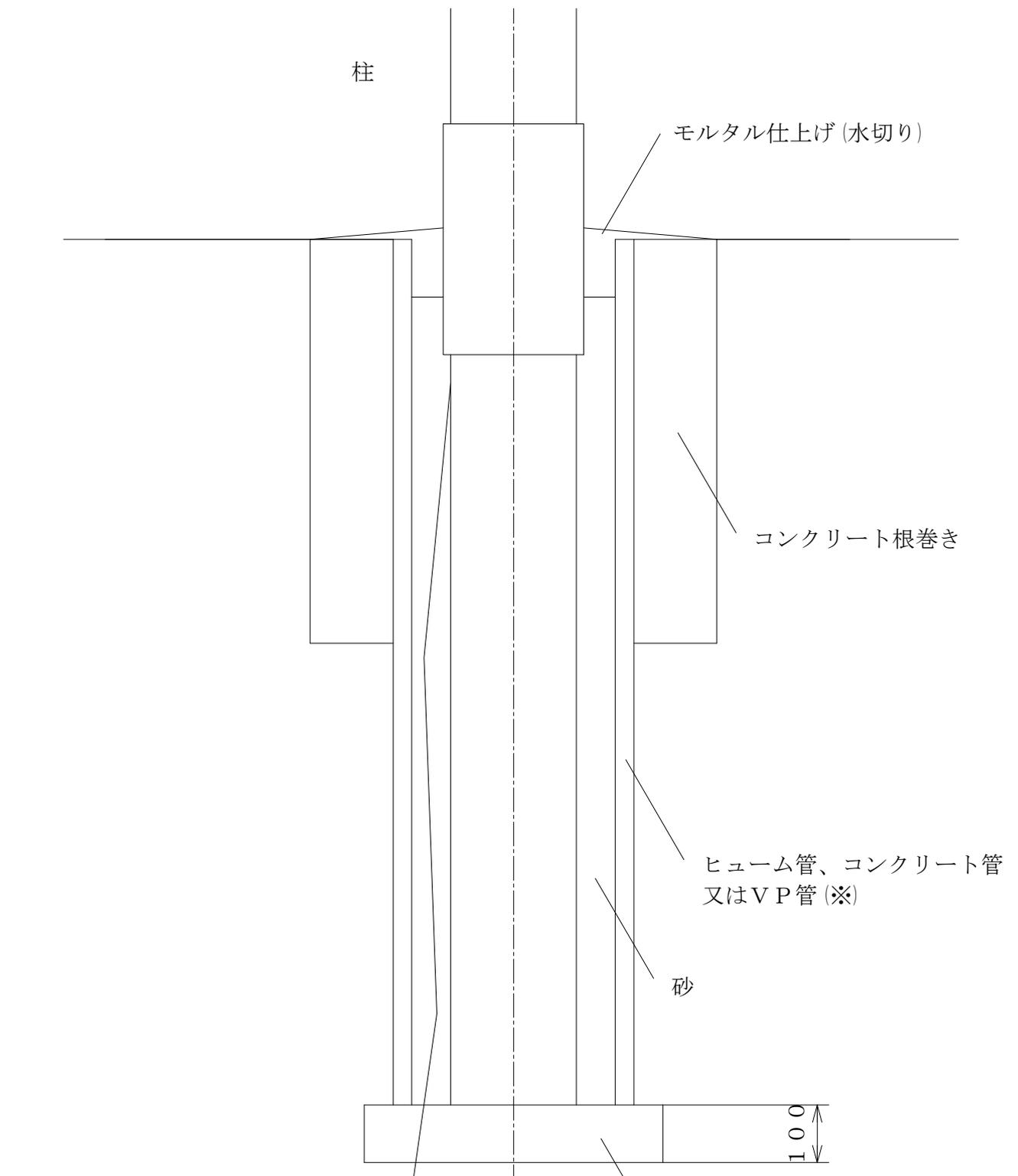
- (1) 電源箱の取付
電源引込柱には、引込開閉器を内蔵した防水型の電源箱を地表から 1800 mm以上の高さに取り付けること。ただし、鍵のない電源箱を取り付ける場合は 2500mm 以上の高さに取り付けること。
引込開閉器に代えてノーヒューズブレーカを使用する場合には設計図書に関して監督員と協議すること。
また、電源箱に積算電力計を設置した場合は、容易に視認できる高さに取り付けること。
- (2) 電源引込線の引下げ
電源引込線の接続点から電源箱まで及び電源箱から制御機箱までの間は、専用の電線管を設けて配線すること。その場合、引込開閉器への電線接続については接地線及び非接地線を確認し逆接続することがないようにすること。

5 回線引込工事

受注者は、回線を引き込むため、光回線収容筐体の設置工事を次により施工すること。

- (1) 光回線収容筐体の取付
防水型の光回線収容筐体を地表から 2500 mm以上の高さに取り付けること。
- (2) 配管
回線引込線の接続点から光回線収容筐体まで、及び光回線収容筐体から交通信号制御

機等までの間は、専用の電線管を設けること。



接地棒 (D種接地工事)
14φ×1500リット 端子付、IV電線

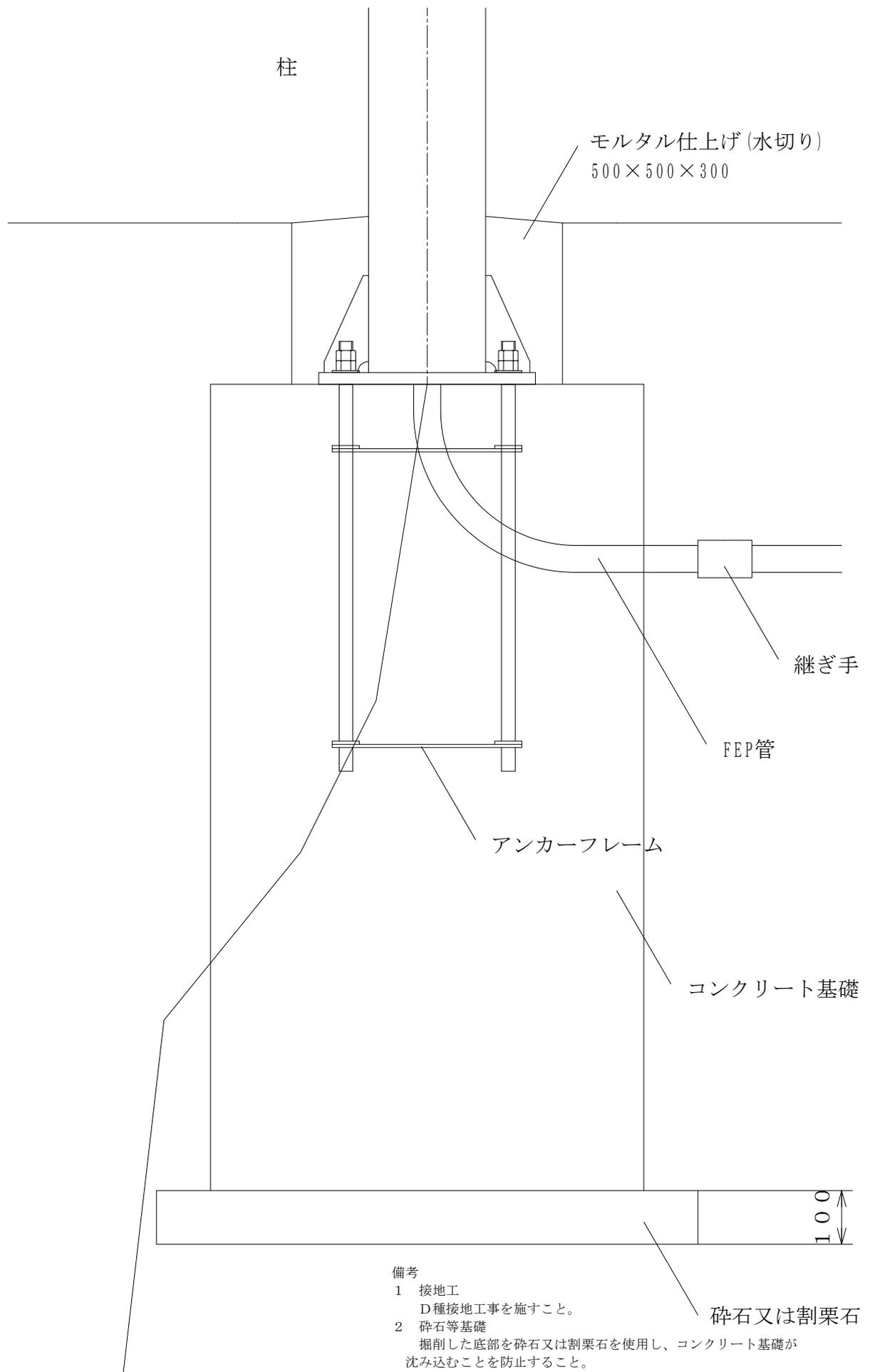
砕石、割栗石
又はコンクリート底板

備考

- 1 接地工
D種接地工事を施すこと。
- 2 砕石等基礎
掘削した底部を砕石、割栗石又はコンクリート底板を使用しヒューム管及び柱が沈み込むことを防止すること。
- 3 砂締め
(1) 鋼管柱とヒューム管との間に砂を詰める際には隙間なく充填すること。
(2) 砂を充填する際には水を撒き十分に締固めること。
- 4 水切り
(1) 砂が締固められたことを確認しモルタルにて密閉すること。
(2) 円滑に排水を行うため水切り仕上げを行うこと。

※ 使用する管は設計図書に従うこと。

図名 直管式基礎標準設置姿図



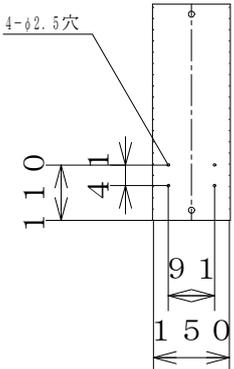
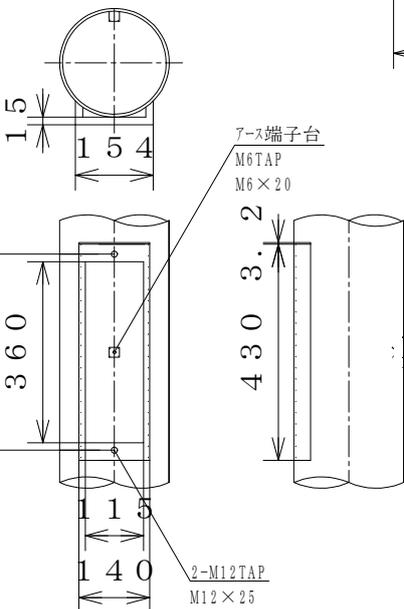
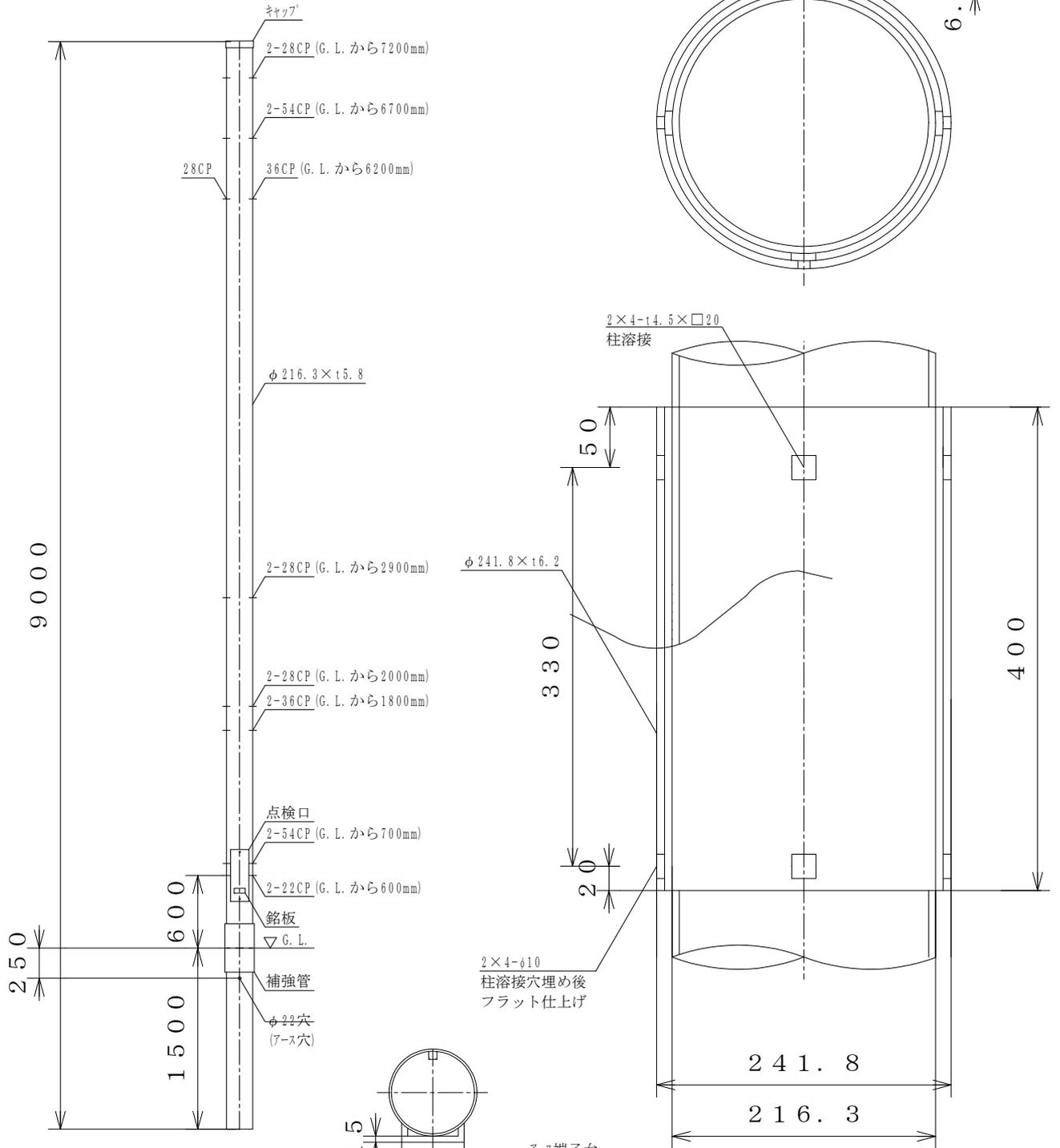
接地棒 (D種接地工事)
 14φ×1500リード 端子付、IV電線

備考

- 1 接地工
 D種接地工事を施すこと。
- 2 砕石等基礎
 掘削した底部を砕石又は割栗石を使用し、コンクリート基礎が沈み込むことを防止すること。
- 3 モルタル仕上げ
 (1) 円滑に排水を行うため水切り仕上げを行うこと。
 (2) ベース部を露出する場合にはアンカーボルトに保護キャップを取り付けること。

図名 ベース式基礎標準設置姿図

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。

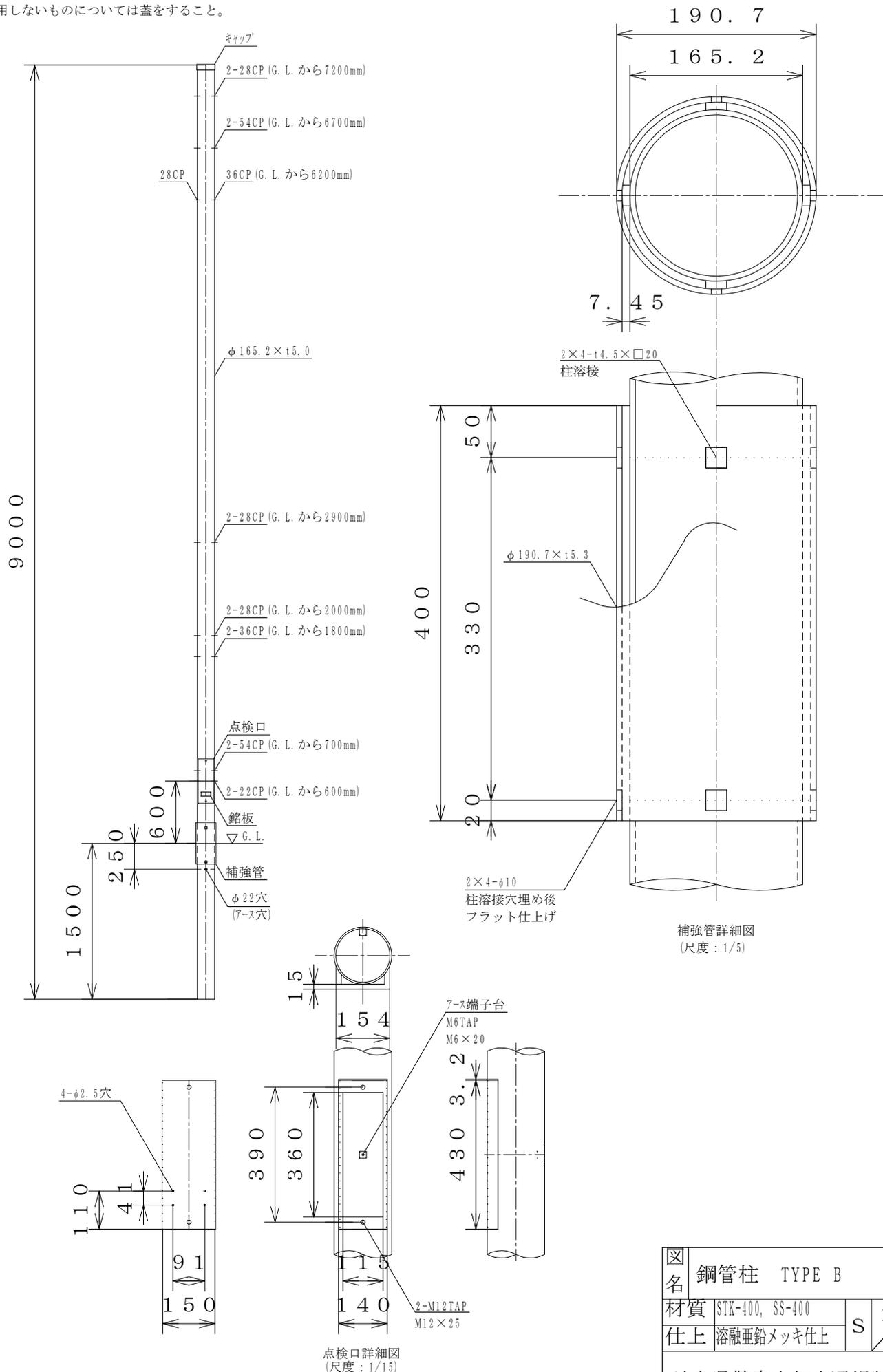


補強管詳細図
(尺度: 1/5)

点検口詳細図
(尺度: 1/15)

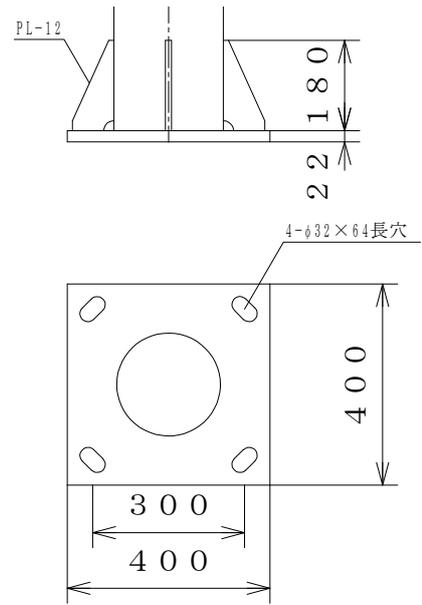
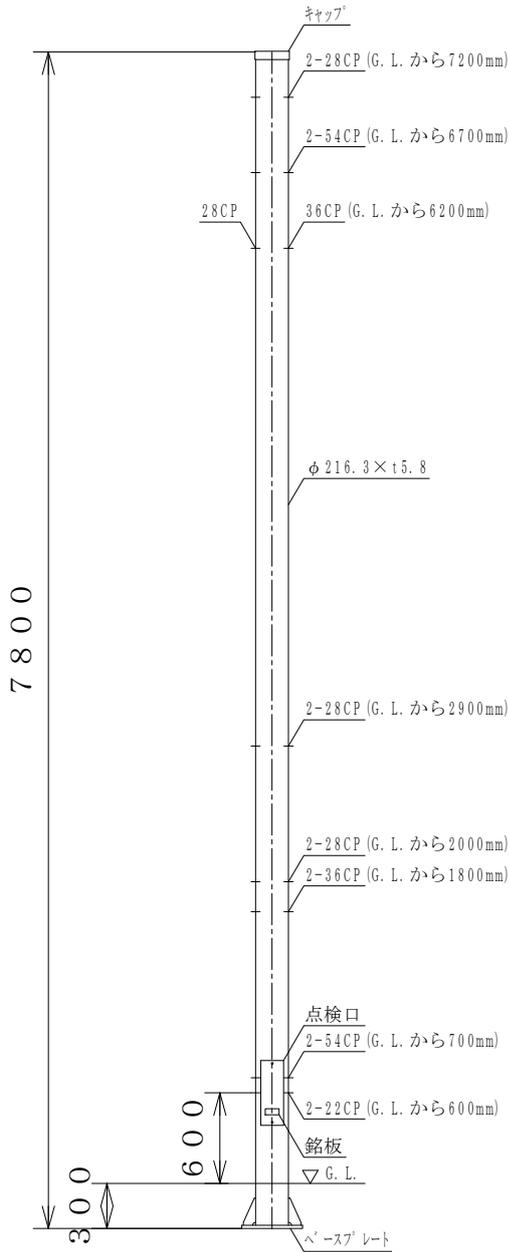
図名	鋼管柱 TYPE A		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。

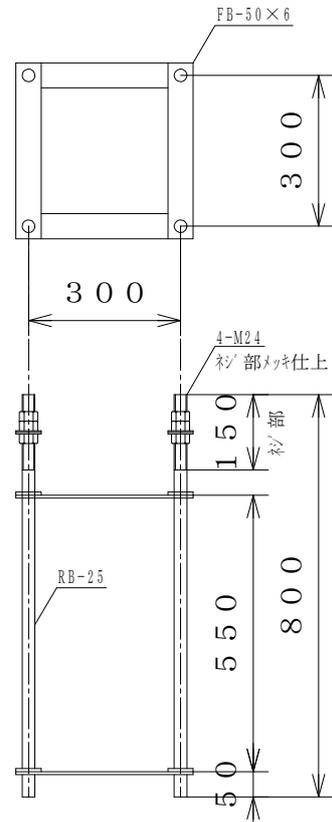


図名	鋼管柱 TYPE B		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

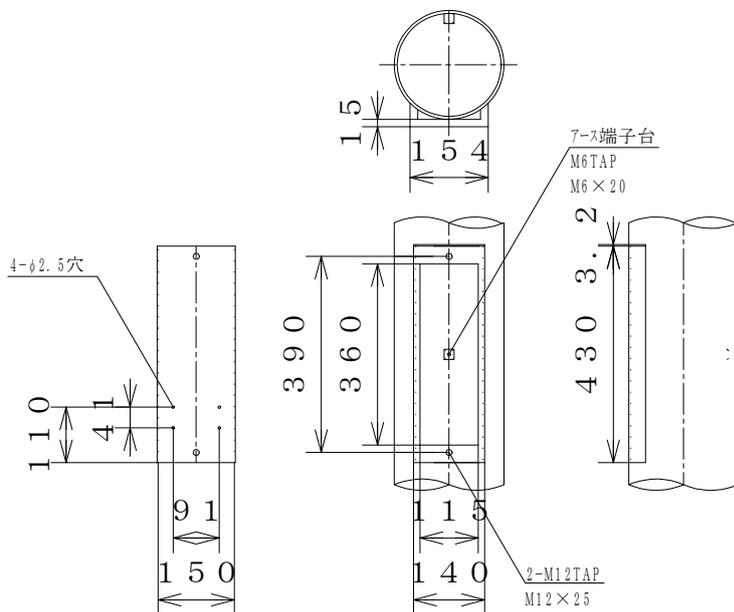
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
(尺度: 1/15)



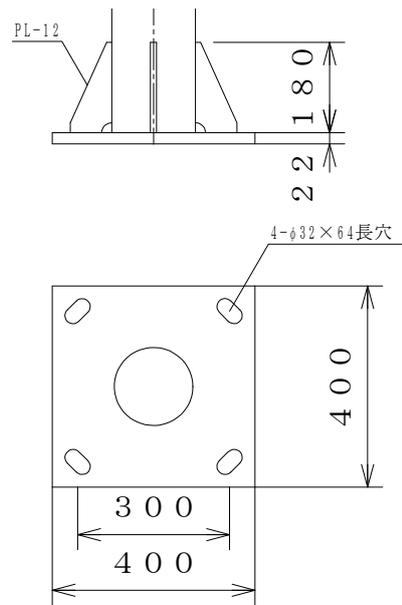
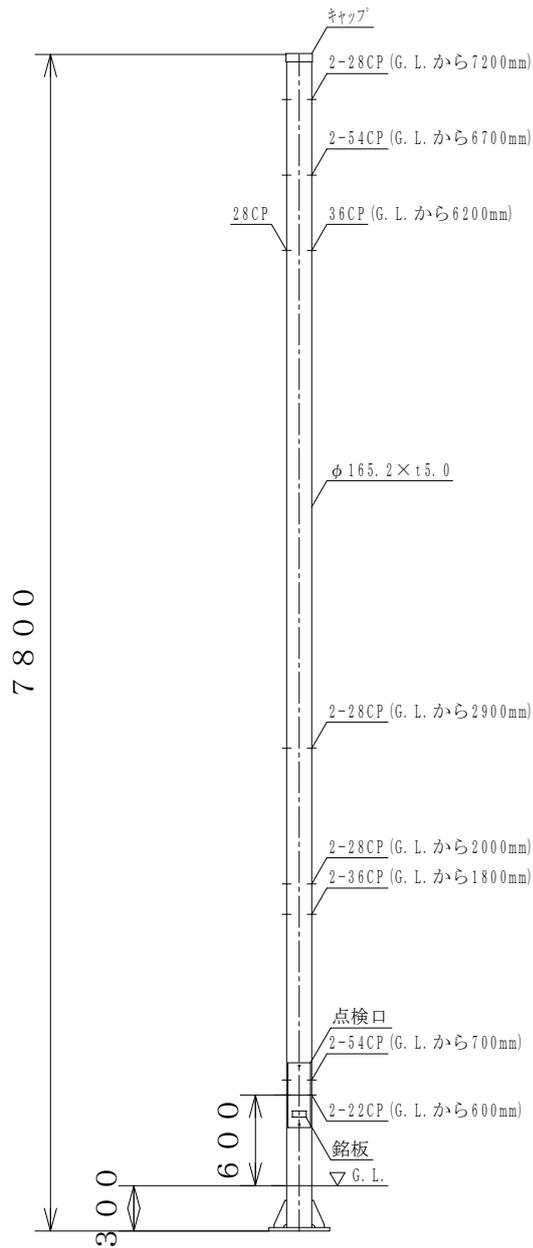
アンカーフレーム詳細図
(尺度: 1/15)



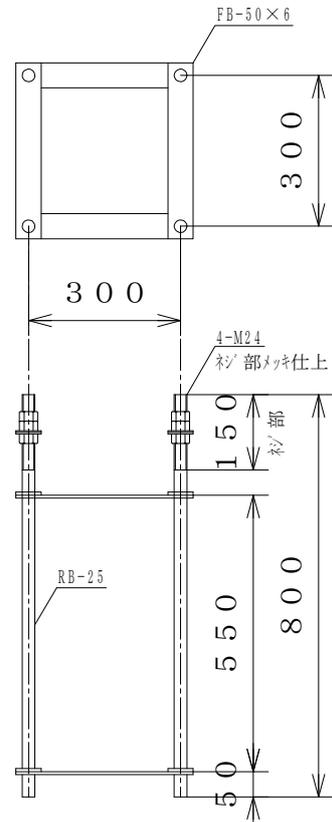
点検口詳細図
(尺度: 1/15)

図名	鋼管柱 TYPE C		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

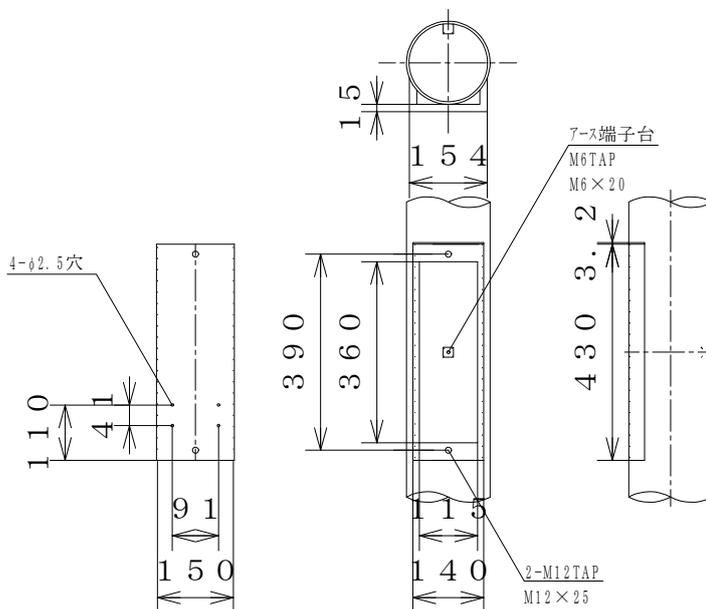
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
(尺度: 1/15)



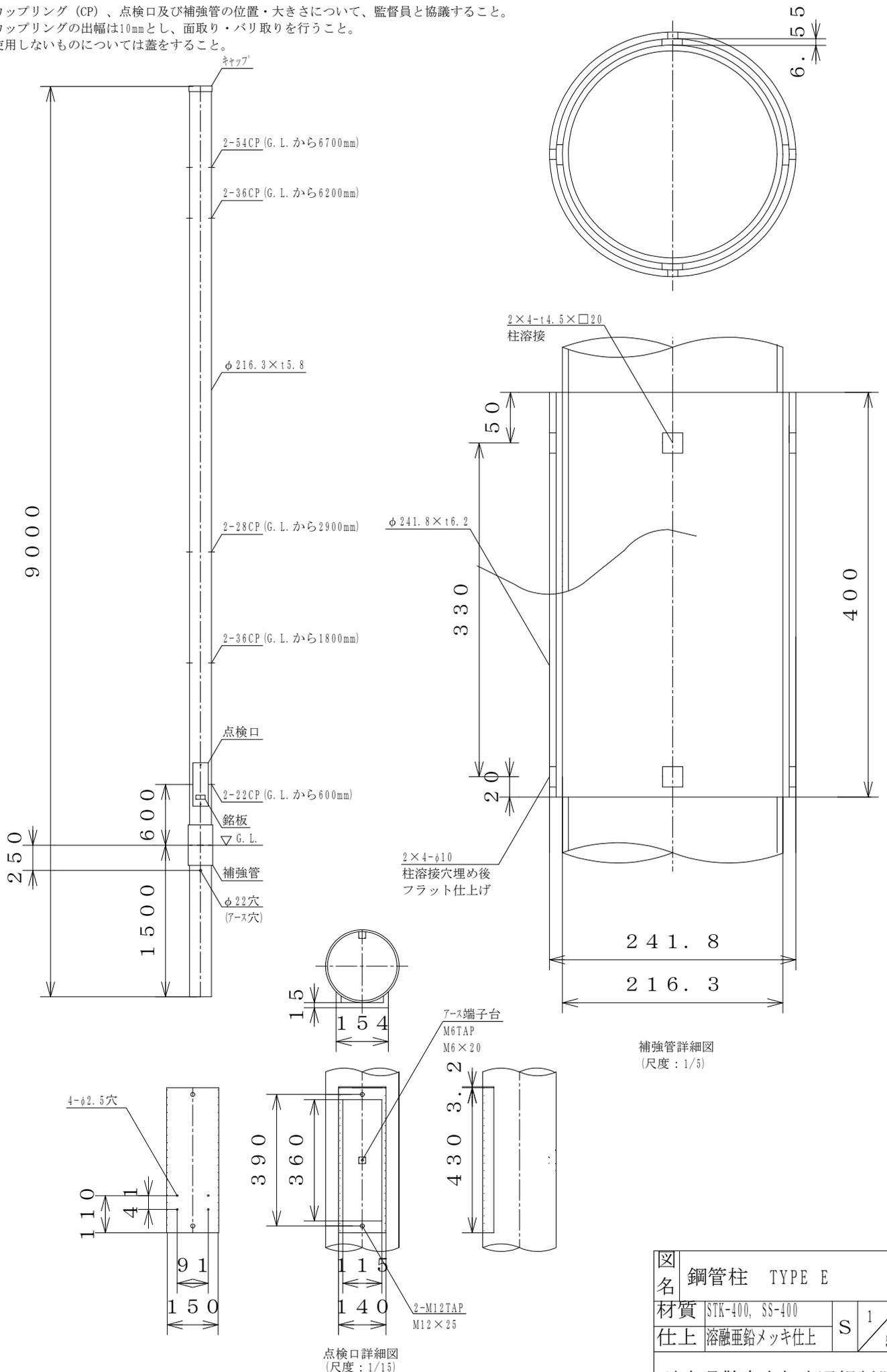
アンカーフレーム詳細図
(尺度: 1/15)



点検口詳細図
(尺度: 1/15)

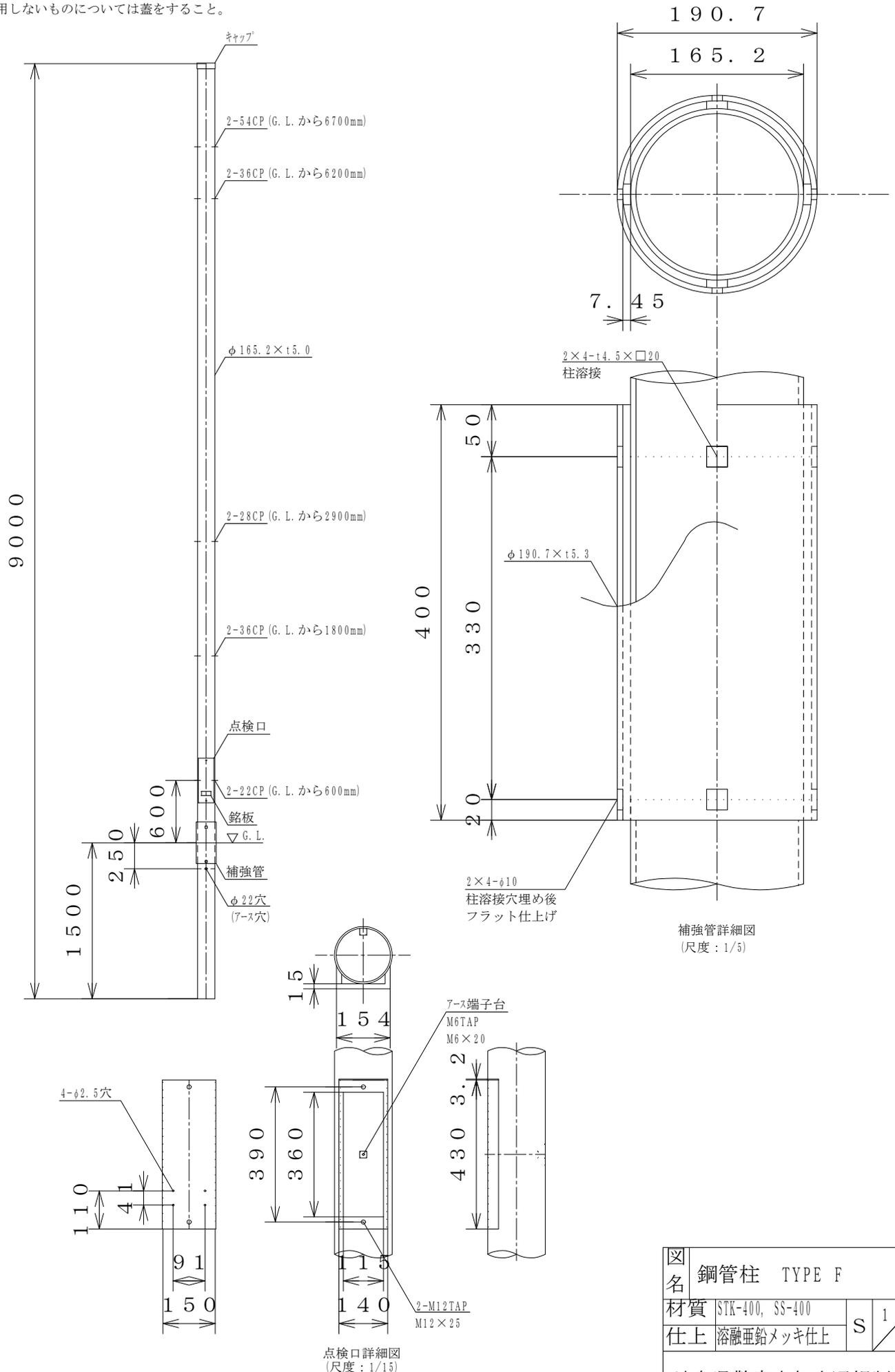
図名	鋼管柱 TYPE D		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



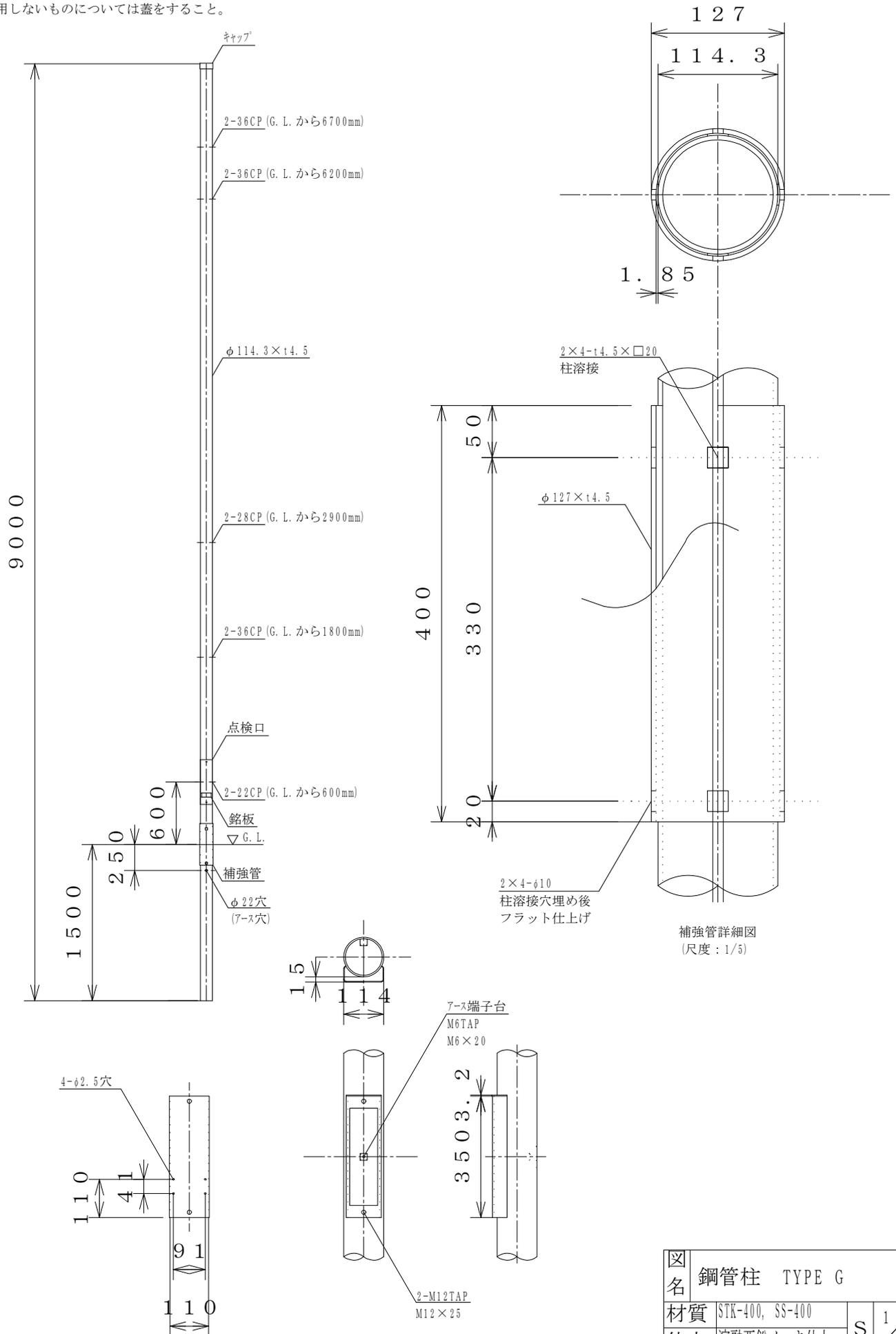
図名	鋼管柱 TYPE E		
材質	STK-400, SS-400	S	1 50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



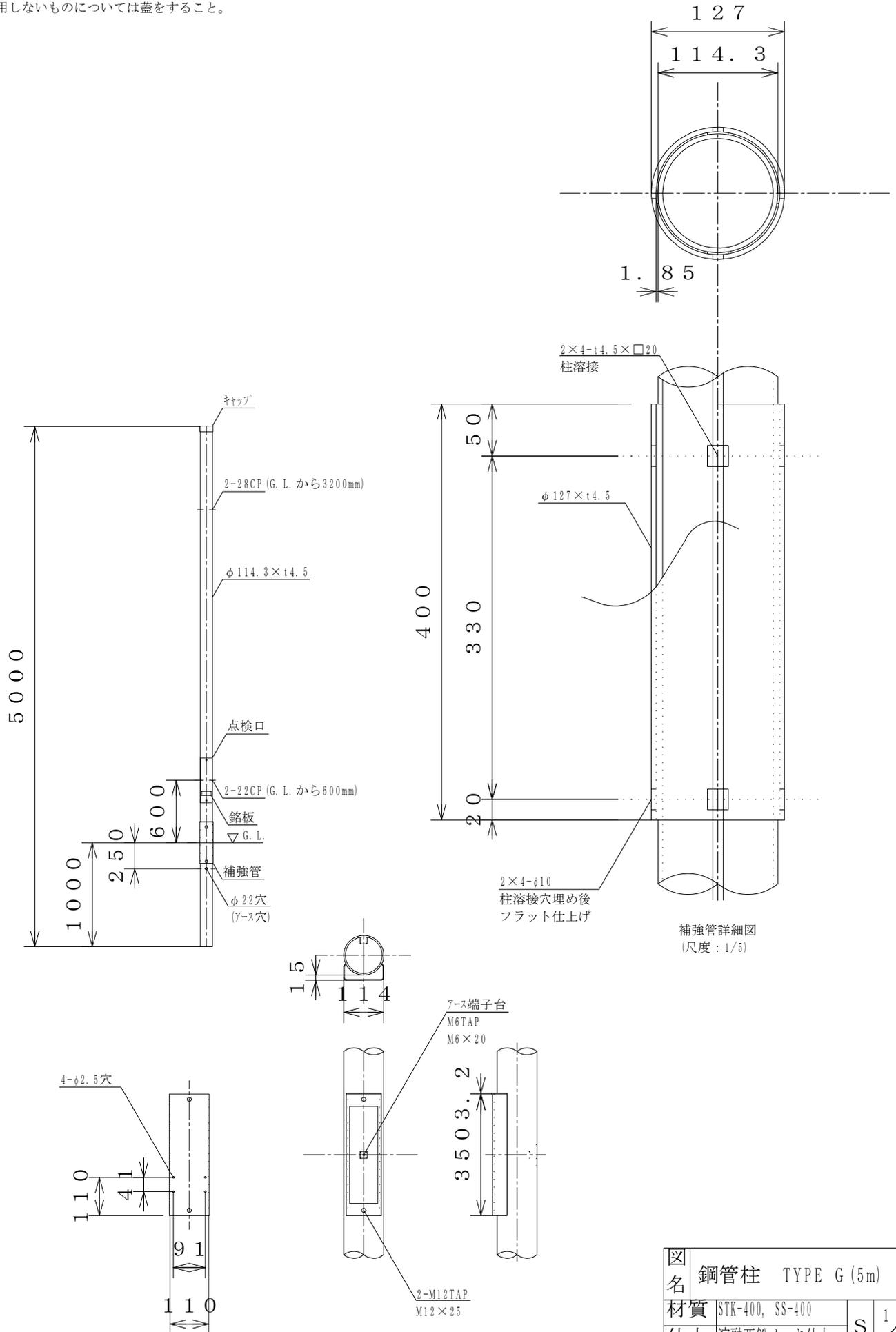
図名	鋼管柱 TYPE F		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



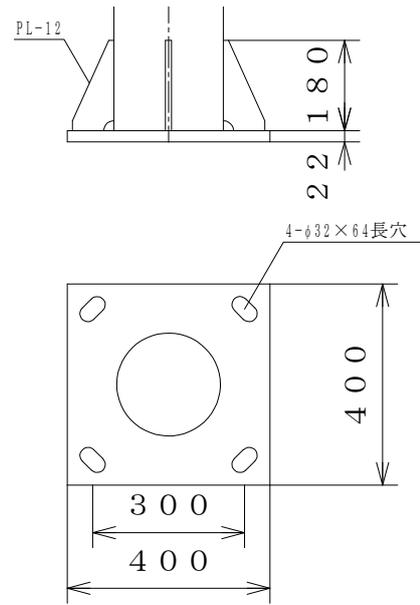
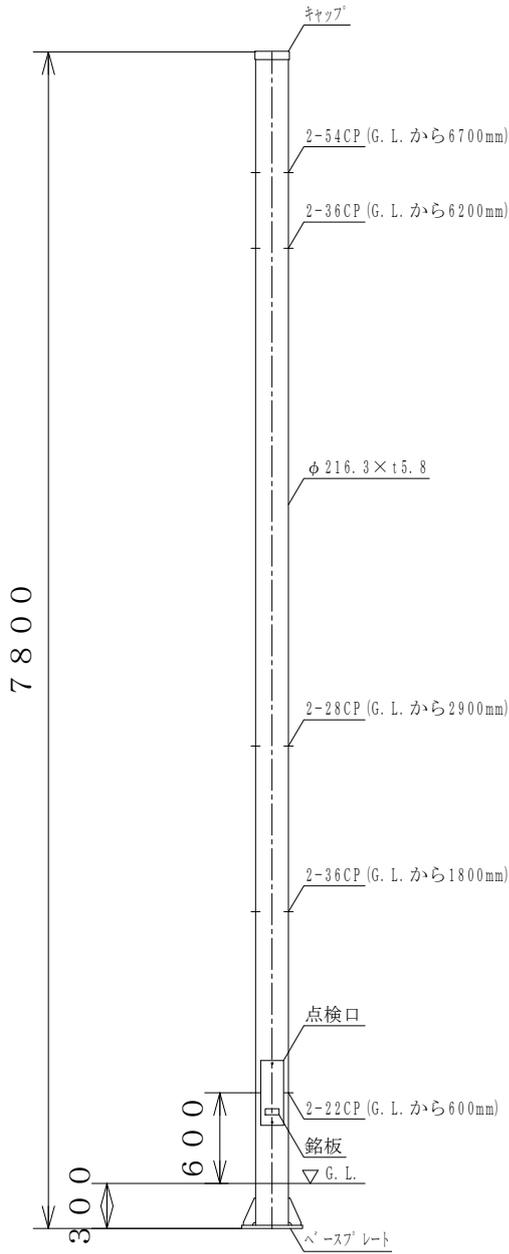
図名	鋼管柱 TYPE G		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。

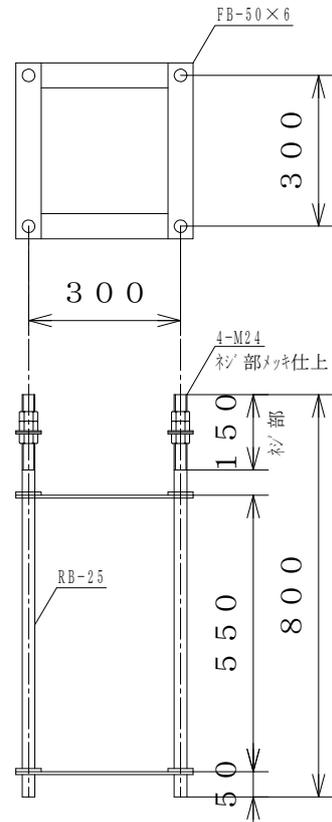


図名	鋼管柱 TYPE G (5m)		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

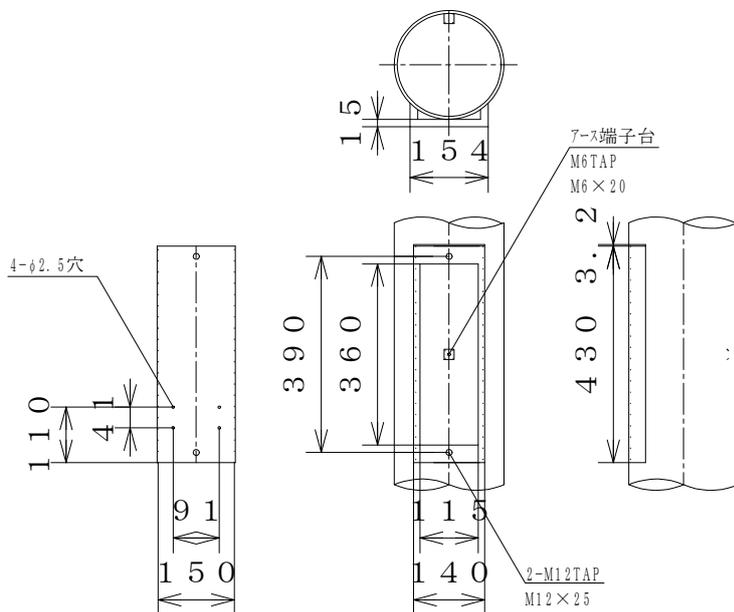
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
 (尺度: 1/15)



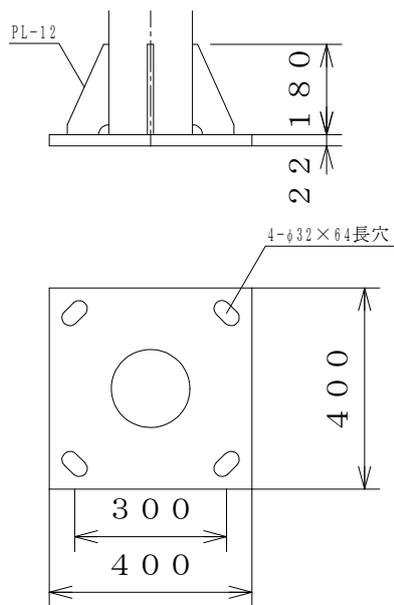
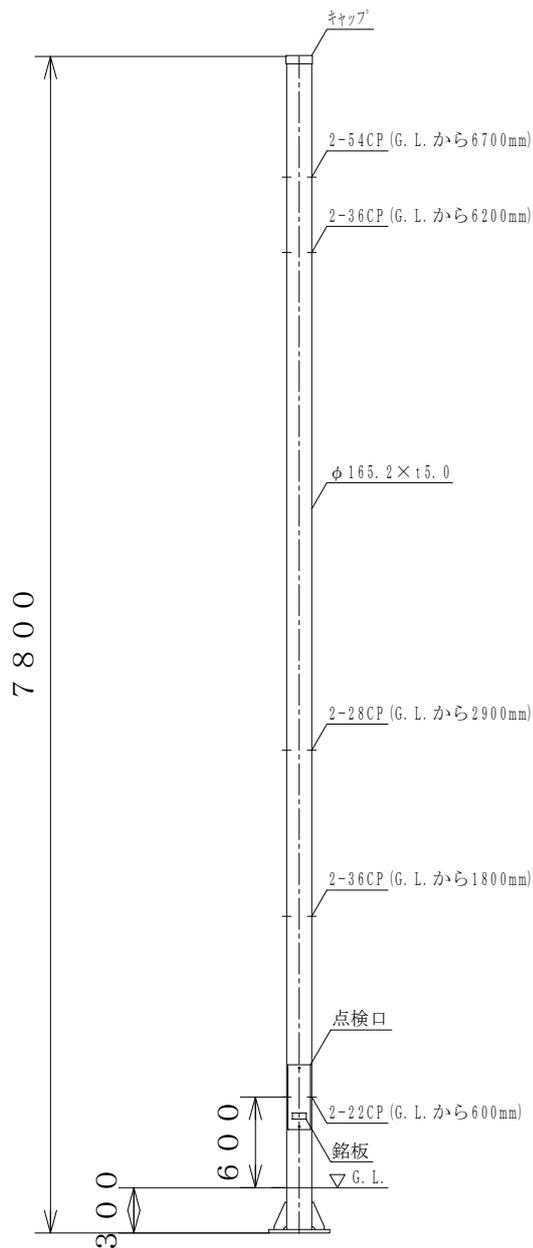
アンカーフレーム詳細図
 (尺度: 1/15)



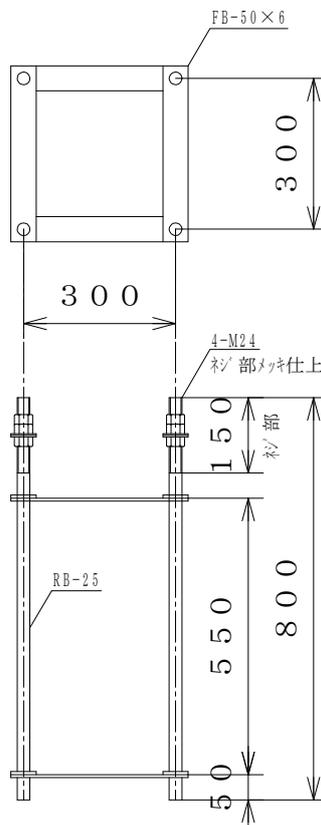
点検口詳細図
 (尺度: 1/15)

図名	鋼管柱 TYPE H		
材質	STK-400, SS-400	S	1 50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

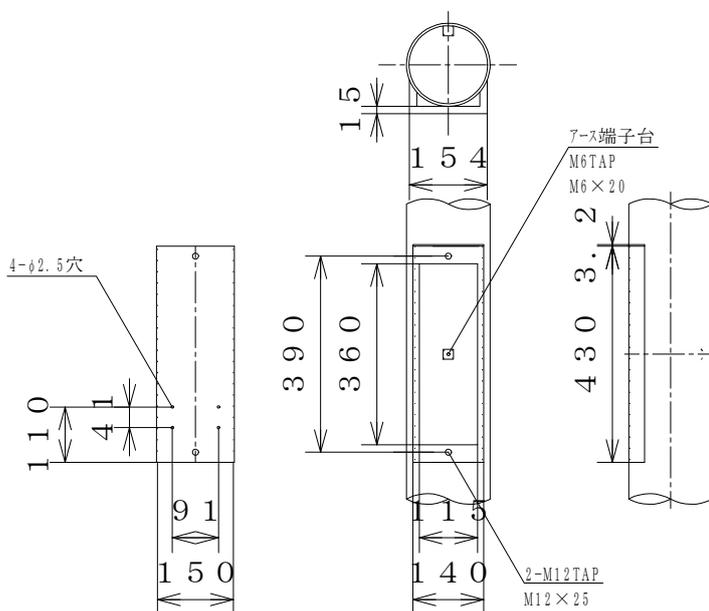
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
 (尺度: 1/15)



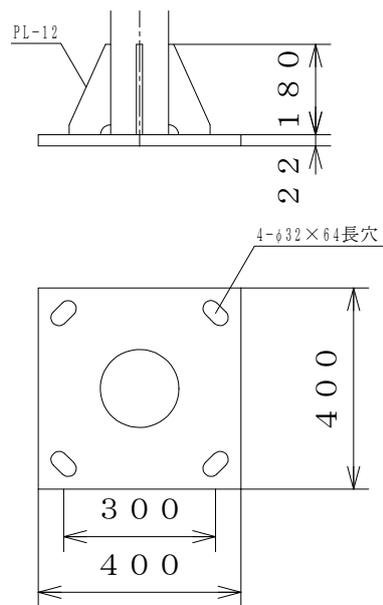
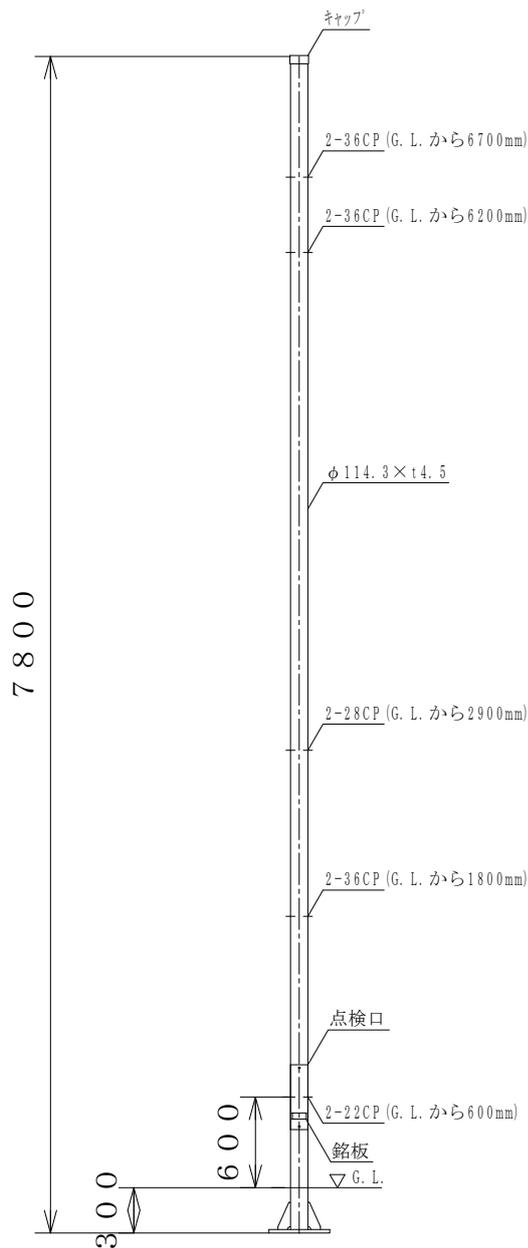
アンカーフレーム詳細図
 (尺度: 1/15)



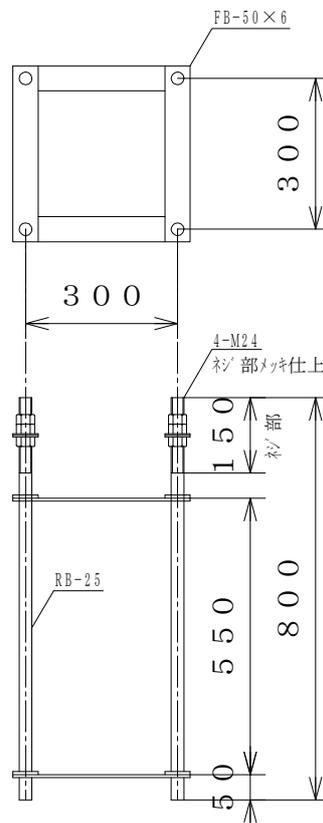
点検口詳細図
 (尺度: 1/15)

図名	鋼管柱 TYPE I		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

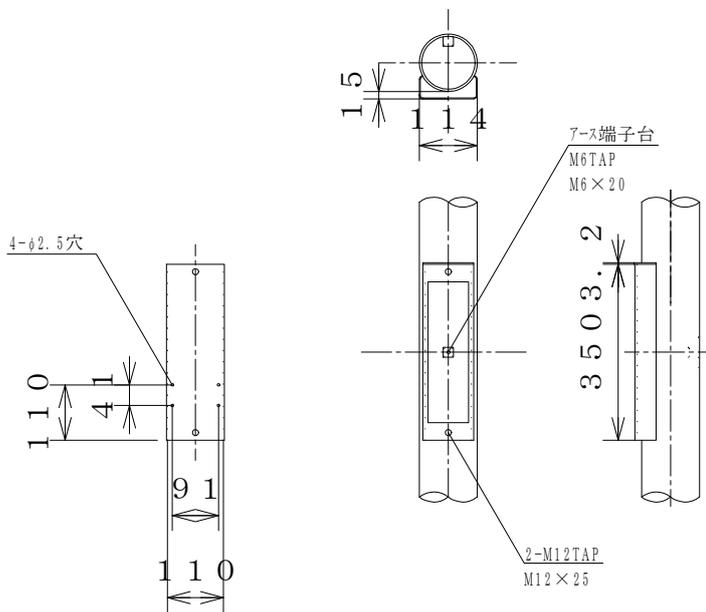
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
 (尺度: 1/15)



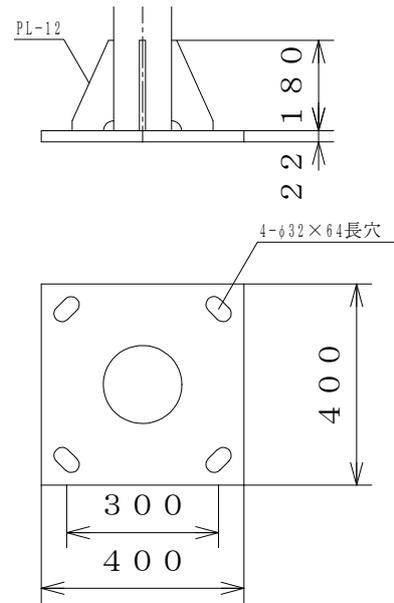
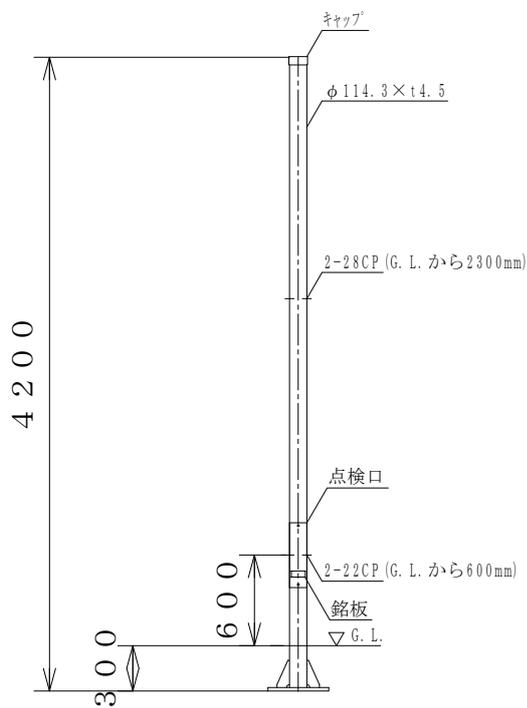
アンカーフレーム詳細図
 (尺度: 1/15)



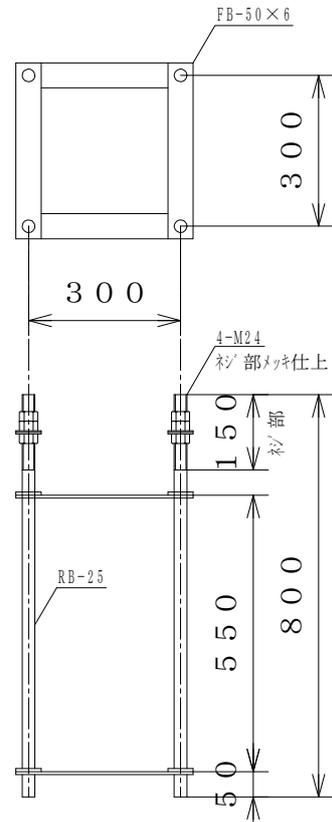
点検口詳細図
 (尺度: 1/15)

図名	鋼管柱 TYPE J		
材質	STK-400, SS-400	S	1 50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

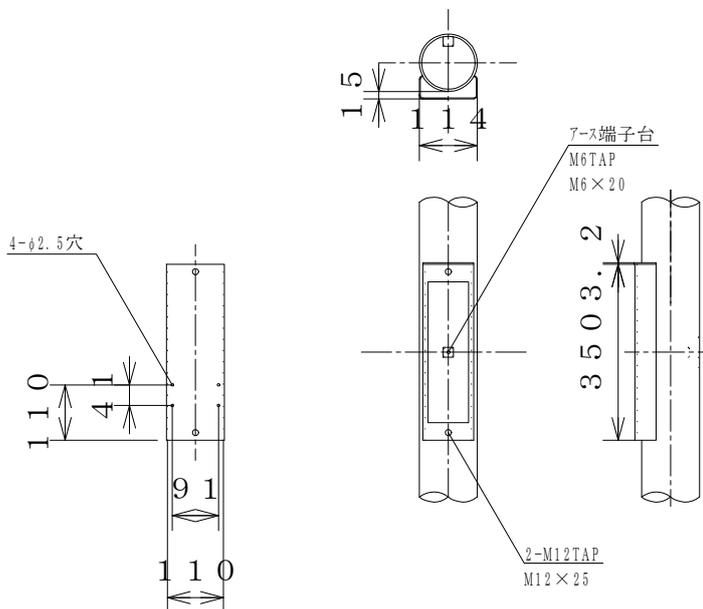
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
 (尺度: 1/15)



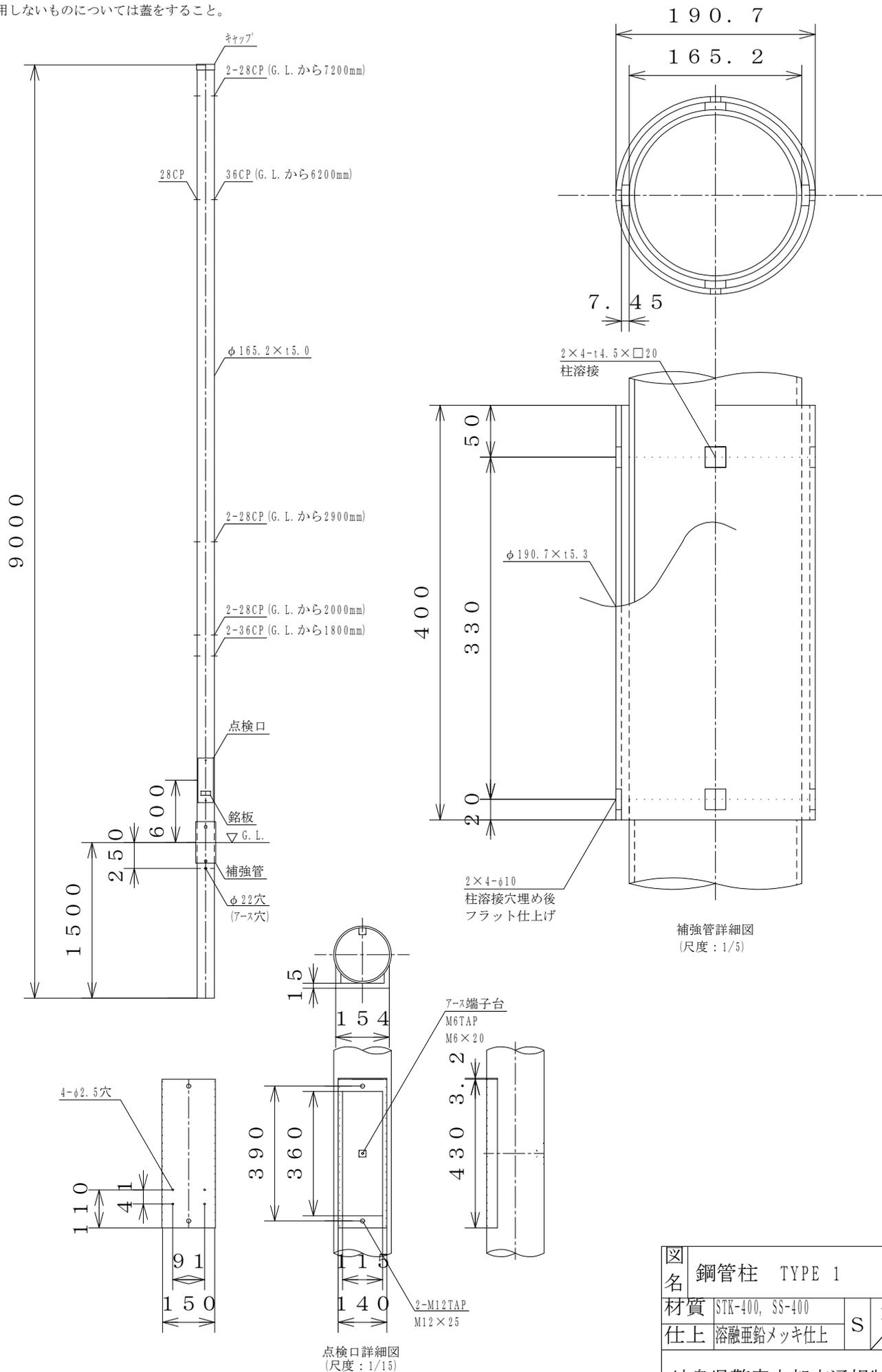
アンカーフレーム詳細図
 (尺度: 1/15)



点検口詳細図
 (尺度: 1/15)

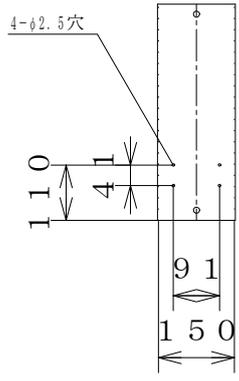
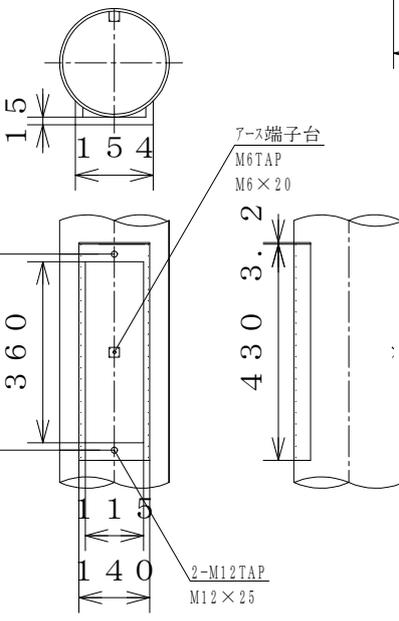
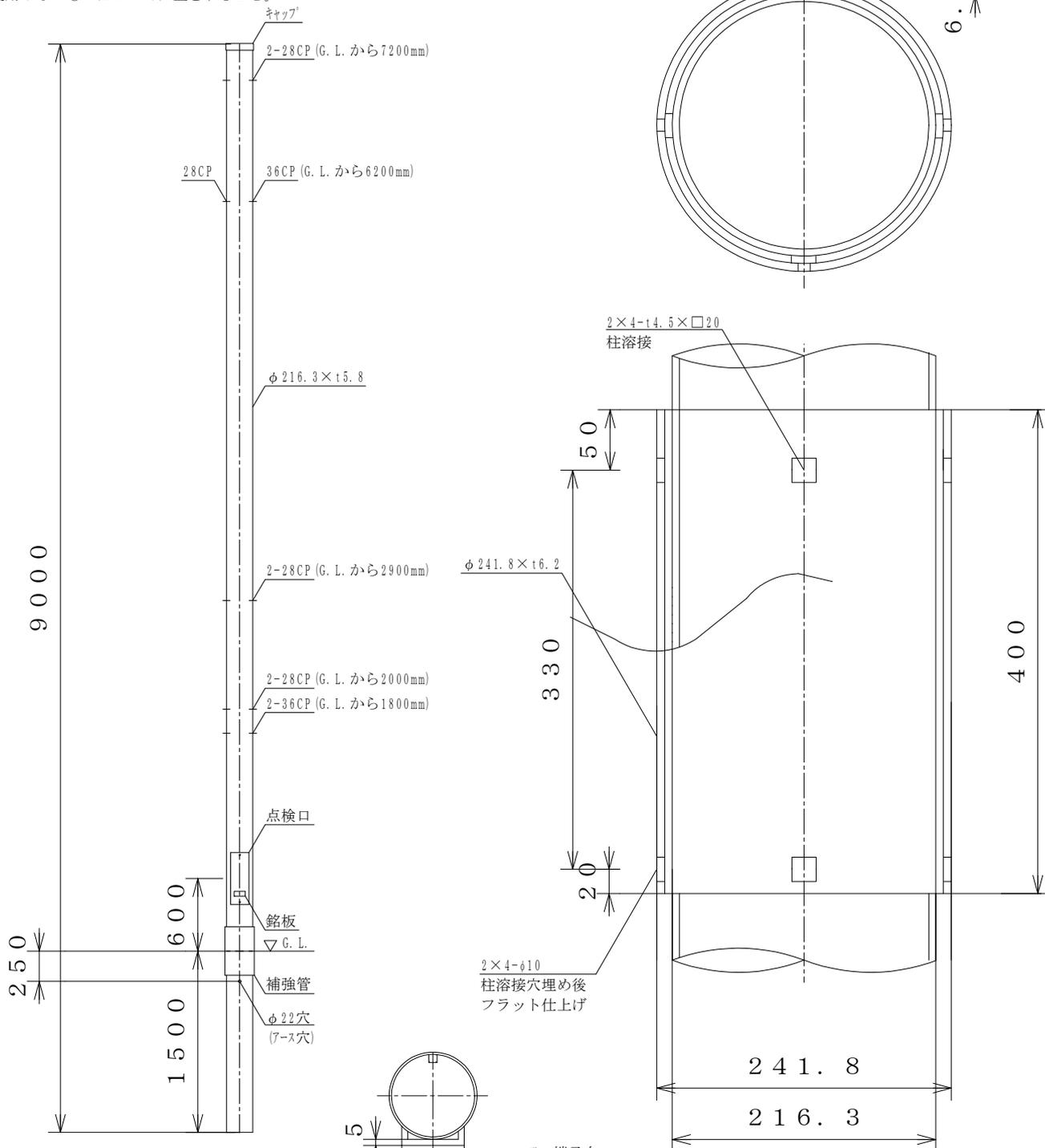
図名	鋼管柱 TYPE J (4.2m)		
材質	STK-400, SS-400	S	1 50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



図名	鋼管柱 TYPE 1		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。

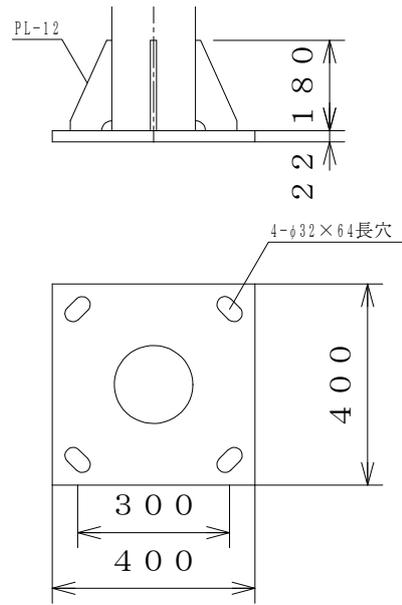
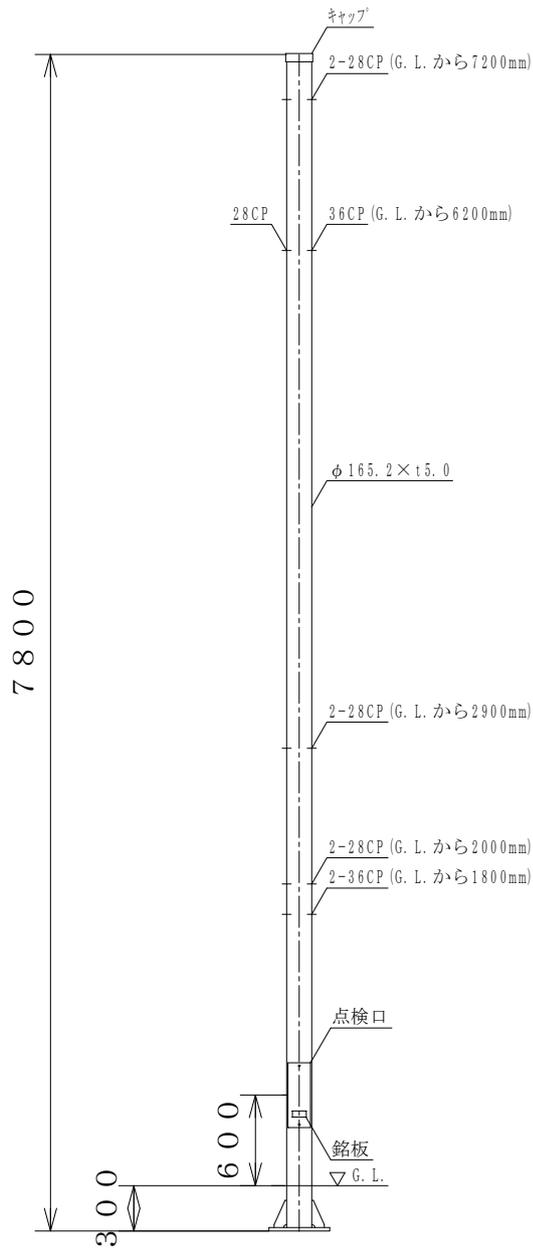


点検口詳細図
(尺度: 1/15)

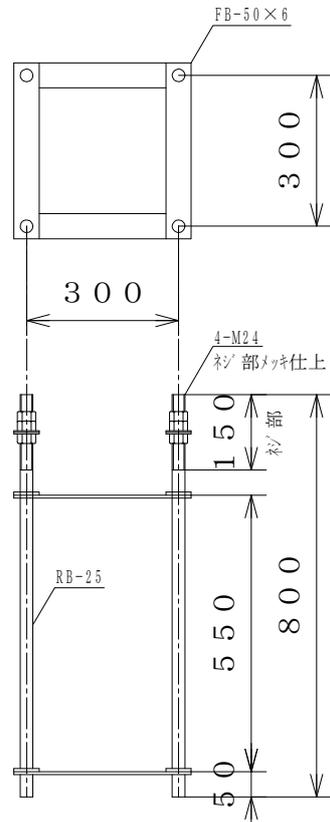
補強管詳細図
(尺度: 1/5)

図名	鋼管柱 TYPE 2		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

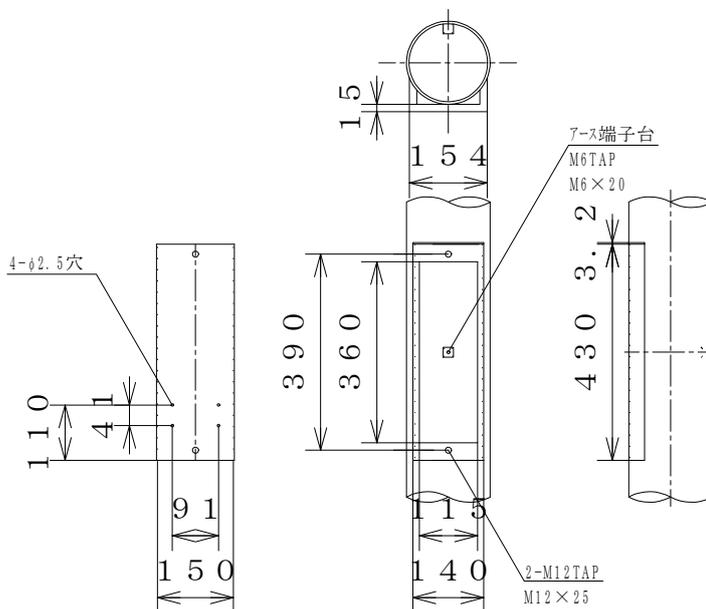
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
 (尺度: 1/15)



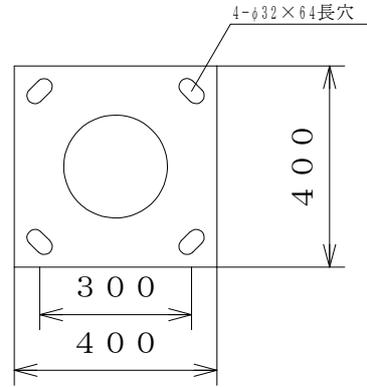
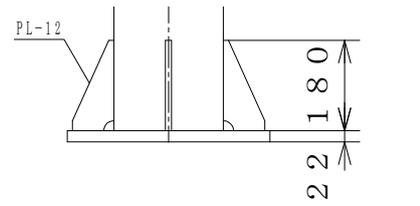
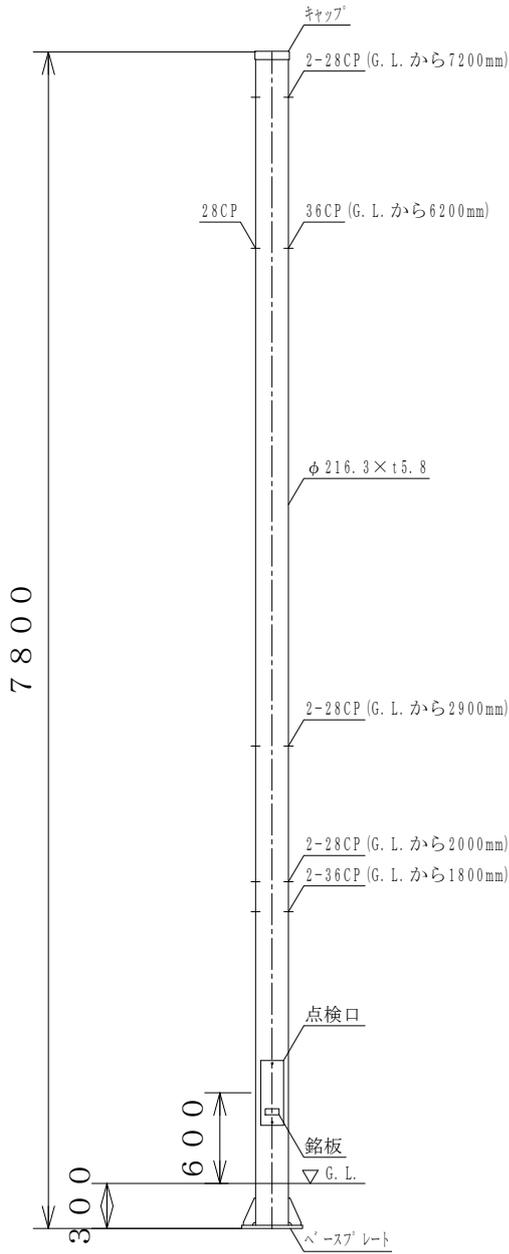
アンカーフレーム詳細図
 (尺度: 1/15)



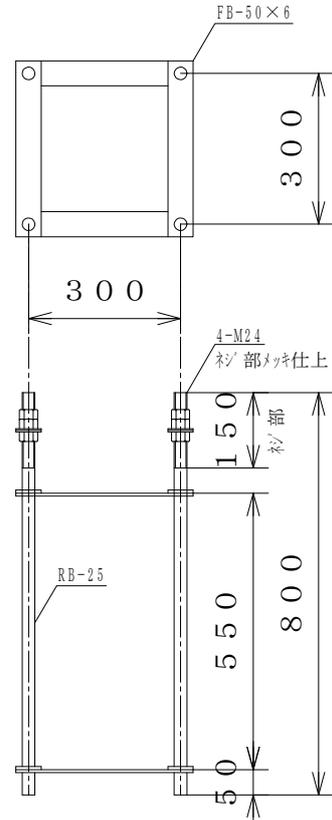
点検口詳細図
 (尺度: 1/15)

図名	鋼管柱 TYPE 3		
材質	STK-400, SS-400	S	1/50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

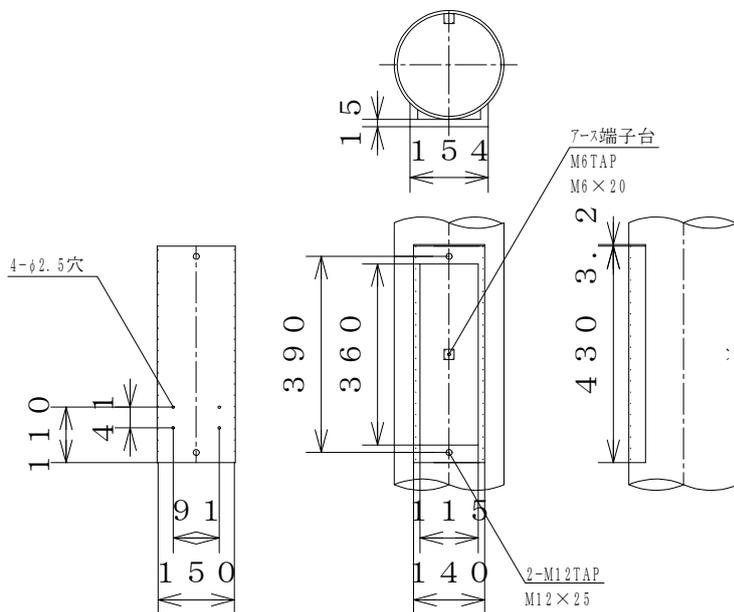
カップリング (CP)、点検口及び補強管の位置・大きさについて、監督員と協議すること。
 カップリングの出幅は10mmとし、面取り・バリ取りを行うこと。
 使用しないものについては蓋をすること。



ベース部詳細図
 (尺度: 1/15)

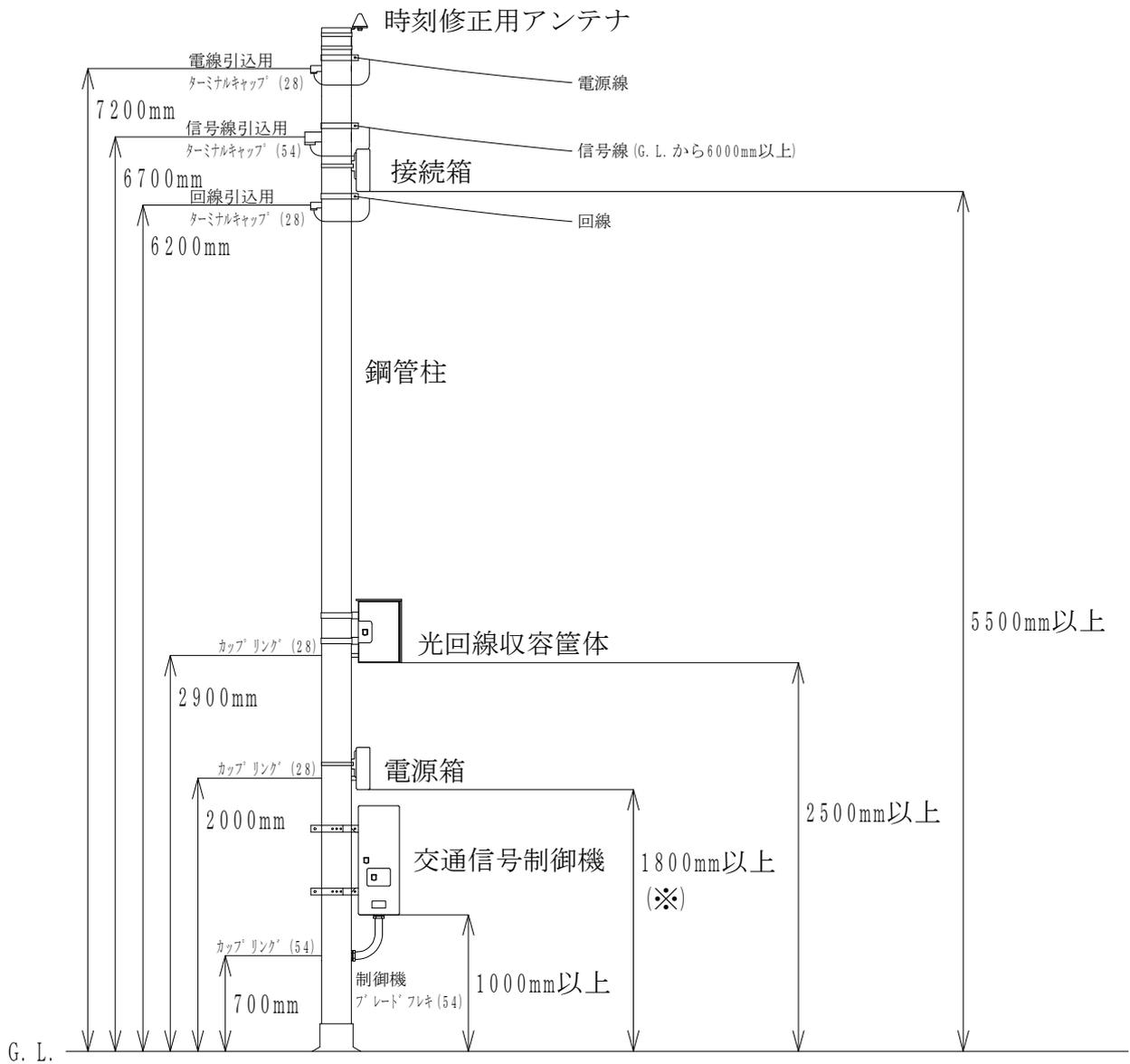


アンカーフレーム詳細図
 (尺度: 1/15)



点検口詳細図
 (尺度: 1/15)

図名	鋼管柱 TYPE 4		
材質	STK-400, SS-400	S	1 50
仕上	溶融亜鉛メッキ仕上		
岐阜県警察本部交通規制課			

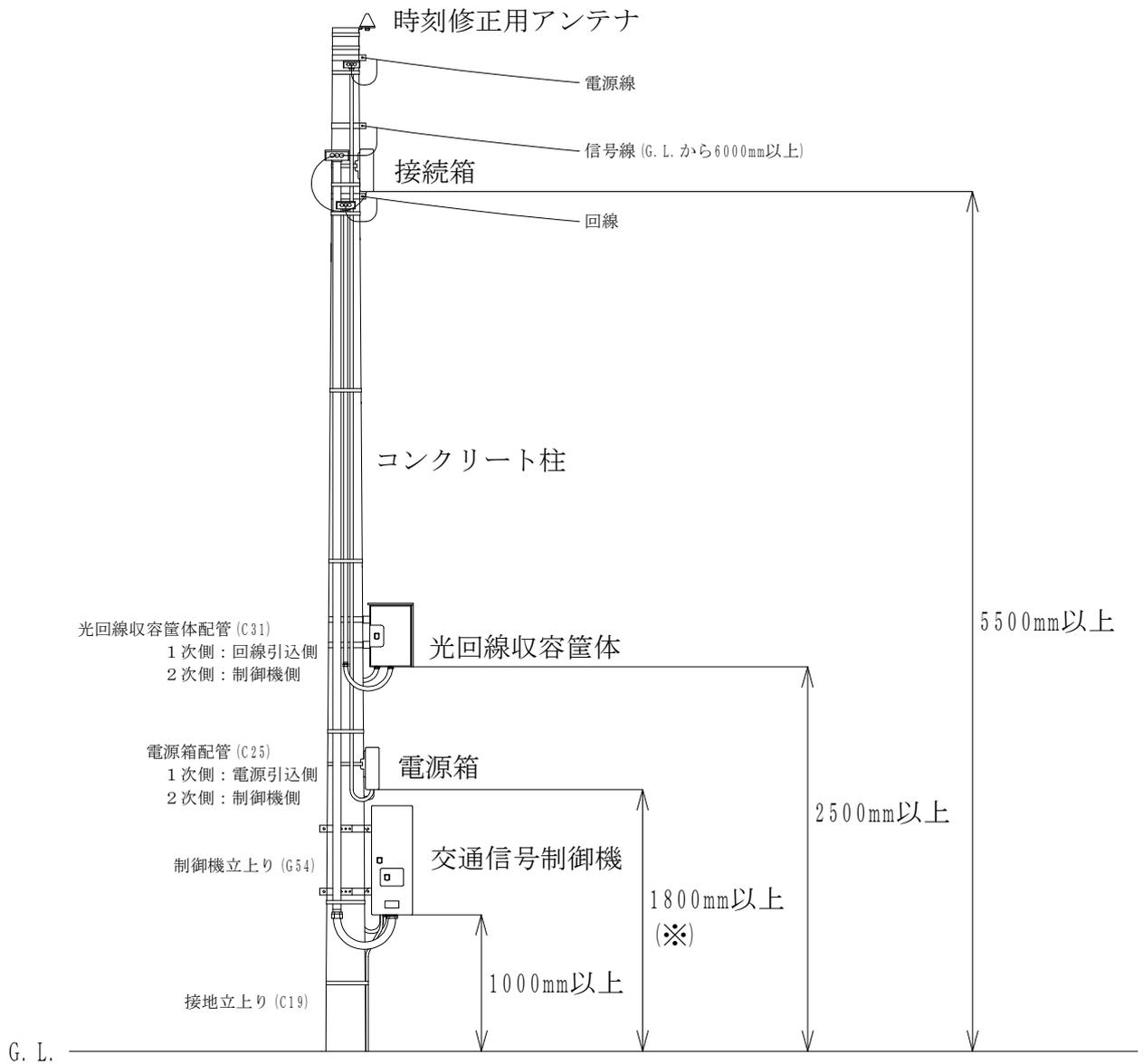


備考

- 時刻修正機能付き又は無線機能付きの場合はアンテナを設置すること。
- 時刻修正機能付きの場合で特に指定がない場合はGPSアンテナを使用すること。
- 交通信号制御機は車両が衝突し難い方向に設置すること。
- 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
- 回線及び電線は単独で引き込むこと。
- 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

図名	交通信号制御機標準設置姿図 (鋼管柱)
----	------------------------

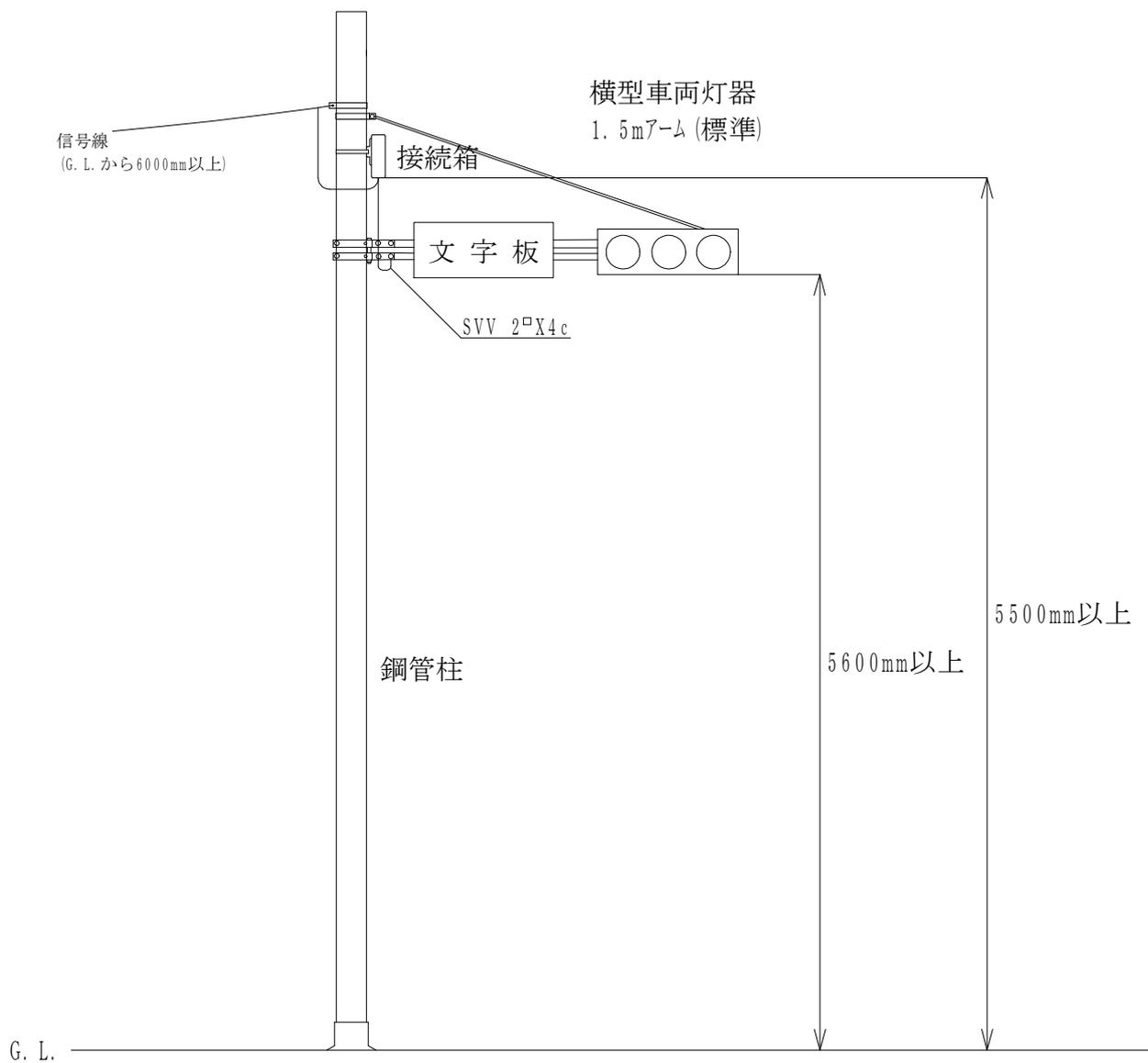


備考

- 時刻修正機能付き又は無線機能付きの場合はアンテナを設置すること。
- 時刻修正機能付きの場合で特に指定がない場合はGPSアンテナを使用すること。
- 交通信号制御機は車両が衝突し難い方向に設置すること。
- 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
- 回線及び電線は単独で引き込むこと。
- 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

図名	交通信号制御機標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	----------------------------



備考

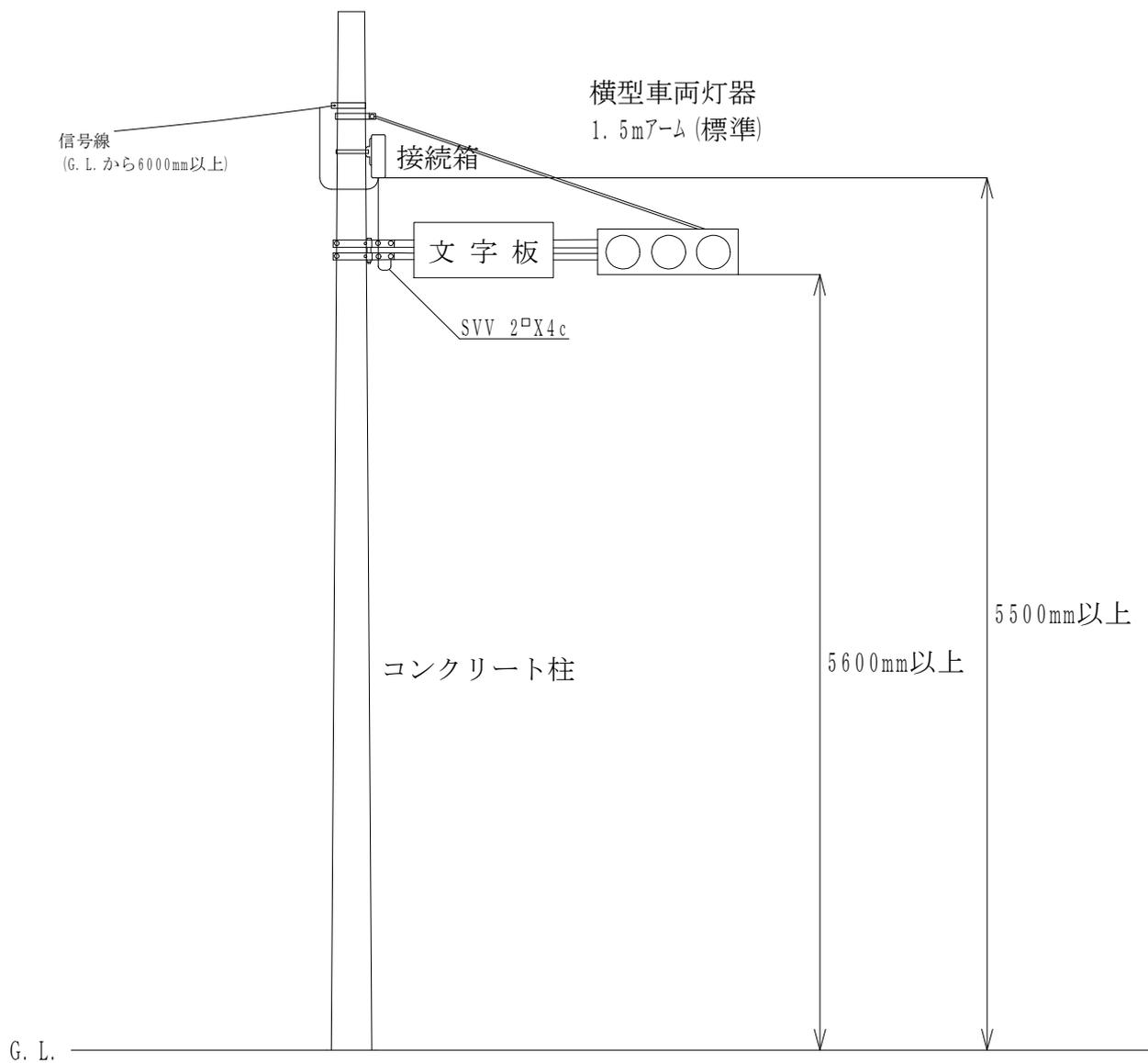
特に指定がない場合はフードの有無は問わない。

鋼管柱用の取付金具を使用すること。

文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

アームは図面表記のアーム長に200mmを加算した長さとする。

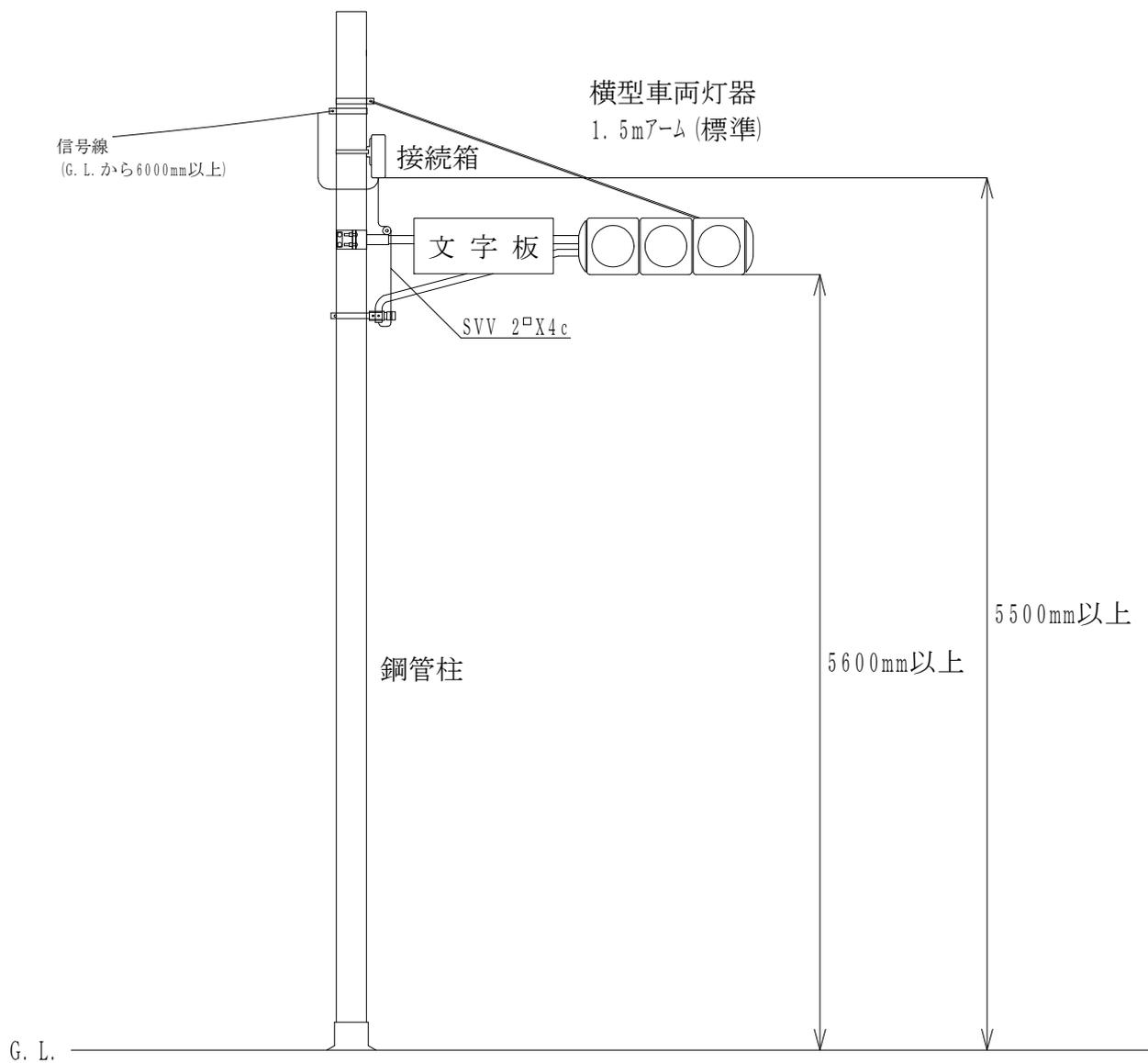
図名	車両用信号灯器標準設置姿図 φ25 (鋼管柱)
----	----------------------------



備考

特に指定がない場合はフードの有無は問わない。
 コンクリート柱用の取付金具を使用すること。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。
 アームは図面表記のアーム長に200mmを加算した長さとする。

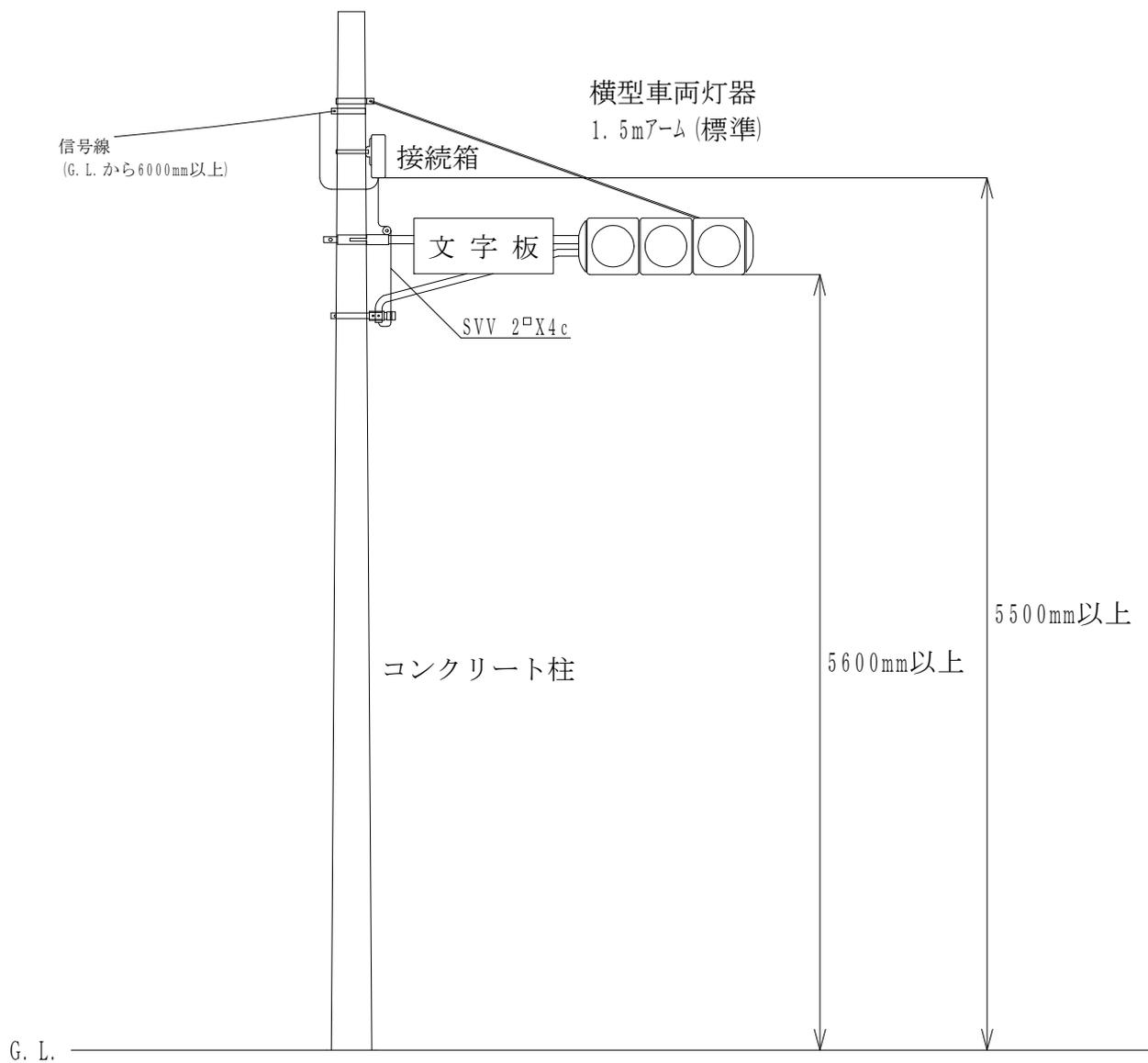
図名	車両用信号灯器標準設置姿図 φ25 (コンクリート柱)
----	--------------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 鋼管柱用の取付金具を使用すること。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

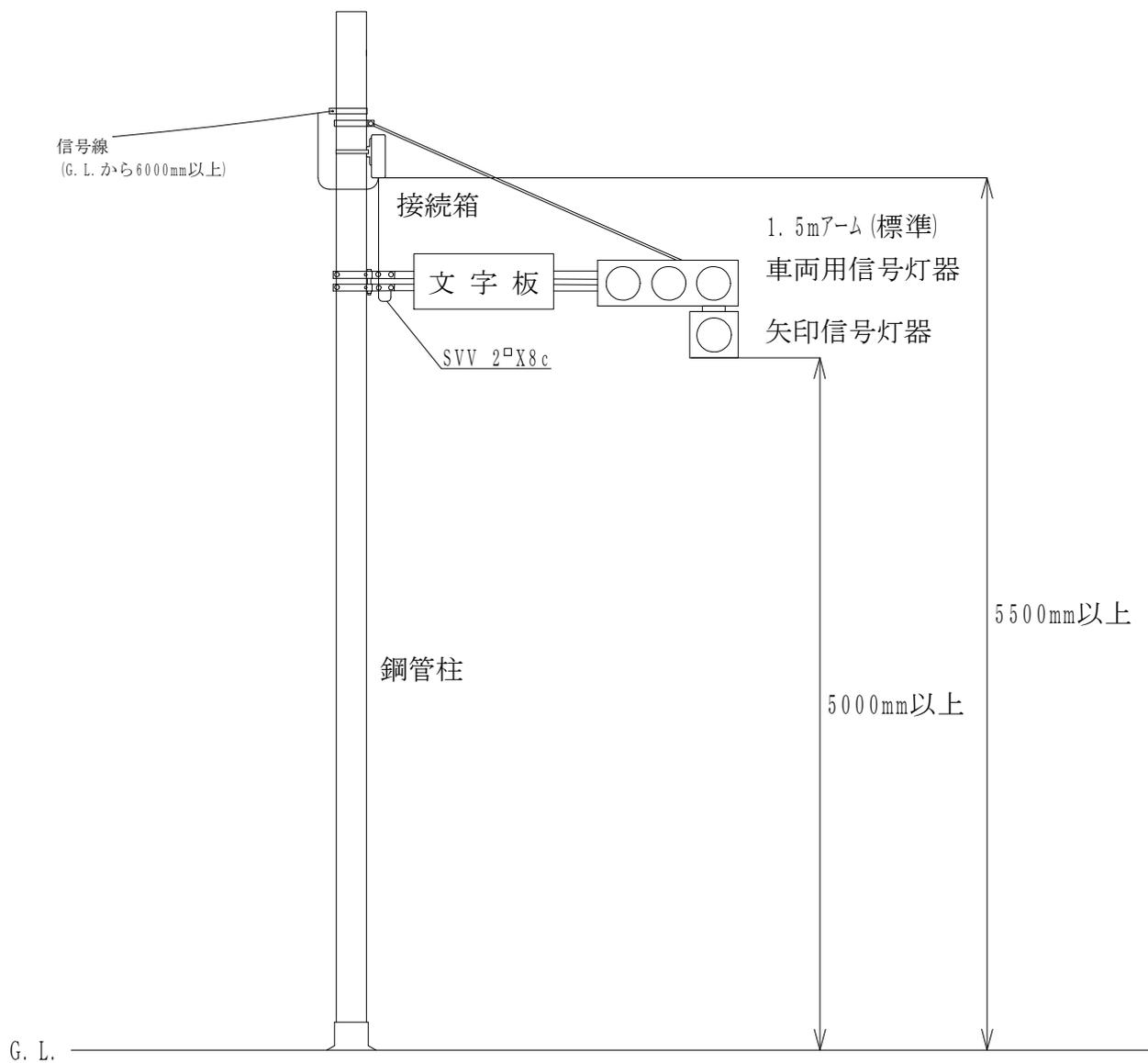
図名	車両用信号灯器標準設置姿図 φ30 (鋼管柱)
----	----------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 コンクリート柱用の取付金具を使用すること。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

図名	車両用信号灯器標準設置姿図 φ30 (コンクリート柱)
----	--------------------------------

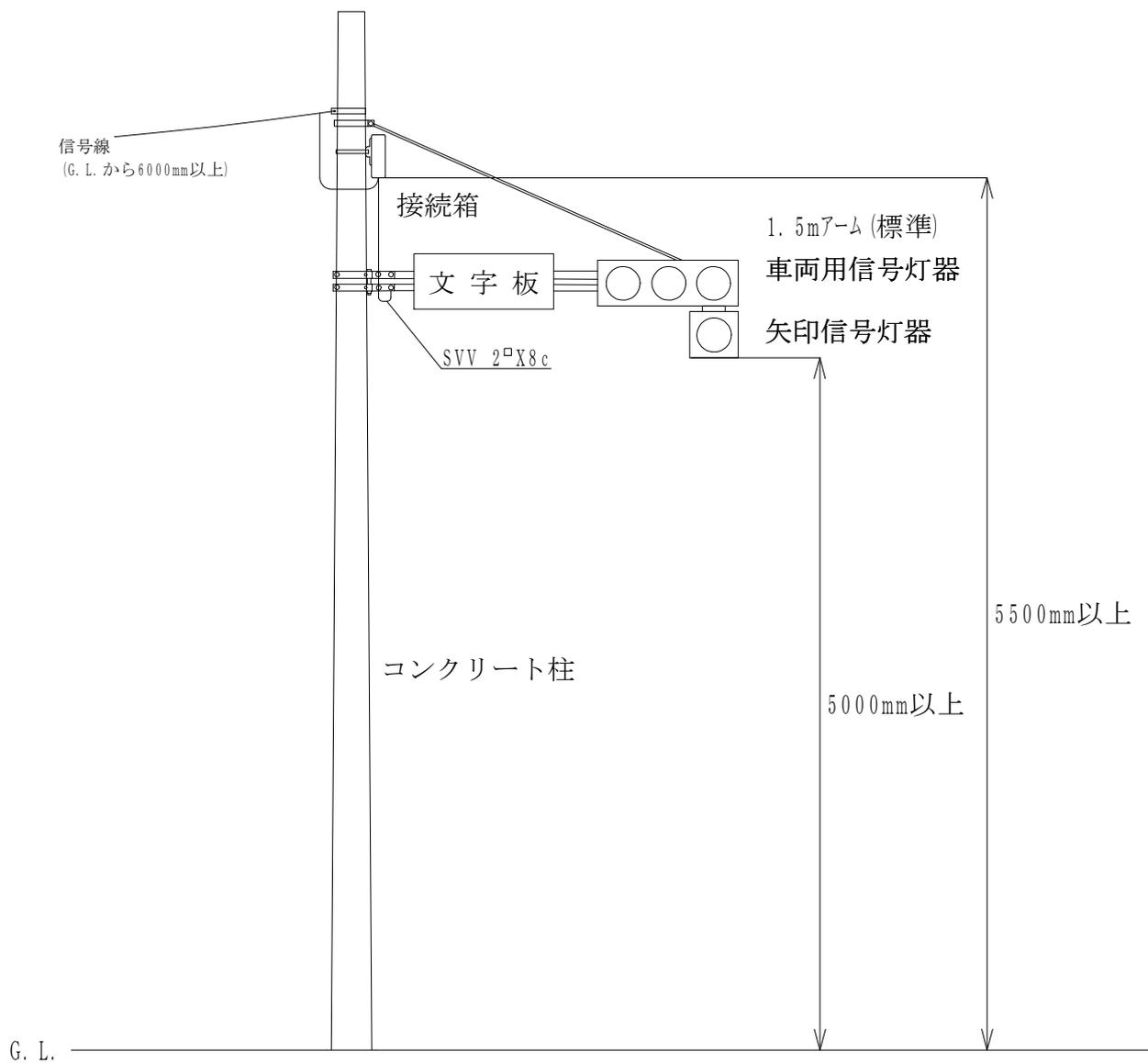


備考

特に指定がない場合はフードの有無は問わない。

アームは図面表記のアーム長に200mmを加算した長さとする。

図名	矢印信号灯器標準設置姿図 φ25 (鋼管柱)
----	---------------------------

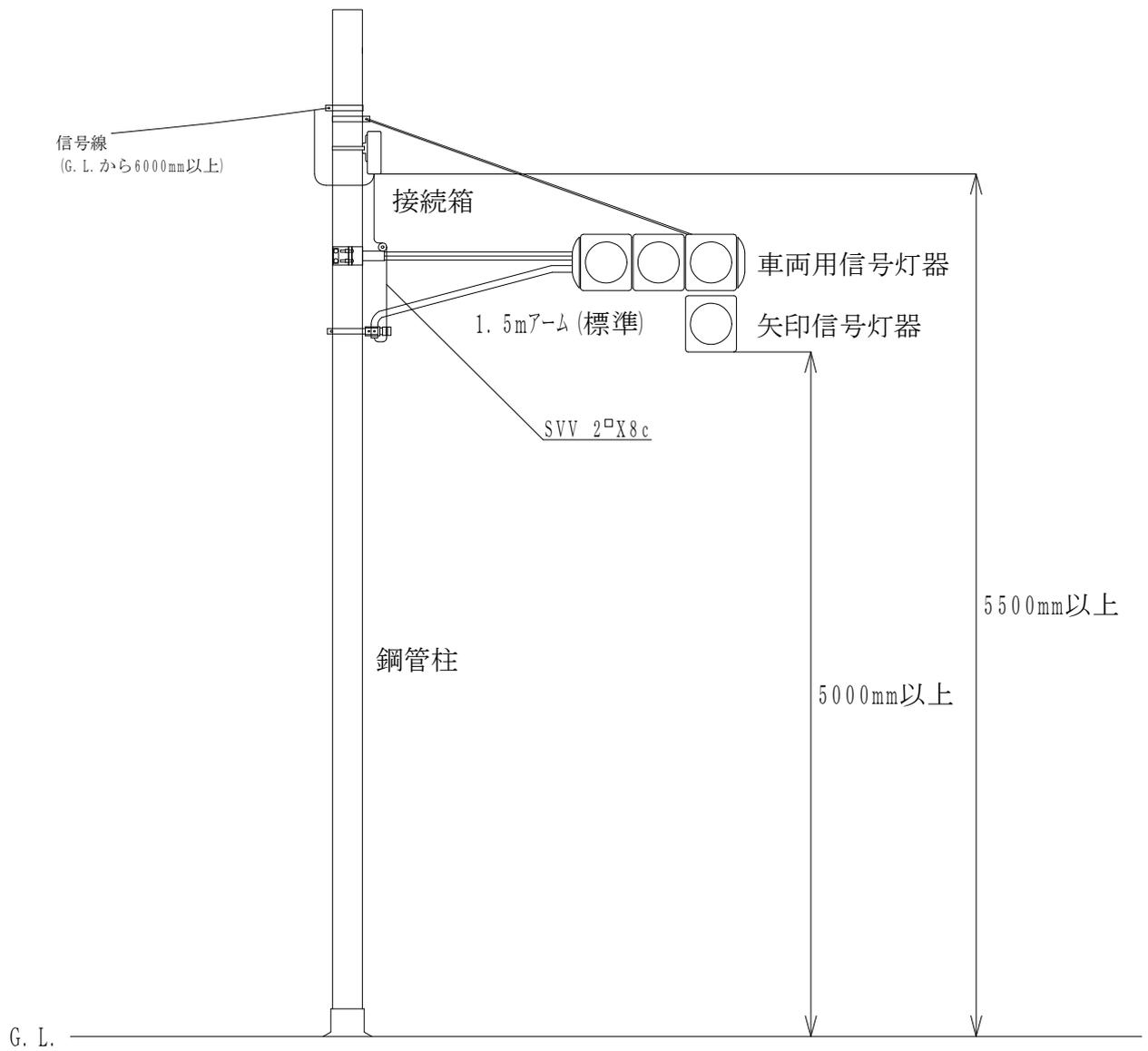


備考

特に指定がない場合はフードの有無は問わない。

アームは図面表記のアーム長に200mmを加算した長さとする。

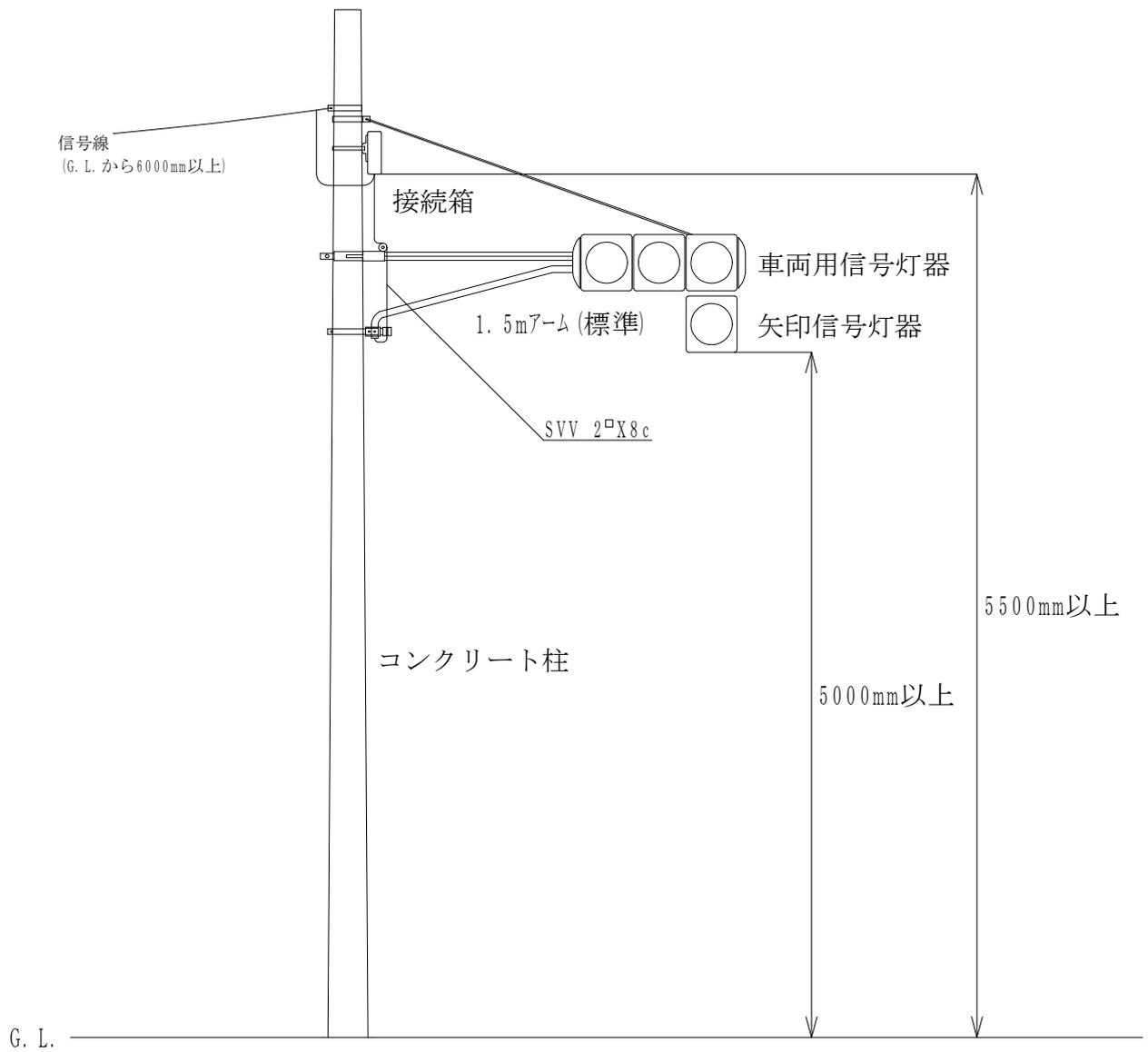
図名	矢印信号灯器標準設置姿図 φ25 (コンクリート柱)
----	-------------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合は車両用信号灯器と同等のものを
使用すること。

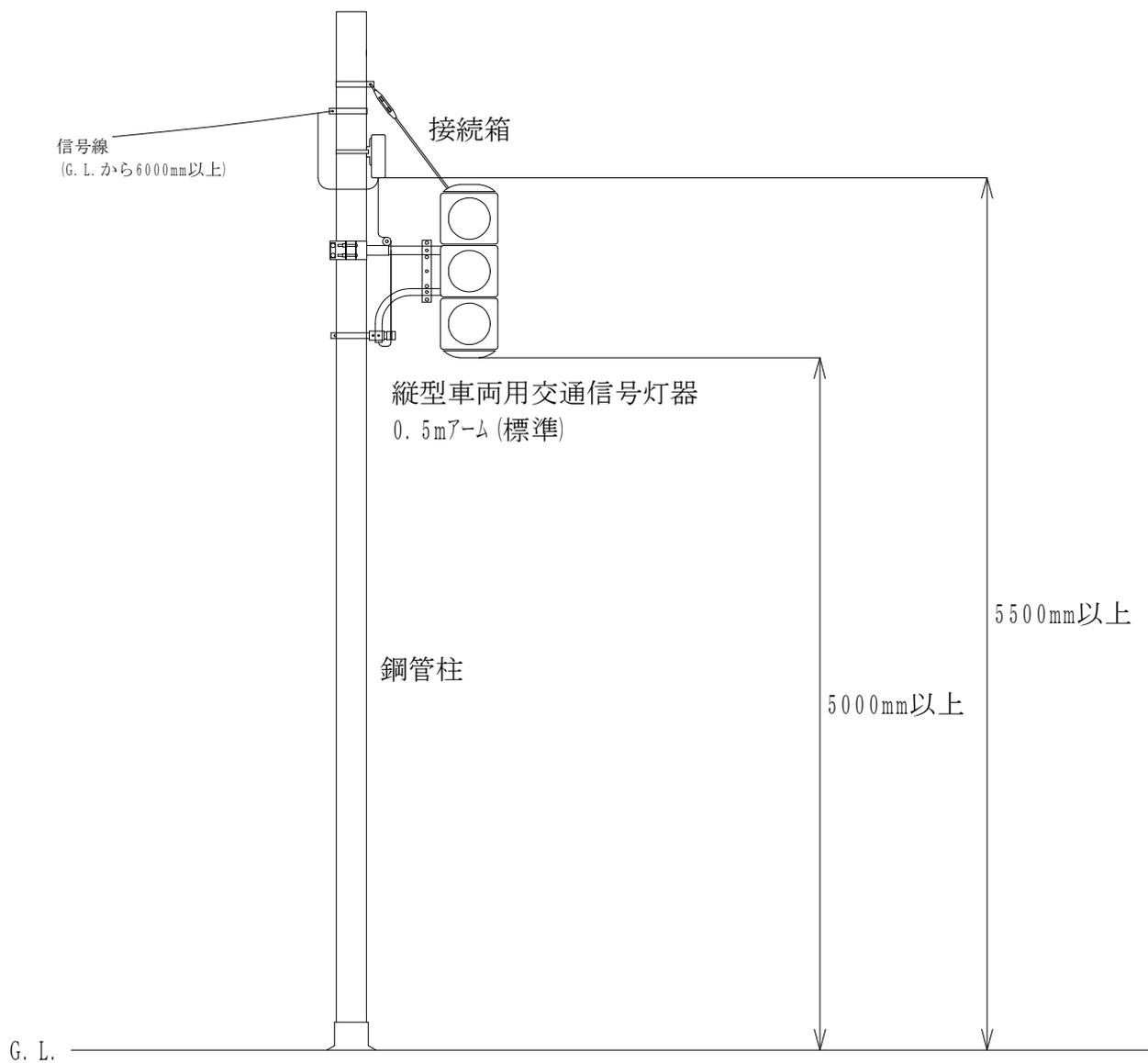
図名	矢印信号灯器標準設置姿図 φ30 (鋼管柱)
----	---------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合は車両用信号灯器と同等のものを
使用すること。

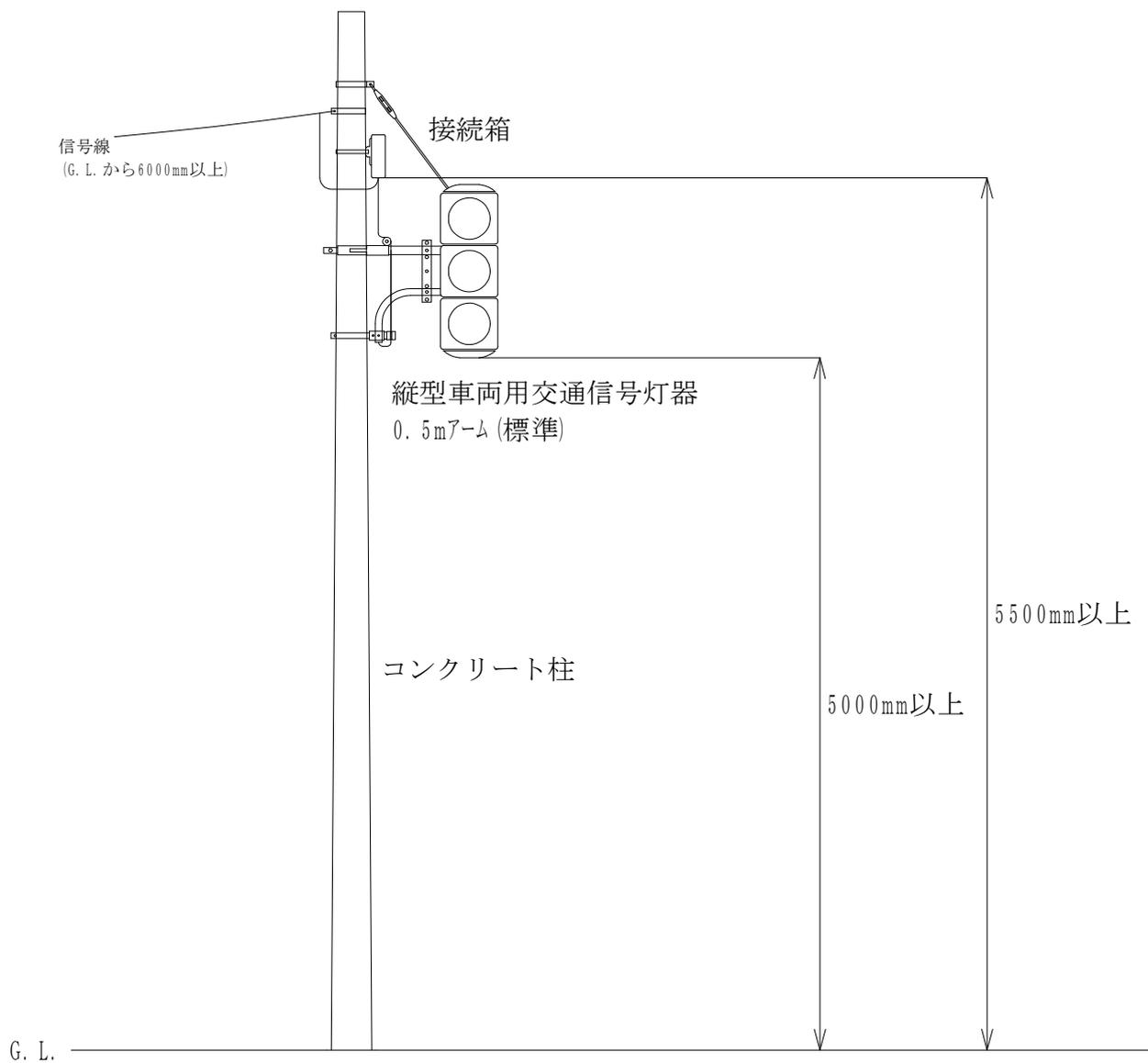
図名	矢印信号灯器標準設置姿図 φ30 (コンクリート柱)
----	-------------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 鋼管柱用の取付金具を使用すること。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

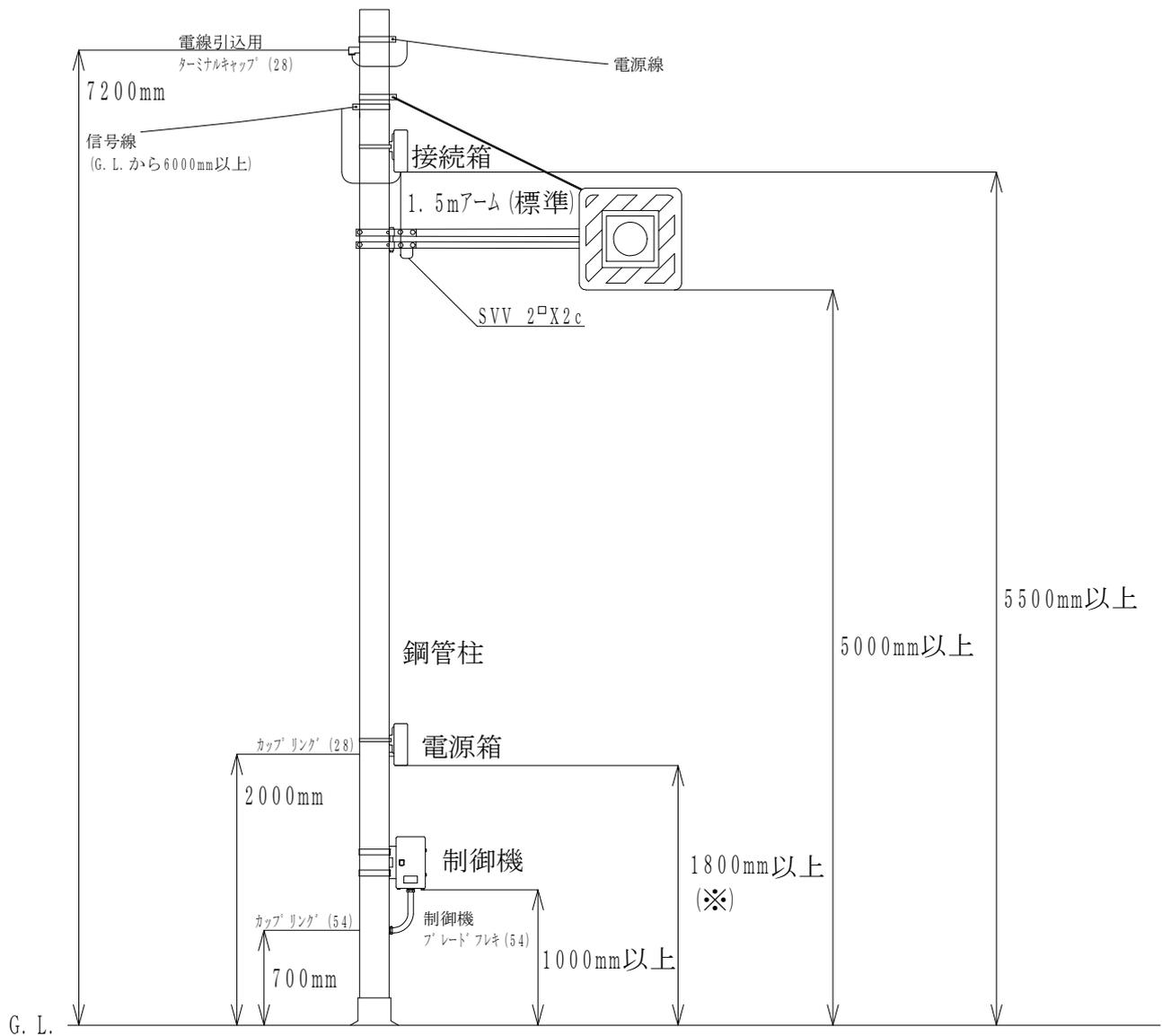
図名	車両用信号灯器標準設置姿図 (鋼管柱)
----	------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 コンクリート柱用の取付金具を使用すること。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

図名	車両用信号灯器標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	----------------------------

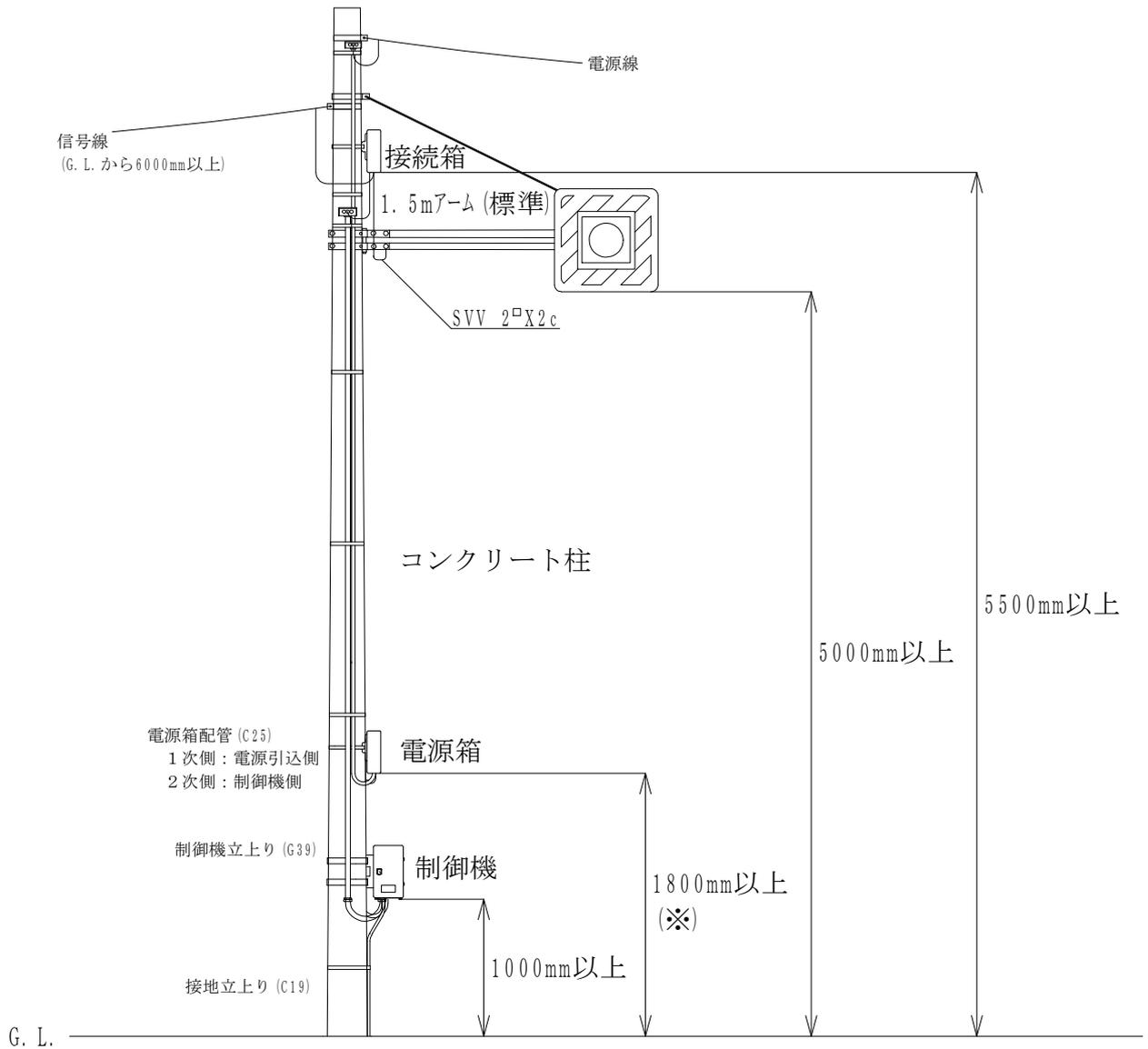


備考

- 特に指定がない場合はフードの有無は問わない。
- アームは図面表記のアーム長に200mmを加算した長さとする。
- 鋼管柱用の取付金具を使用すること。
- 背面板は設計図書に指定された場合に設置すること。
- また、背面板については道路交通法施行規則第4条に従うこと。
- 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。
- 交通信号制御機は車両が衝突し難い方向に設置すること。
- 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
- 電線は単独で引き込むこと。
- 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

図名	予告信号灯器標準設置姿図 φ25 (鋼管柱)
----	---------------------------

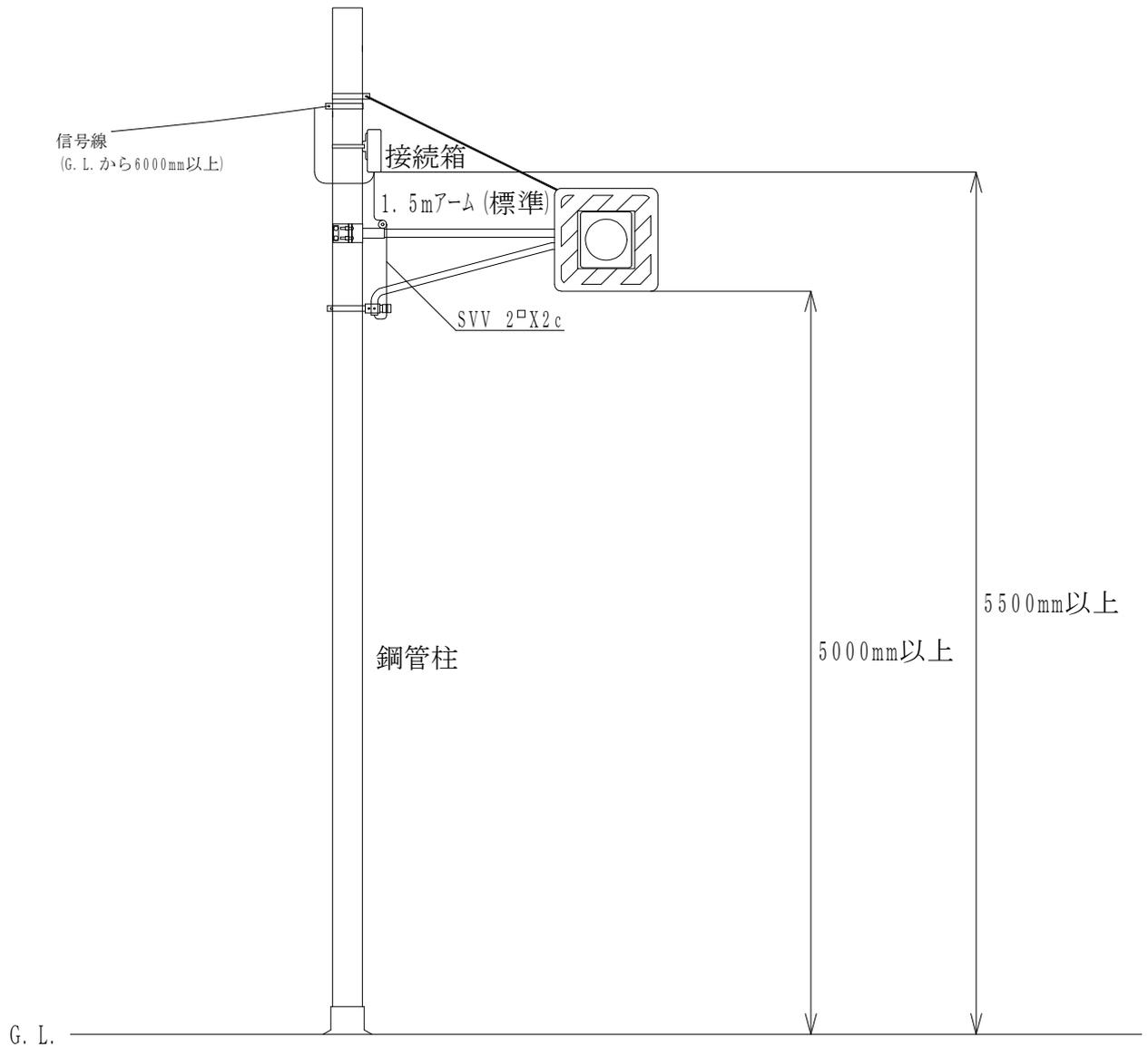


備考

- 特に指定がない場合はフードの有無は問わない。
- アームは図面表記のアーム長に200mmを加算した長さとする。
- 鋼管柱用の取付金具を使用すること。
- 背面板は設計図書に指定された場合に設置すること。
- また、背面板については道路交通法施行規則第4条に従うこと。
- 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。
- 交通信号制御機は車両が衝突し難い方向に設置すること。
- 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
- 電線は単独で引き込むこと。
- 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

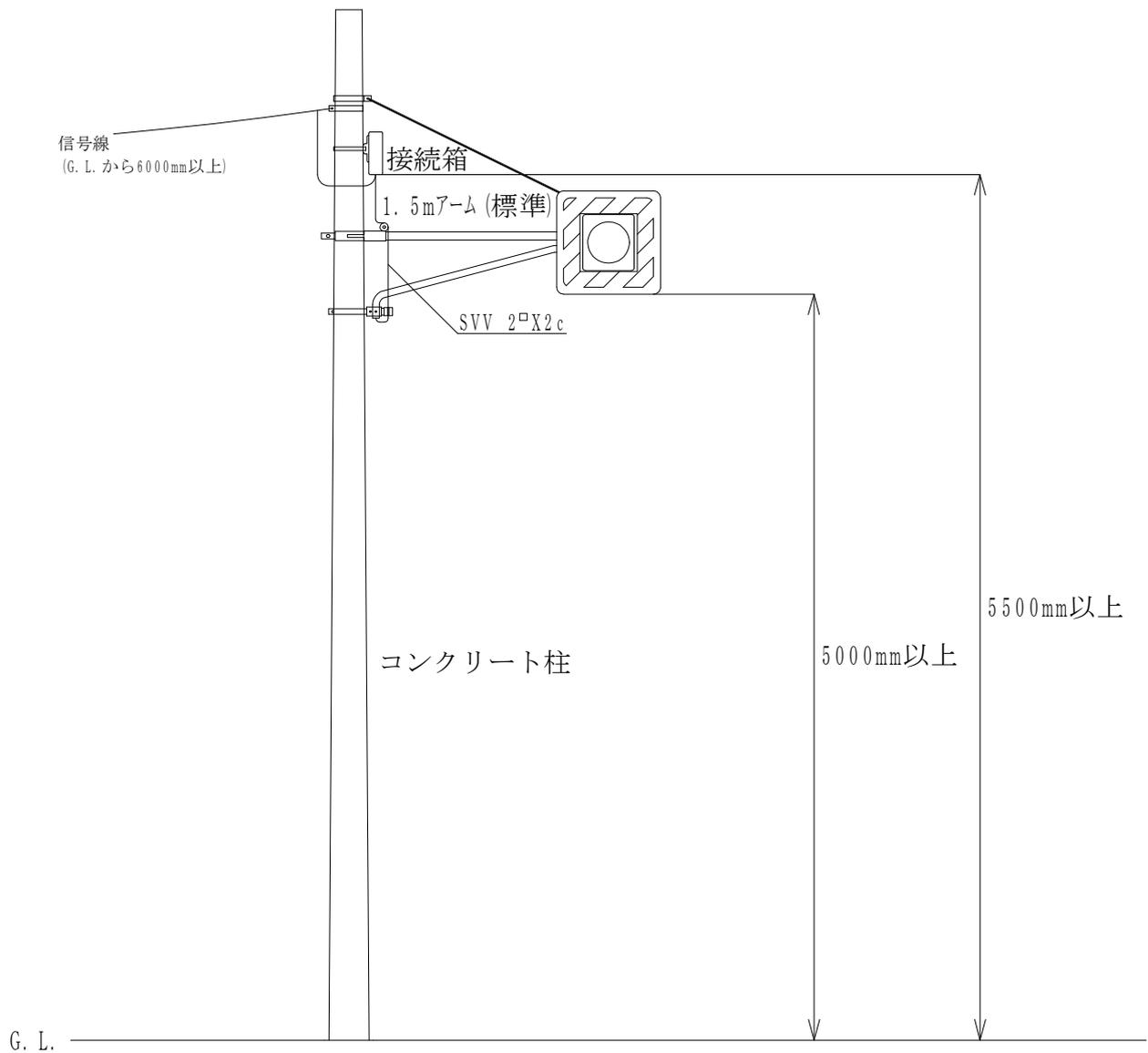
図名	予告信号灯器標準設置姿図 φ25 (コンクリート柱)
----	-------------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 鋼管柱用の取付金具を使用すること。
 背面板は設計図書に指定された場合に設置すること。
 また、背面板については道路交通法施行規則第4条に従うこと。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

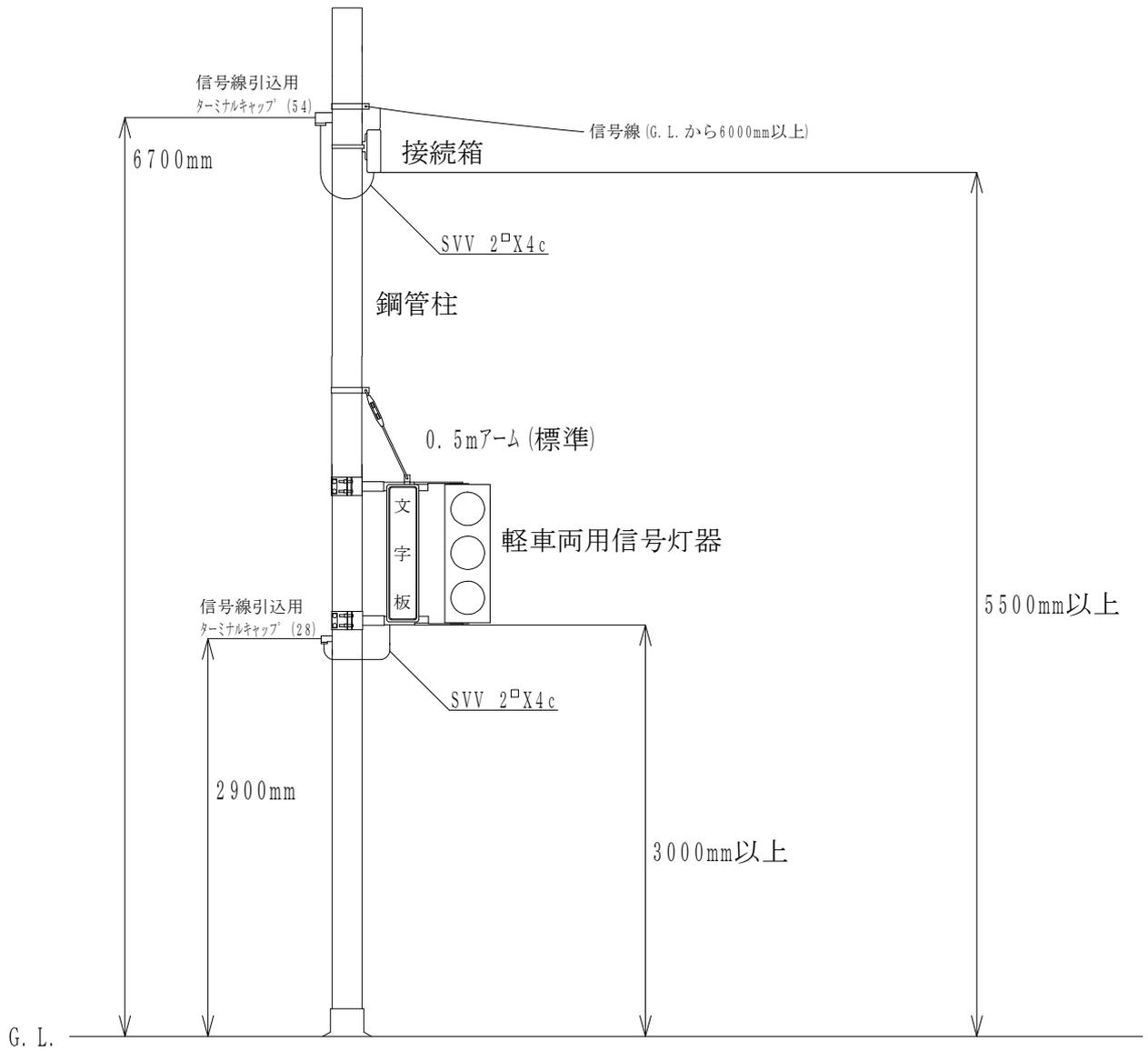
図名	予告信号灯器標準設置姿図 φ30 (鋼管柱)
----	---------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 コンクリート柱用の取付金具を使用すること。
 背面板は設計図書に指定された場合に設置すること。
 また、背面板については道路交通法施行規則第4条に従うこと。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

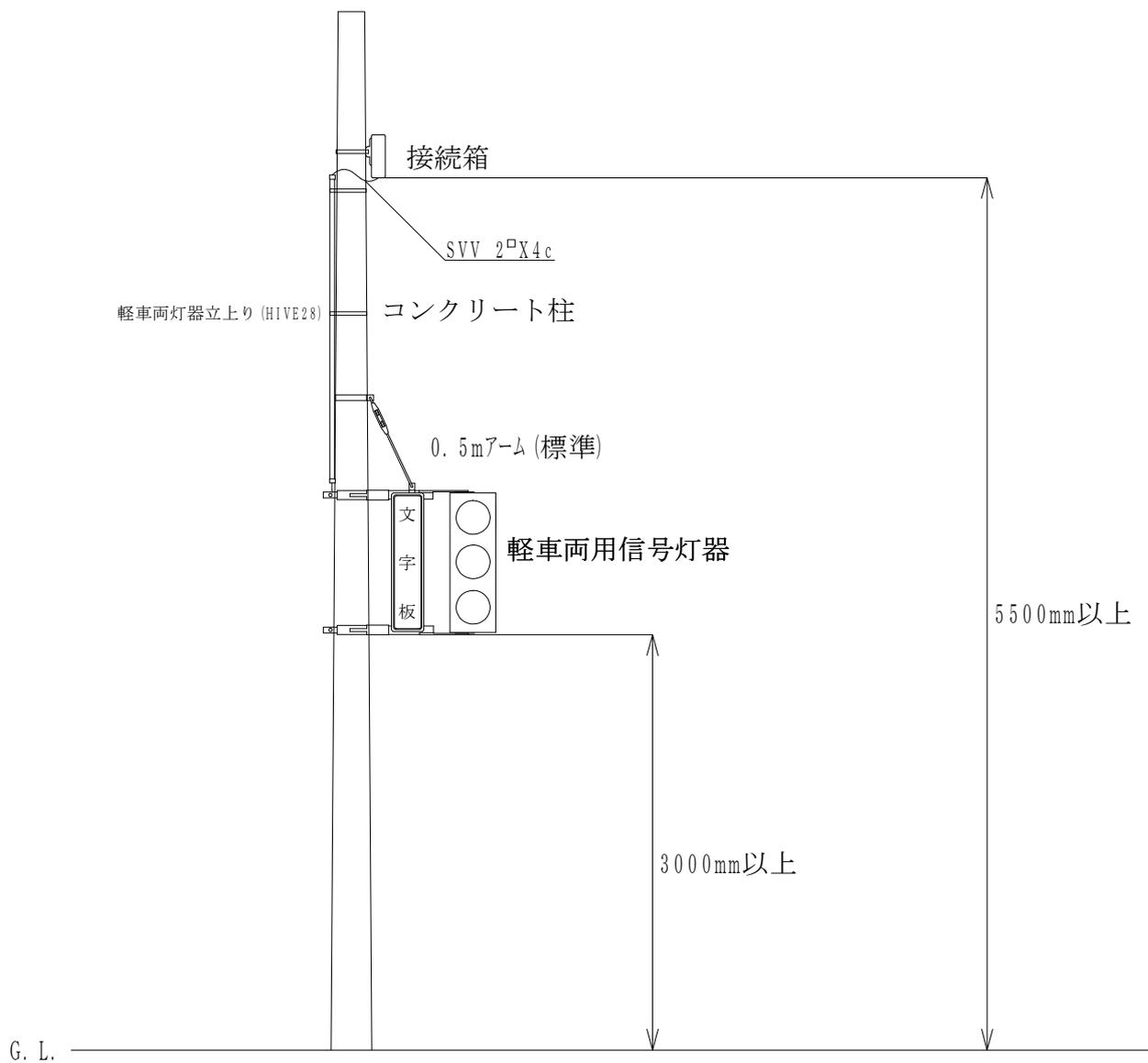
図名	予告信号灯器標準設置姿図 φ30 (コンクリート柱)
----	-------------------------------



備考

特に指定がない場合はフードの有無は問わない。
 鋼管柱用の取付金具を使用すること。

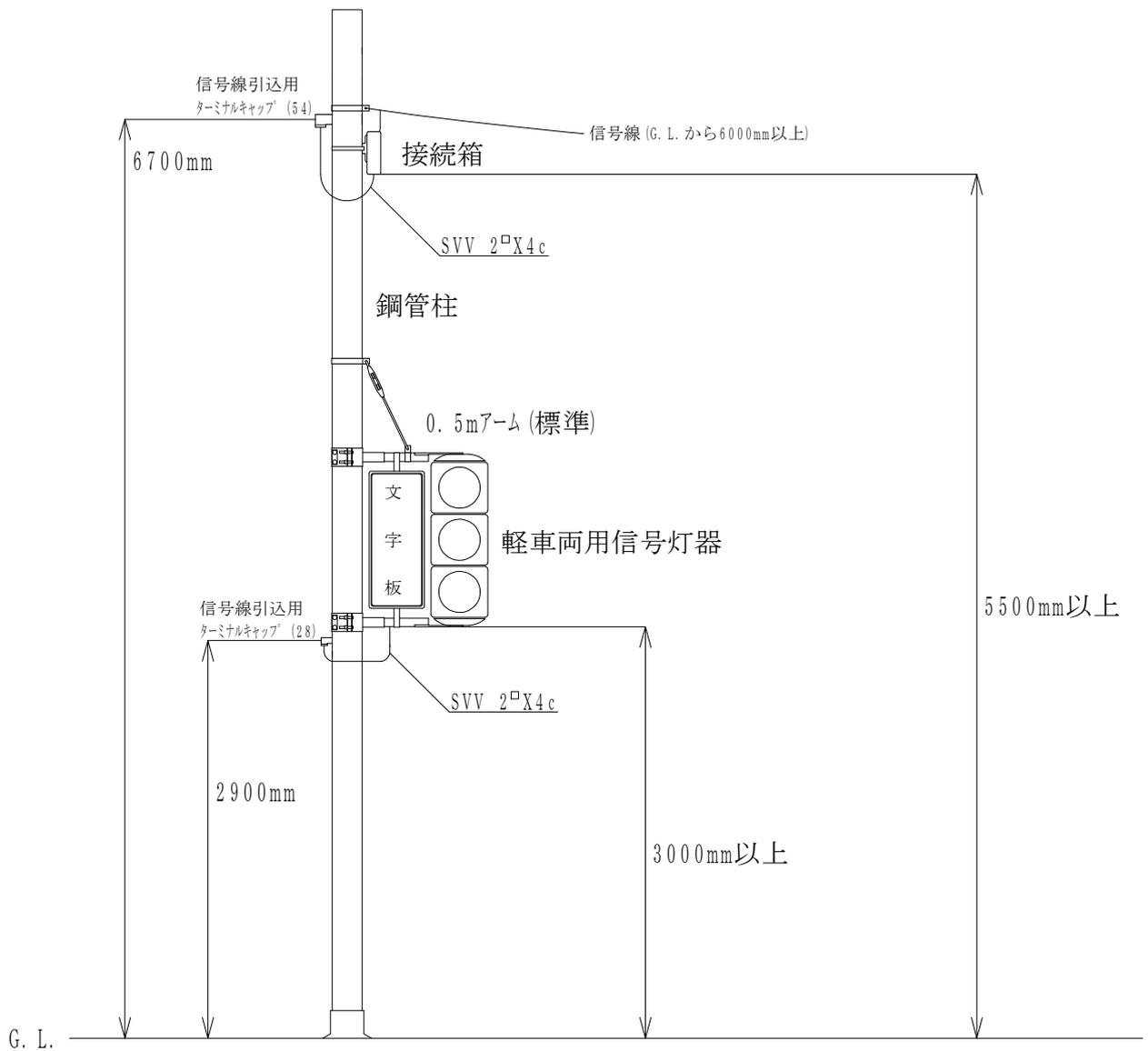
図名	軽車両用信号灯器標準設置姿図 $\phi 25$ (鋼管柱)
----	-----------------------------------



備考

特に指定がない場合はフードの有無は問わない。
 コンクリート柱用の取付金具を使用すること。

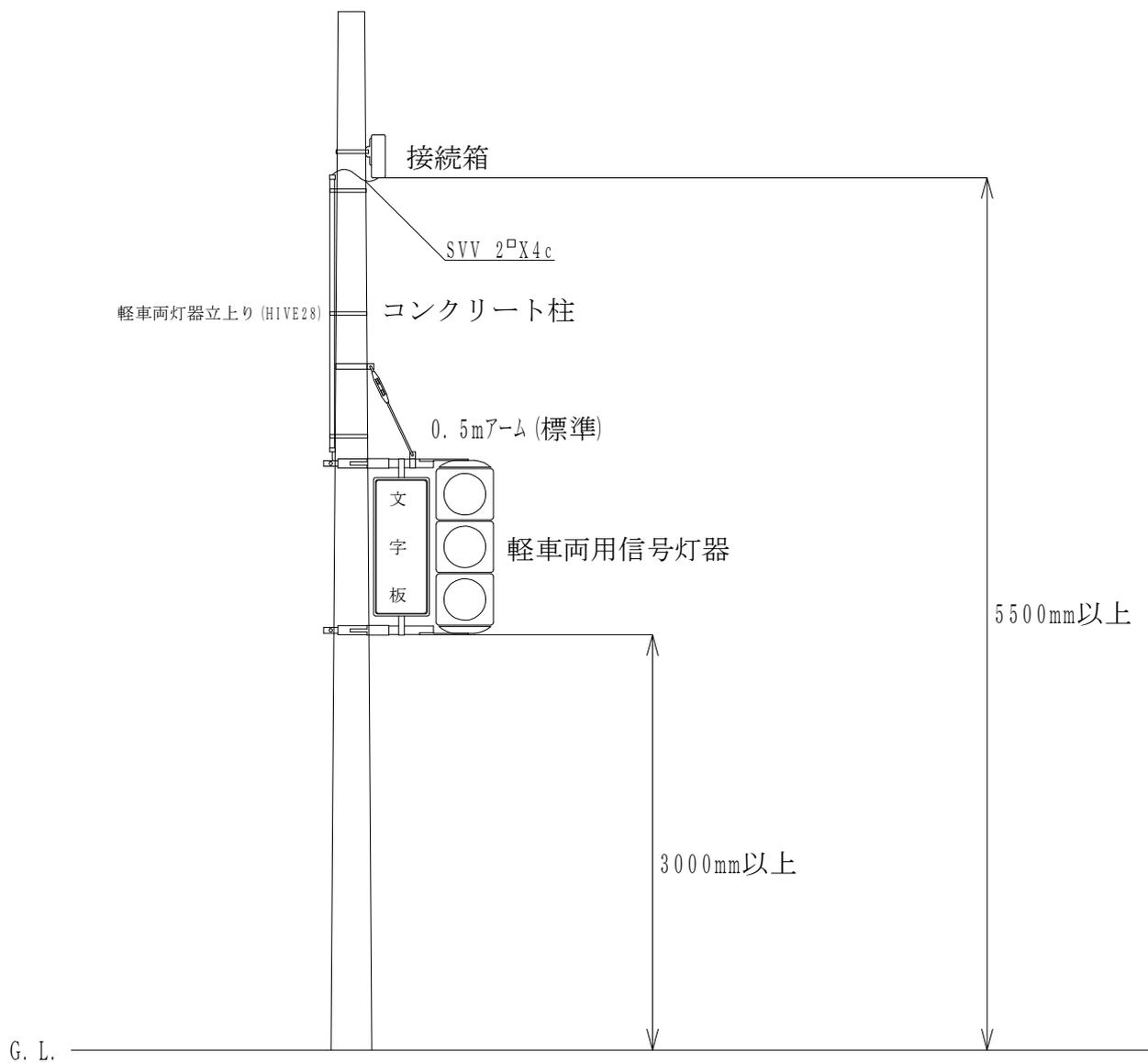
図名	軽車両用信号灯器標準設置姿図 φ25 (コンクリート柱)
----	---------------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 鋼管柱用の取付金具を使用すること。

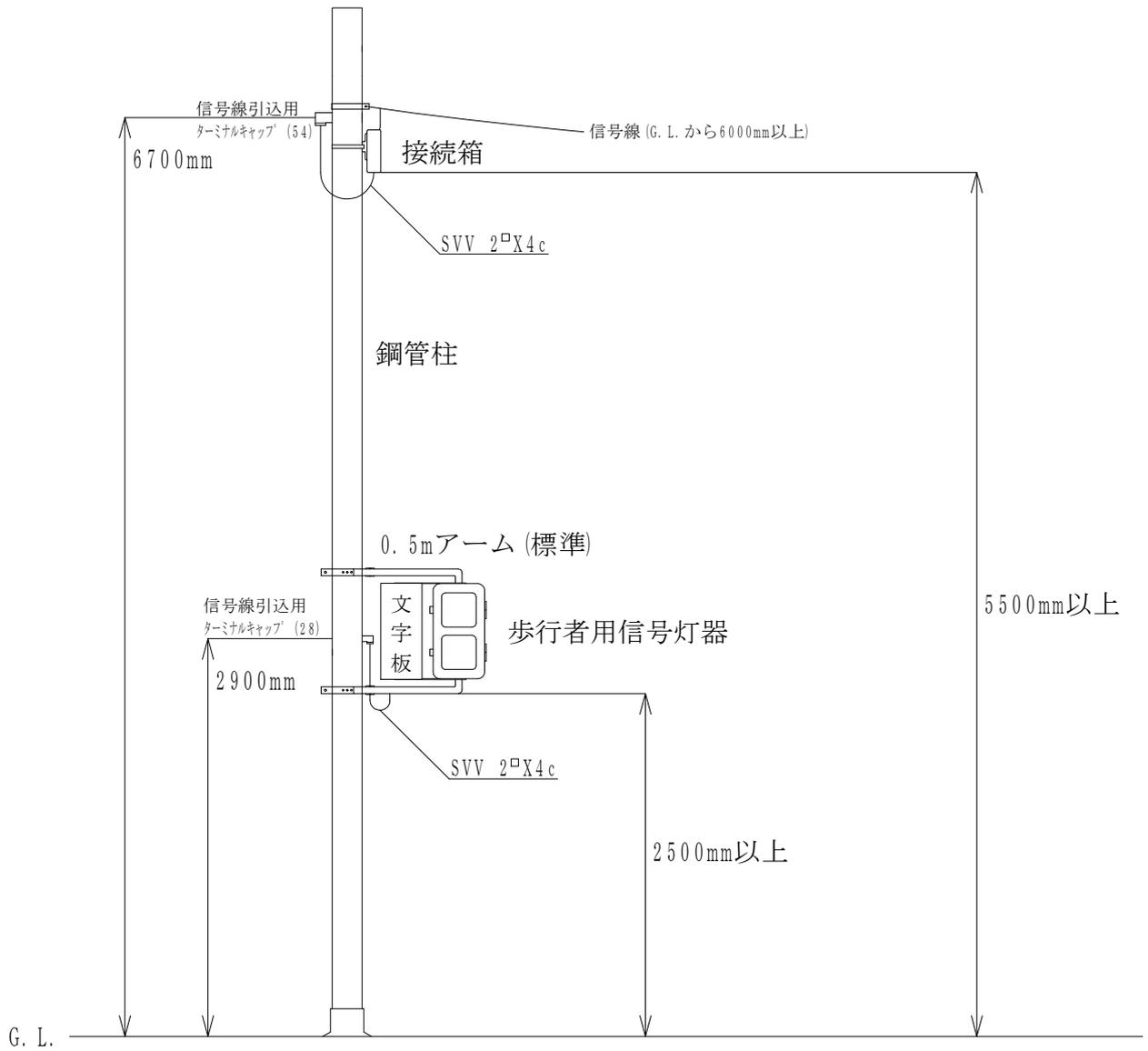
図名	軽車両用信号灯器標準設置姿図 φ30 (鋼管柱)
----	-----------------------------



備考

フードの種類について、特に指定がない場合はショートフードを使用すること。
 コンクリート柱用の取付金具を使用すること。

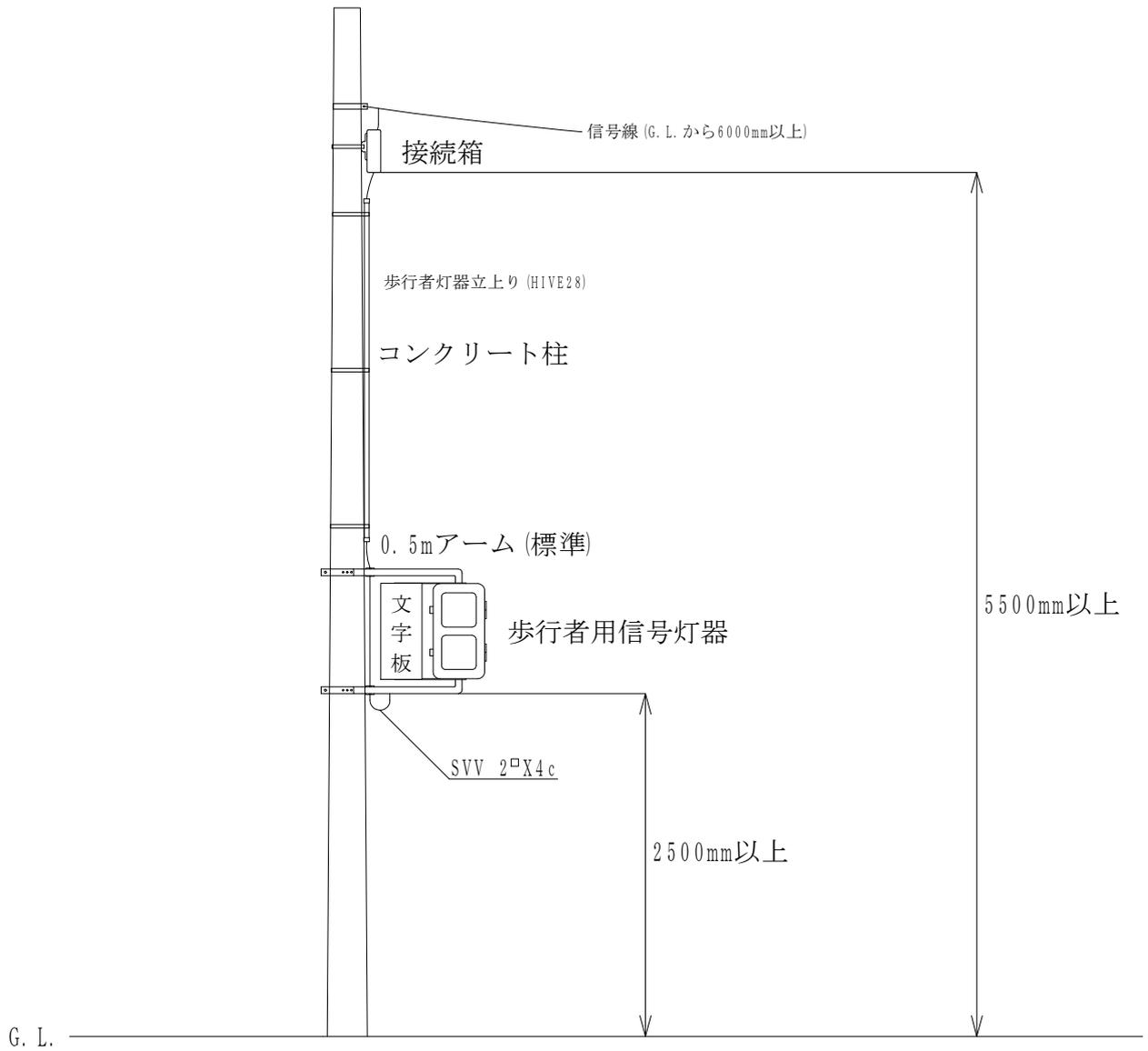
図名	軽車両用信号灯器標準設置姿図 $\phi 30$ (コンクリート柱)
----	---------------------------------------



備考

信号線を灯器アームに入線する前にアームの碍子に固定すること。
文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

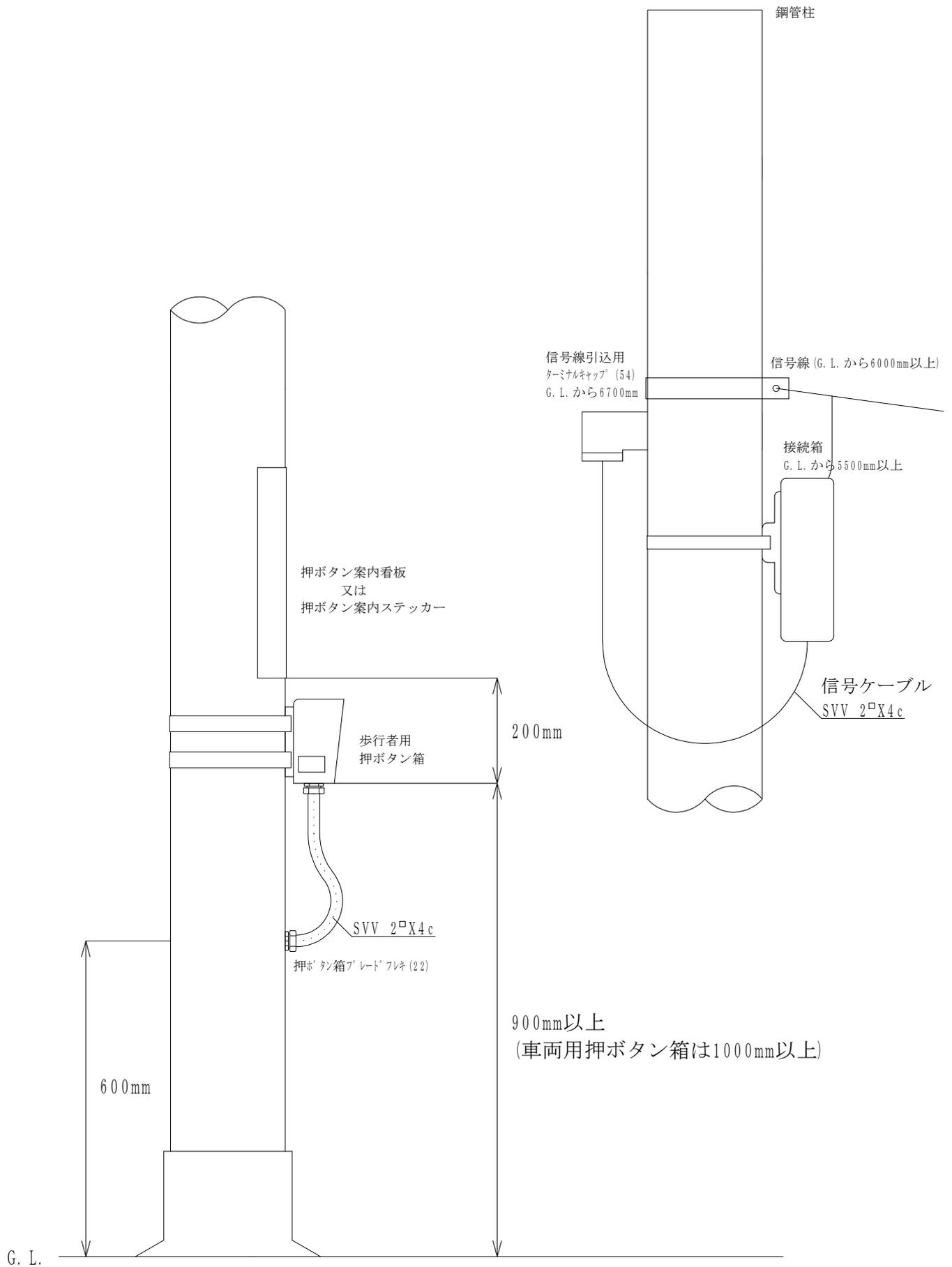
図名	歩行者用信号灯器標準設置姿図 (鋼管柱)
----	-------------------------



備考

信号線を灯器アームに入線する前にアームの碍子に固定すること。
 文字板は設計図書に指定された場合に設置すること。

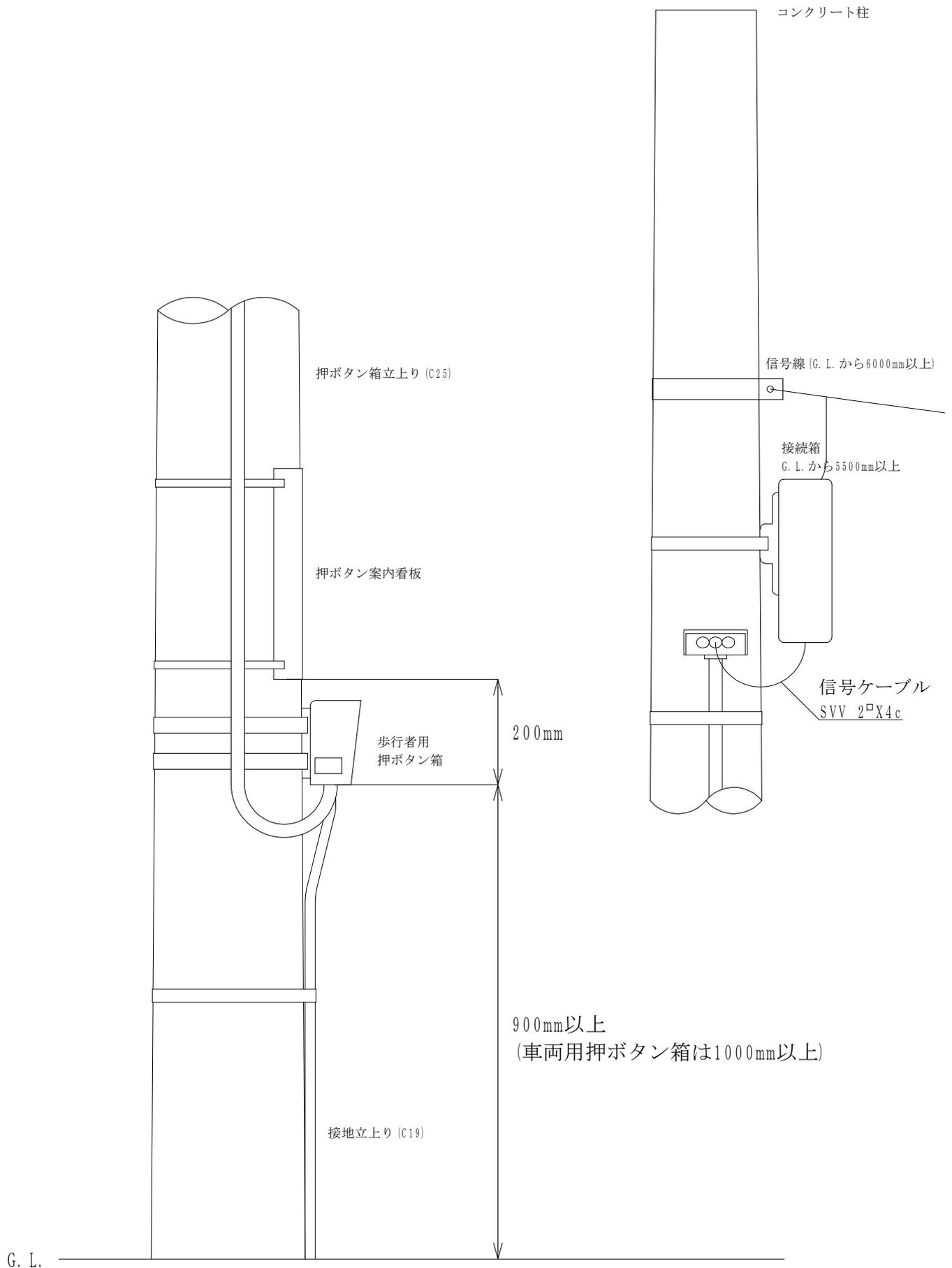
図名	歩行者用信号灯器標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	-----------------------------



備考

押ボタン箱の看板の表示については取付箇所に応じて
 歩行者用の場合 「横断歩行者はボタンを押してください」
 車両用の場合 「車両用押ボタン」
 とすること。

図名	押ボタン箱標準設置姿図 (鋼管柱)
----	----------------------



備考

押ボタン箱の看板の表示については取付箇所に応じて
 歩行者用の場合 「横断歩行者はボタンを押してください」
 車両用の場合 「車両用押ボタン」
 とすること。

図名	押ボタン箱標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	--------------------------

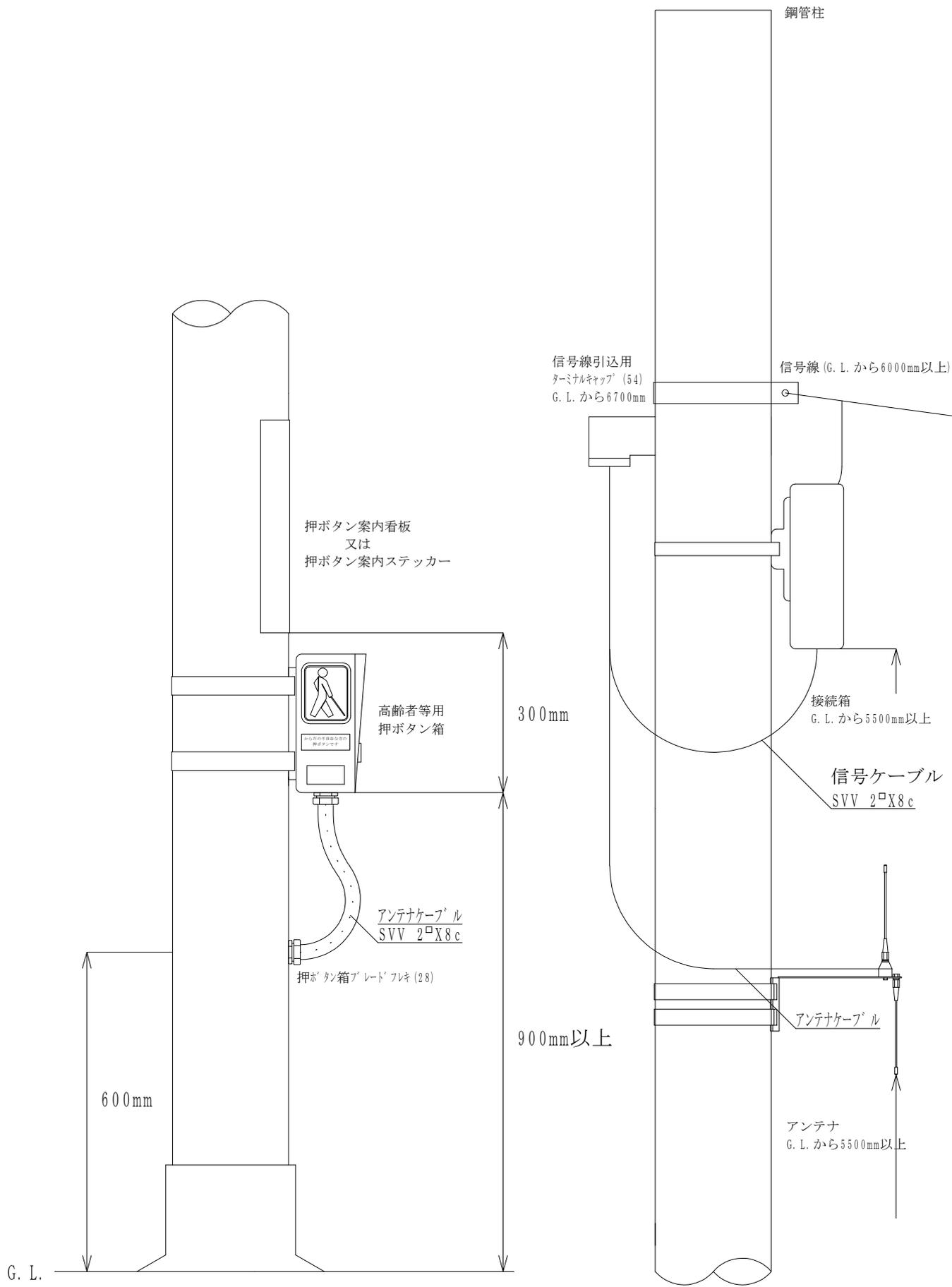


図	高齢者等用押ボタン箱標準設置姿図 (鋼管柱)
名	

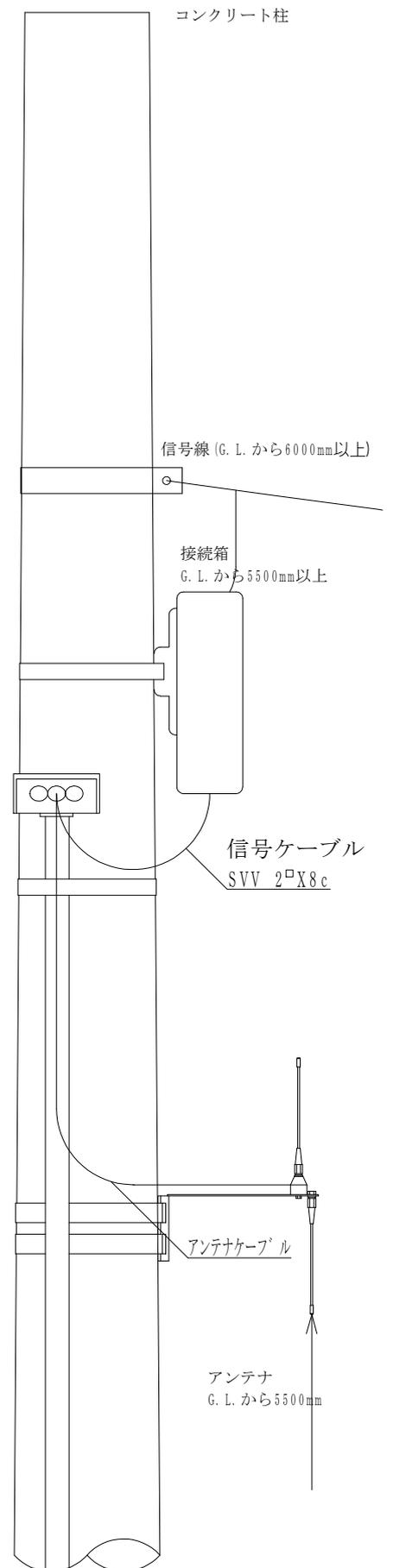
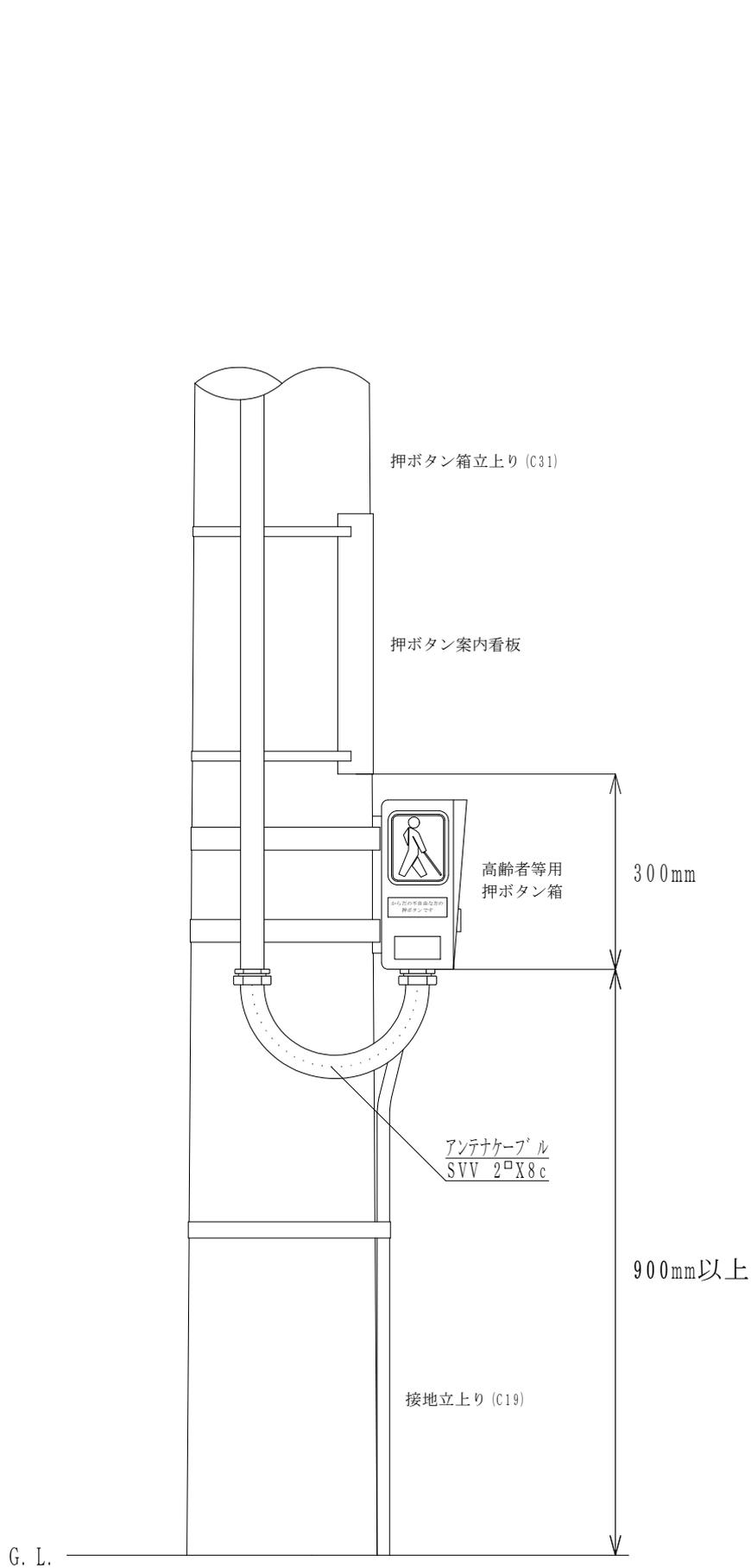
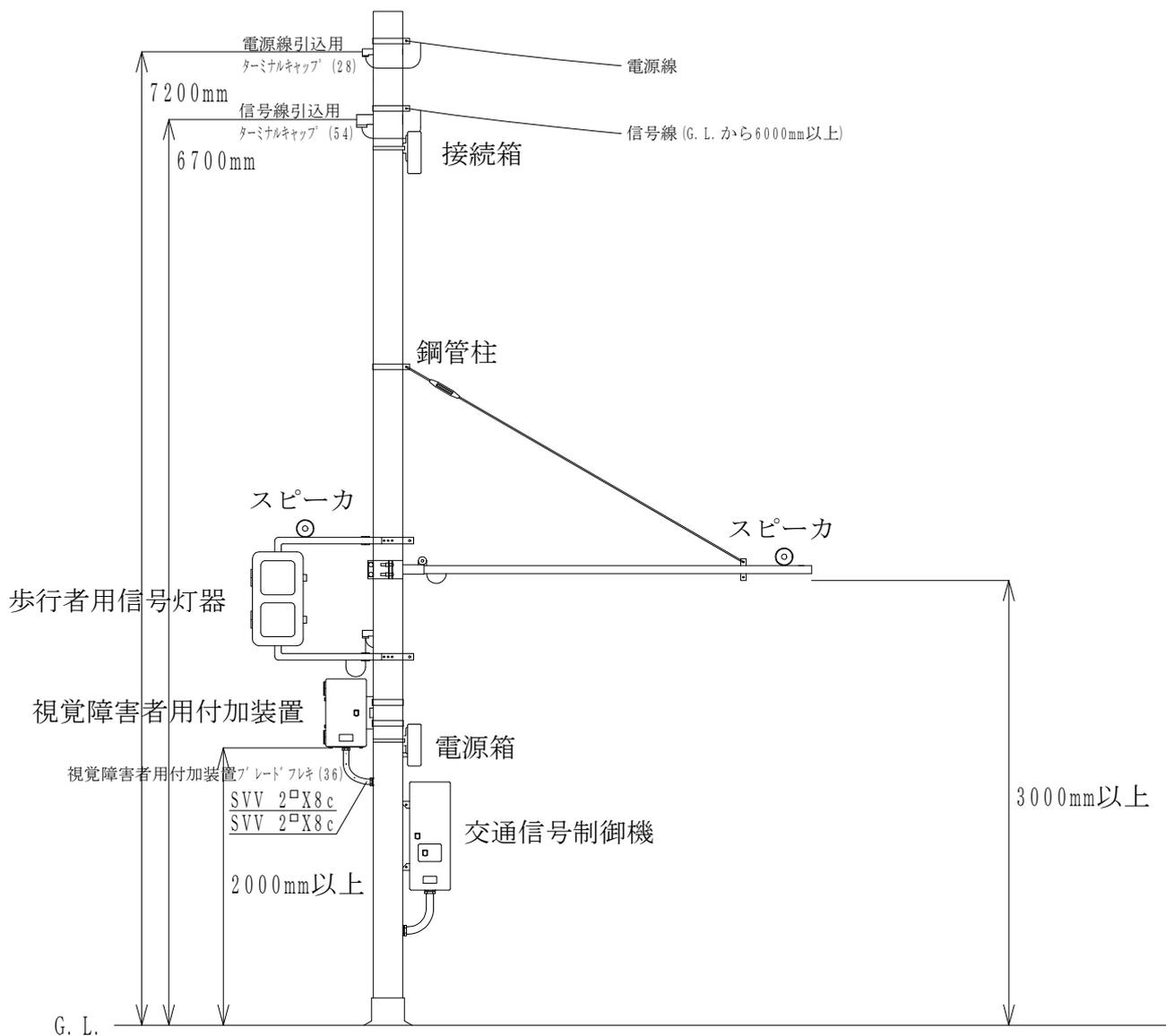


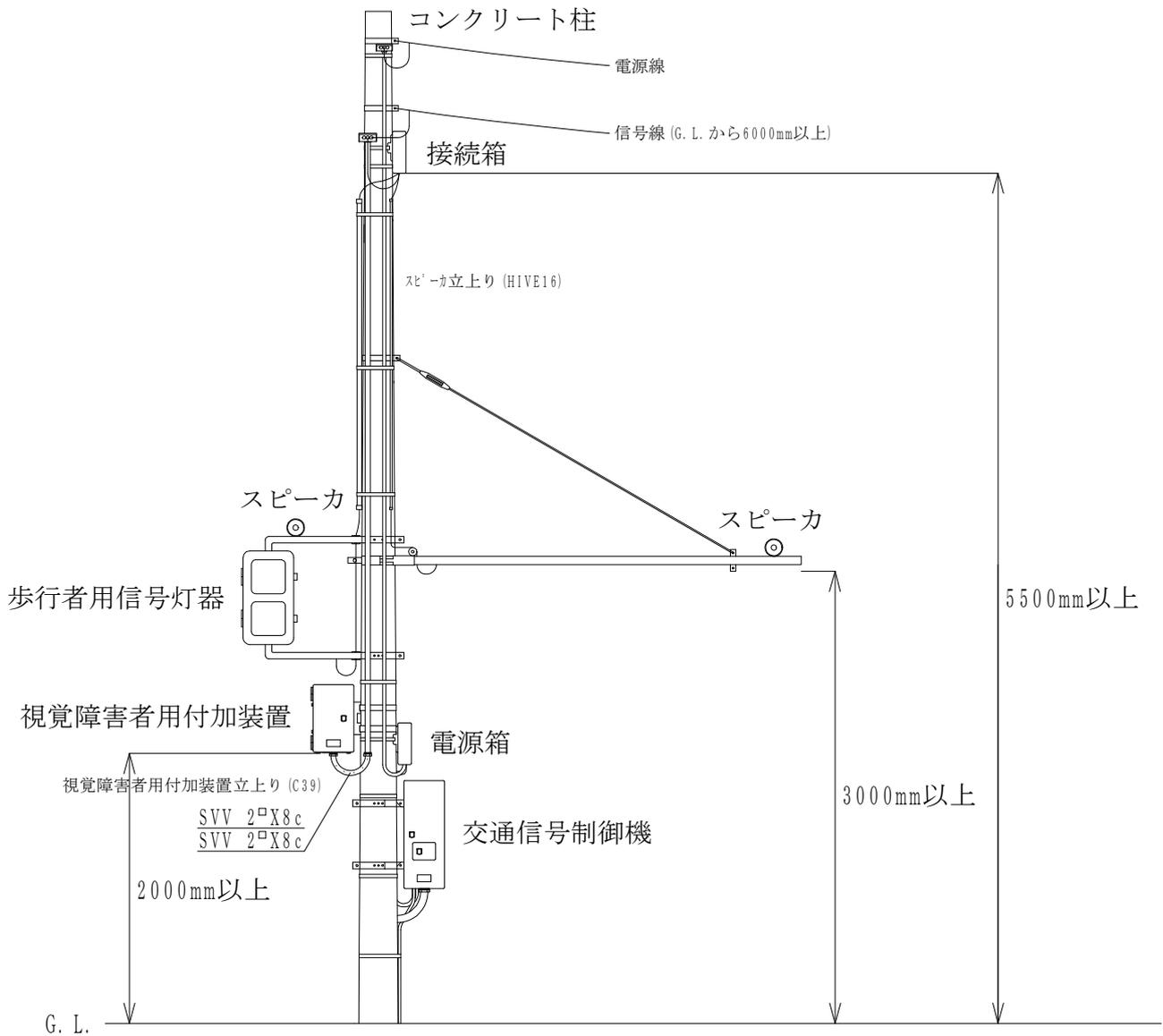
図	高齢者等用押ボタン箱標準設置姿図 (コンクリート柱)
名	



備考

スピーカーは歩行者用交通信号灯器又はスピーカアームに設置すること。
 鋼管柱用の取付金具を使用すること。
 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

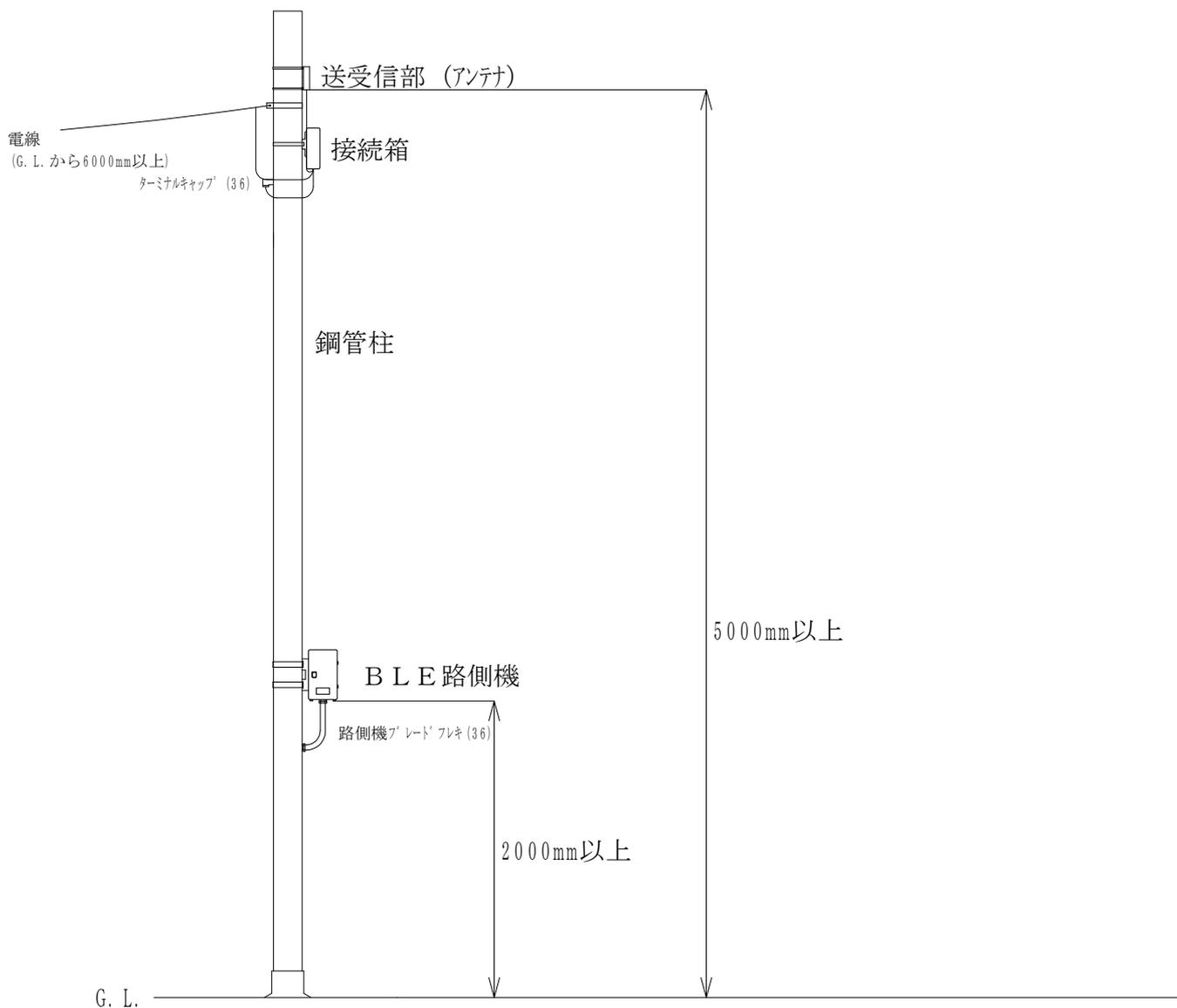
図名	視覚障害者用付加装置標準設置姿図 (鋼管柱)
----	---------------------------



備考

- スピーカーは歩行者用交通信号灯器又はスピーカアームに設置すること。
- スピーカケーブルは信号ケーブルと分けて配線すること。
- また、1条のケーブルに対し1本の配管を使用すること。
- コンクリート柱用の取付金具を使用すること。
- 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
- 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

図名	視覚障害者用付加装置標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	-------------------------------



備考

図は送受信部が1台の場合を示す。

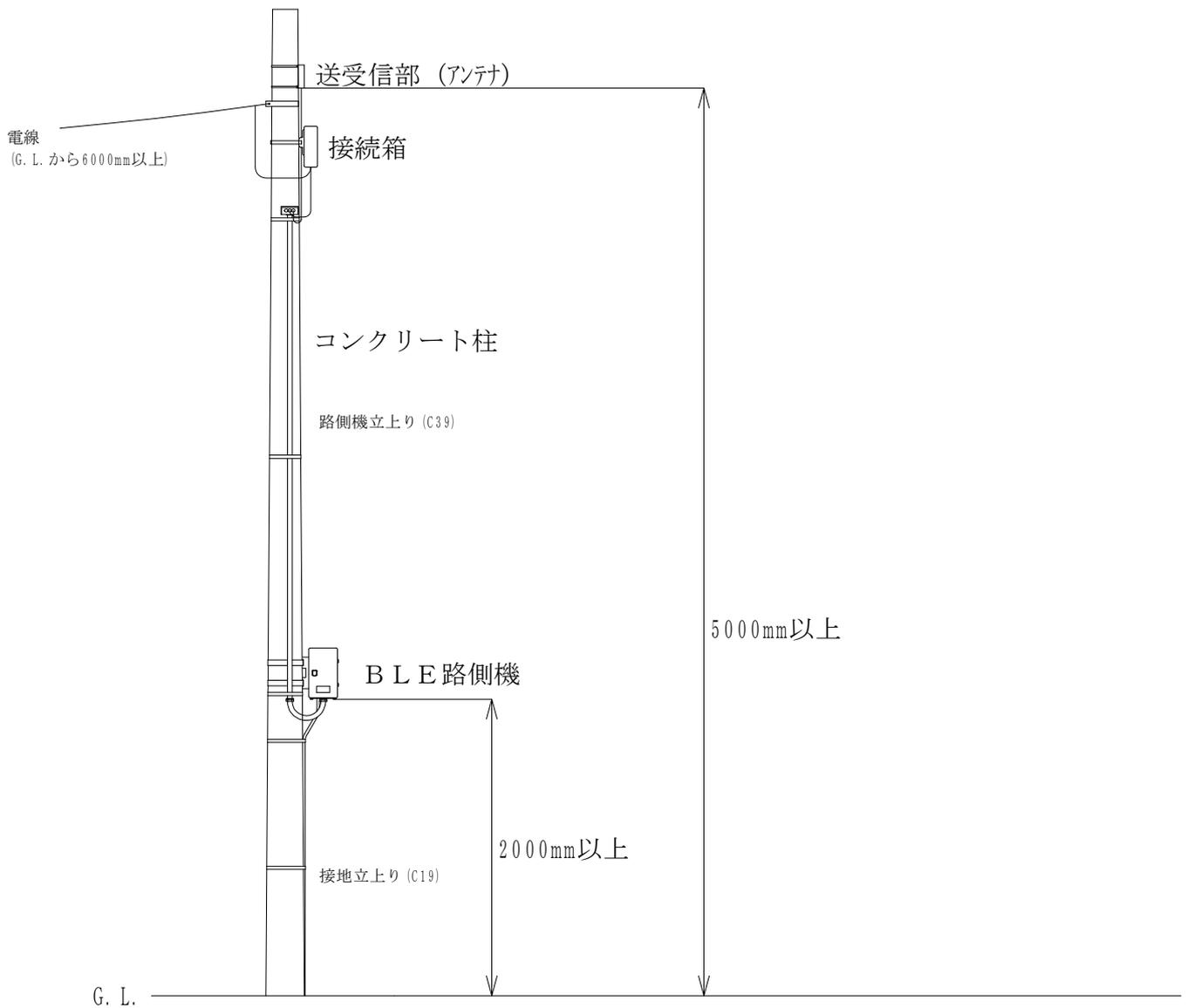
鋼管柱用の取付金具を使用すること。

BLE路側機は車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

図名	BLE路側機標準設置姿図 (鋼管柱)
----	-----------------------



備考

図は送受信部が1台の場合を示す。

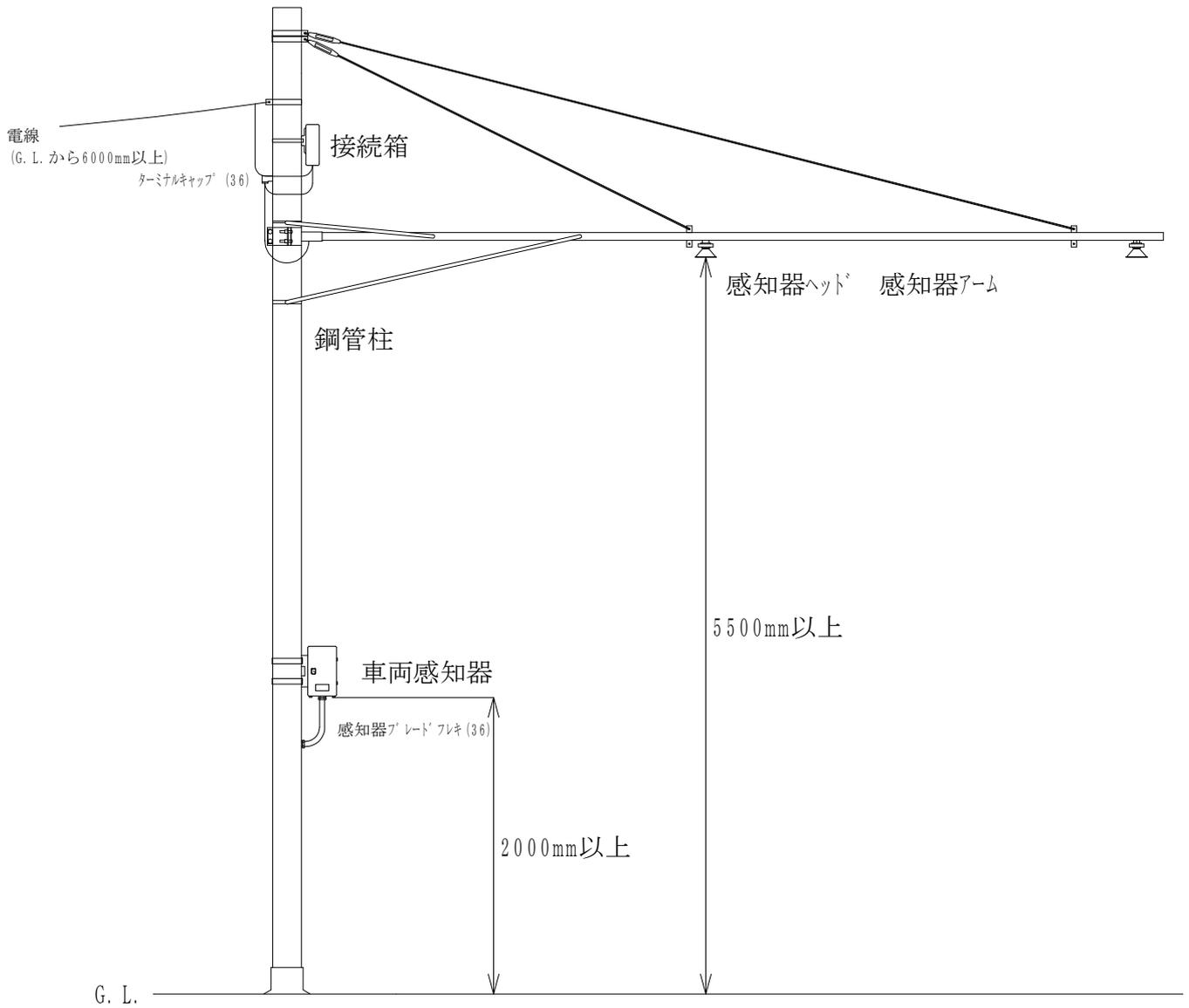
コンクリート柱用の取付金具を使用すること。

BLE路側機は車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

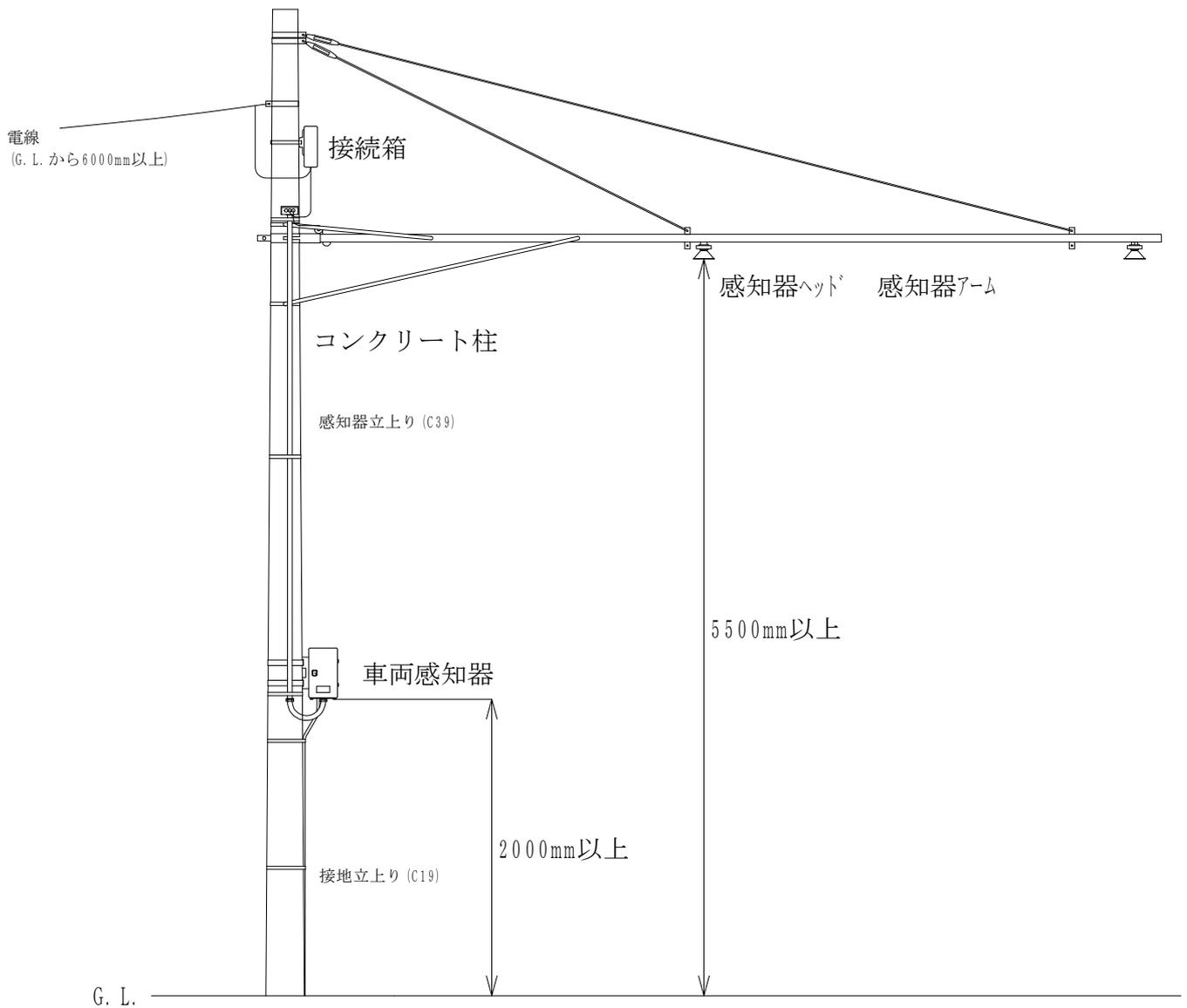
図名	BLE路側機標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	---------------------------



備考

- 図は2波用の場合を示す。
- 鋼管柱用の取付金具を使用すること。
- 車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。
- 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
- 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

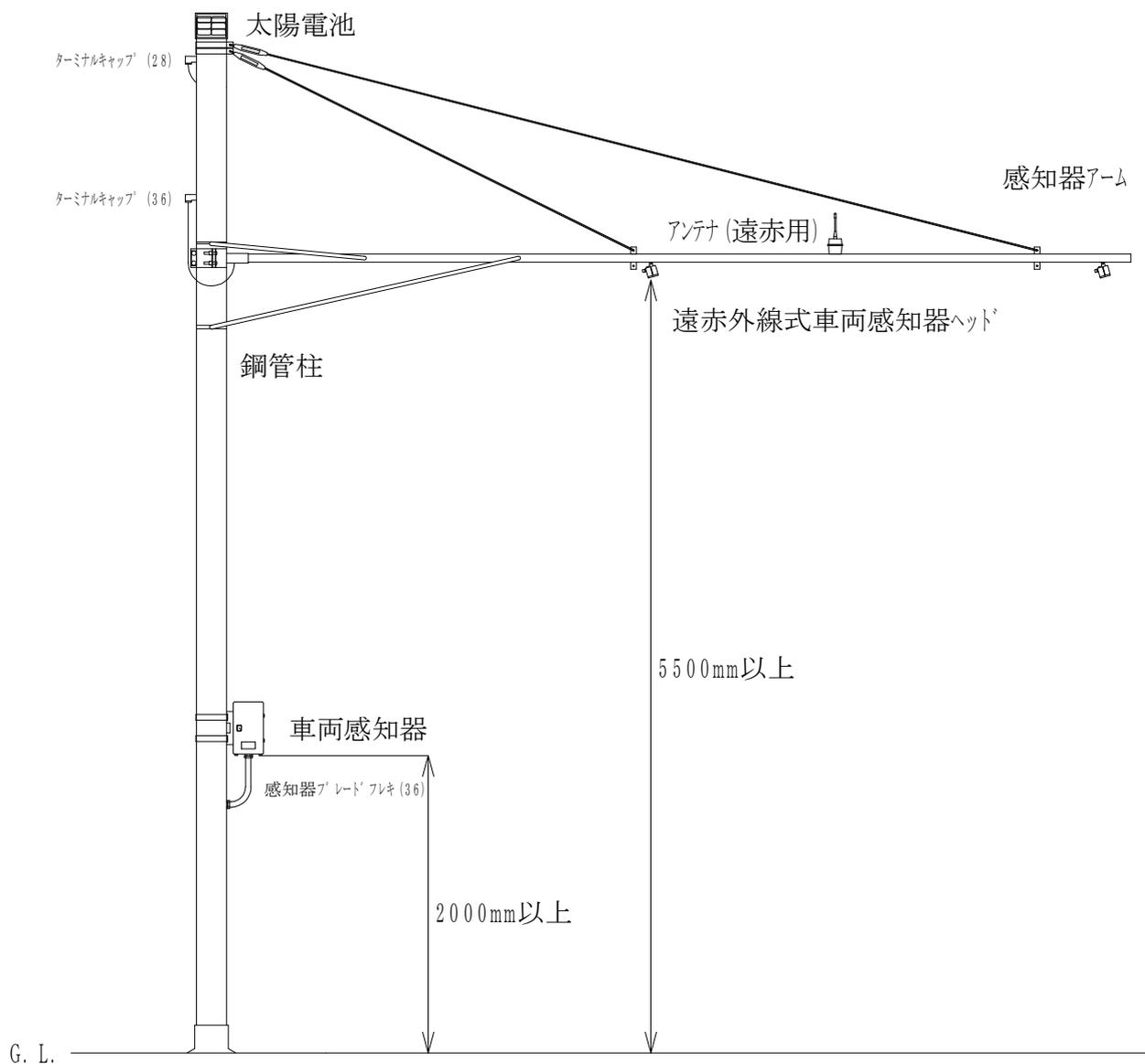
図名	超音波式車両感知器標準設置姿図 (鋼管柱)
----	--------------------------



備考

- 図は2波用の場合を示す。
- コンクリート柱用の取付金具を使用すること。
- 車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。
- 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
- 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

図名	超音波式車両感知器標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	------------------------------



備考

図は2波用を示す。

車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

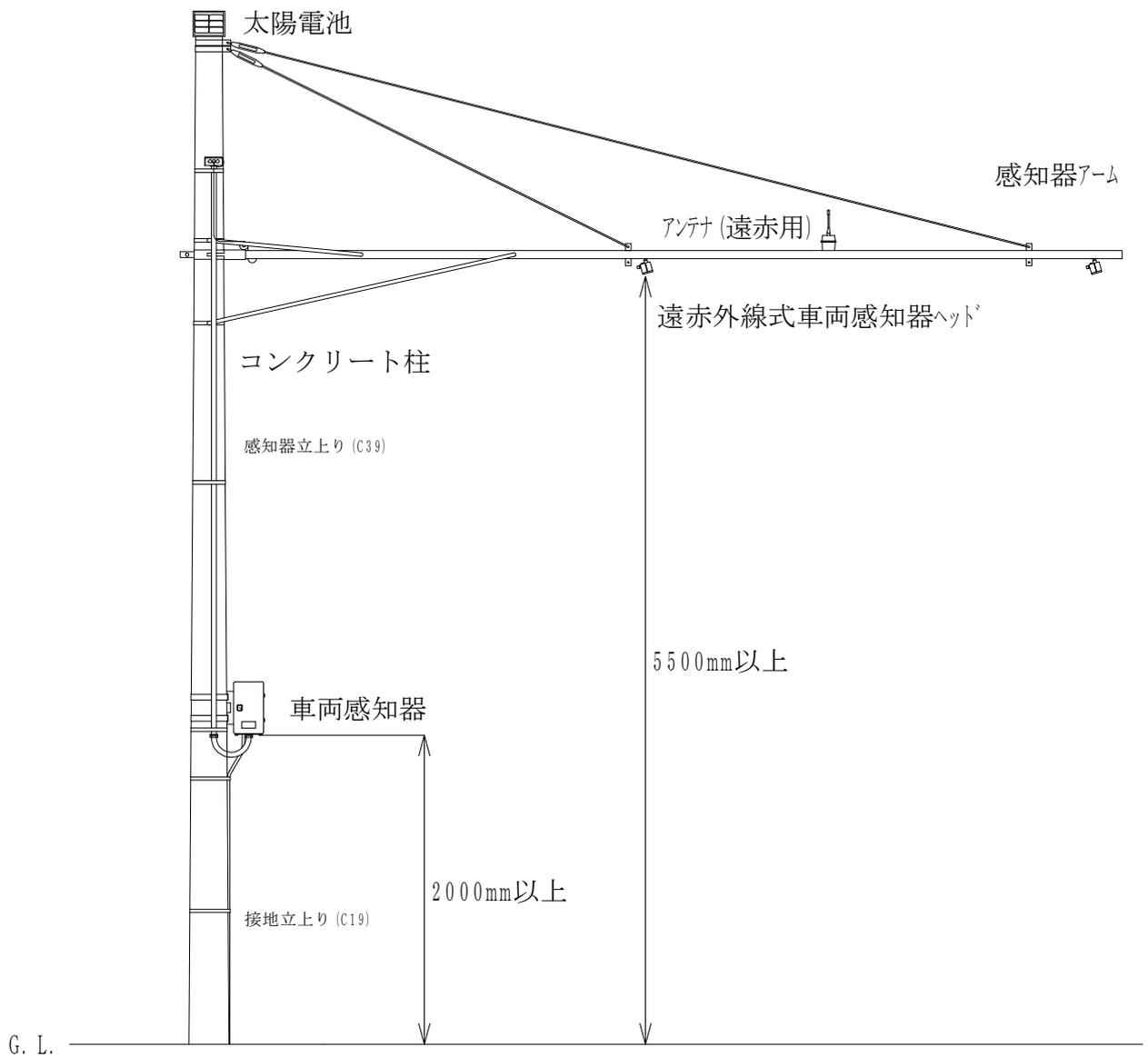
太陽電池は日当たり状態が良好となるようにアーム又は柱に設置すること。

アンテナは無線通信状態が良好となるようにアーム又は柱に設置すること。

鋼管柱用の取付金具を使用すること。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

図名	遠赤外線式車両感知器標準設置姿図 (鋼管柱)
----	---------------------------



備考

図は2波用を示す。

車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

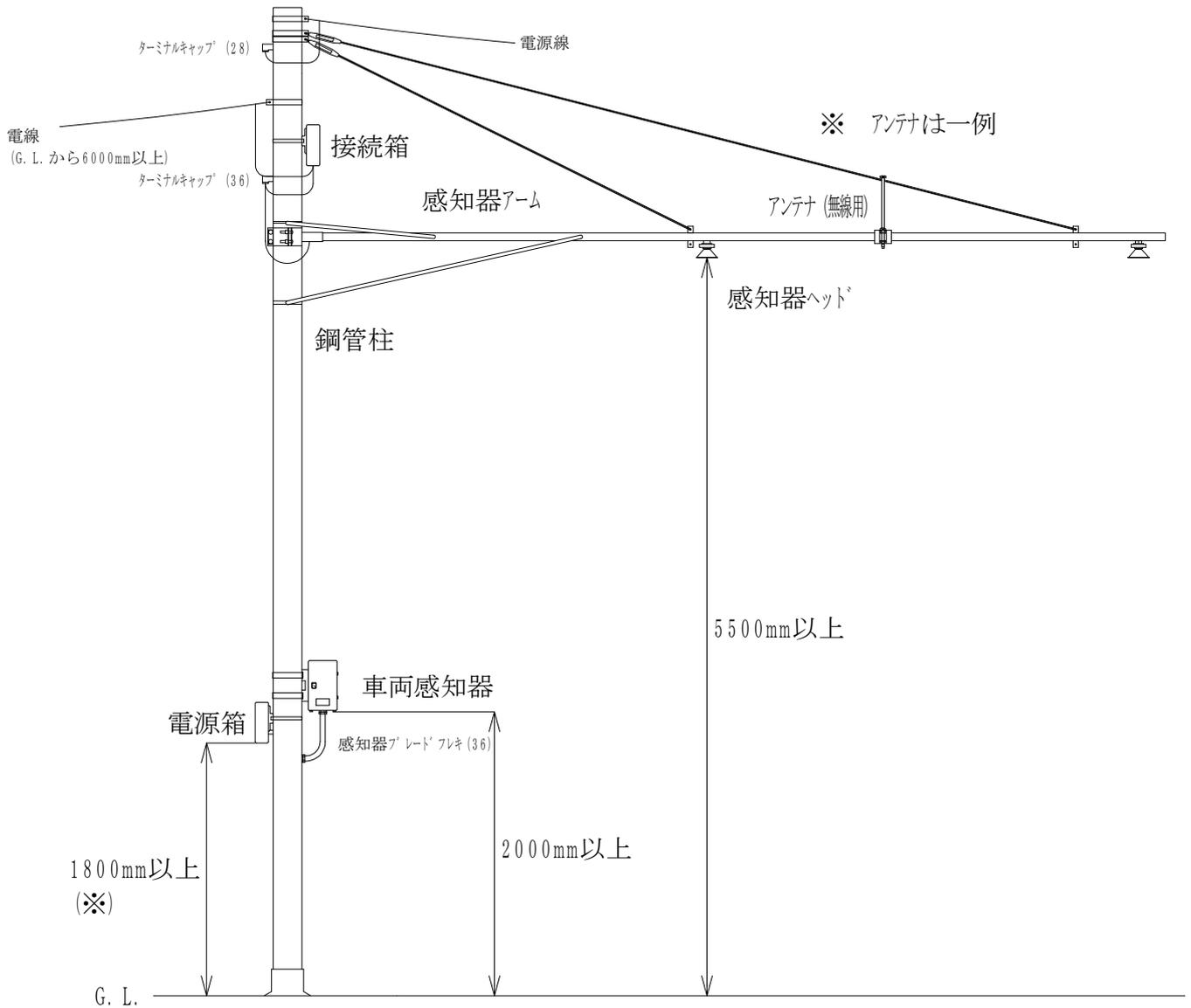
太陽電池は日当たり状態が良好となるようにアーム又は柱に設置すること。

アンテナは無線通信状態が良好となるようにアーム又は柱に設置すること。

コンクリート柱用の取付金具を使用すること。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

図名	遠赤外線式車両感知器標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	-------------------------------



備考

図は2波用を示す。

鋼管柱用の取付金具を使用すること。

車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

アンテナは無線通信状態が良好となるようにアーム又は柱に設置すること。

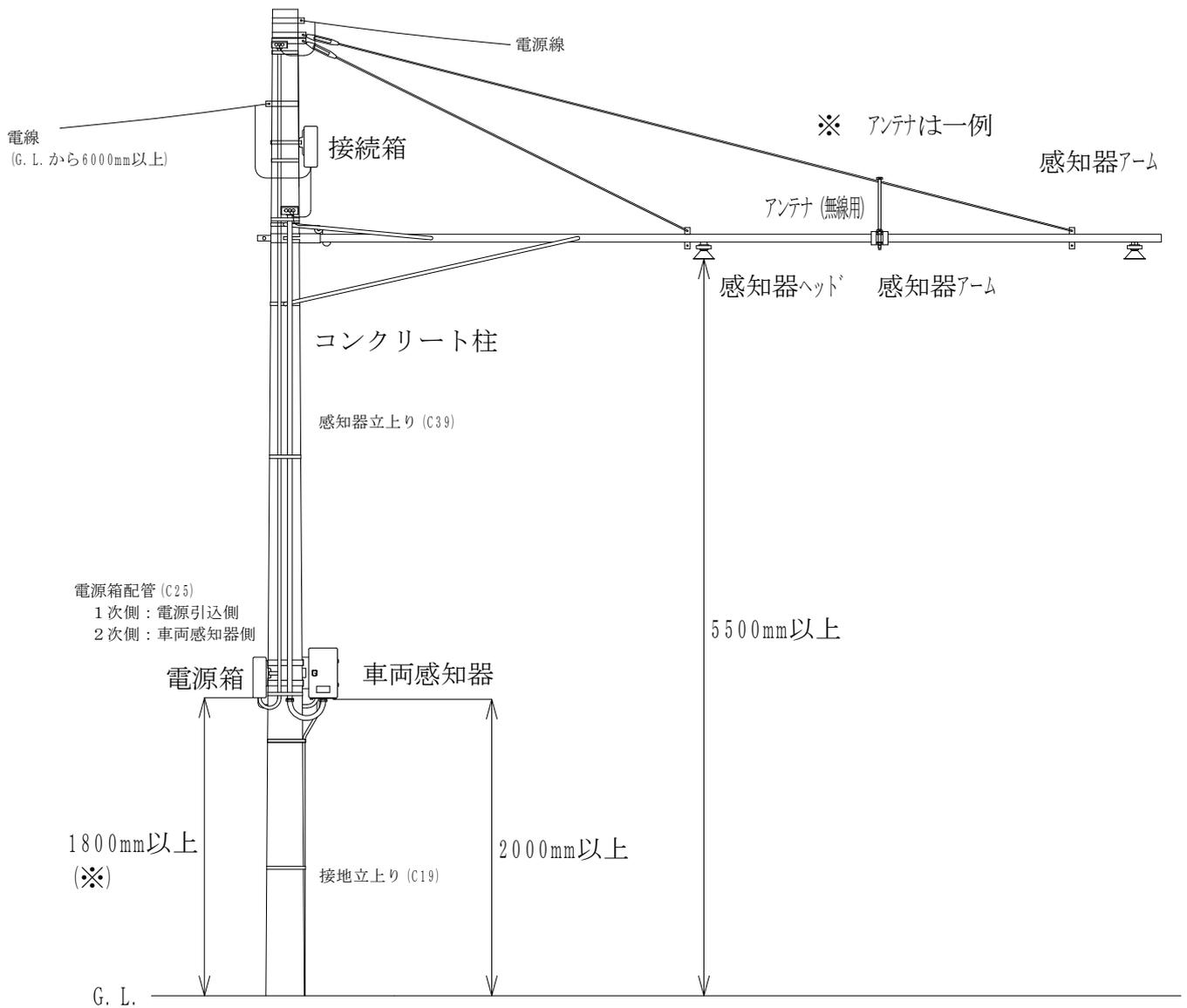
鋼管柱用の取付金具を使用すること。

電源は単独で引き込むこと。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

図名	無線伝送装置内蔵 超音波式車両感知器標準設置姿図 (鋼管柱)
----	--------------------------------------



備考

図は2波用を示す。

コンクリート柱用の取付金具を使用すること。

車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

アンテナは無線通信状態が良好となるようにアーム又は柱に設置すること。

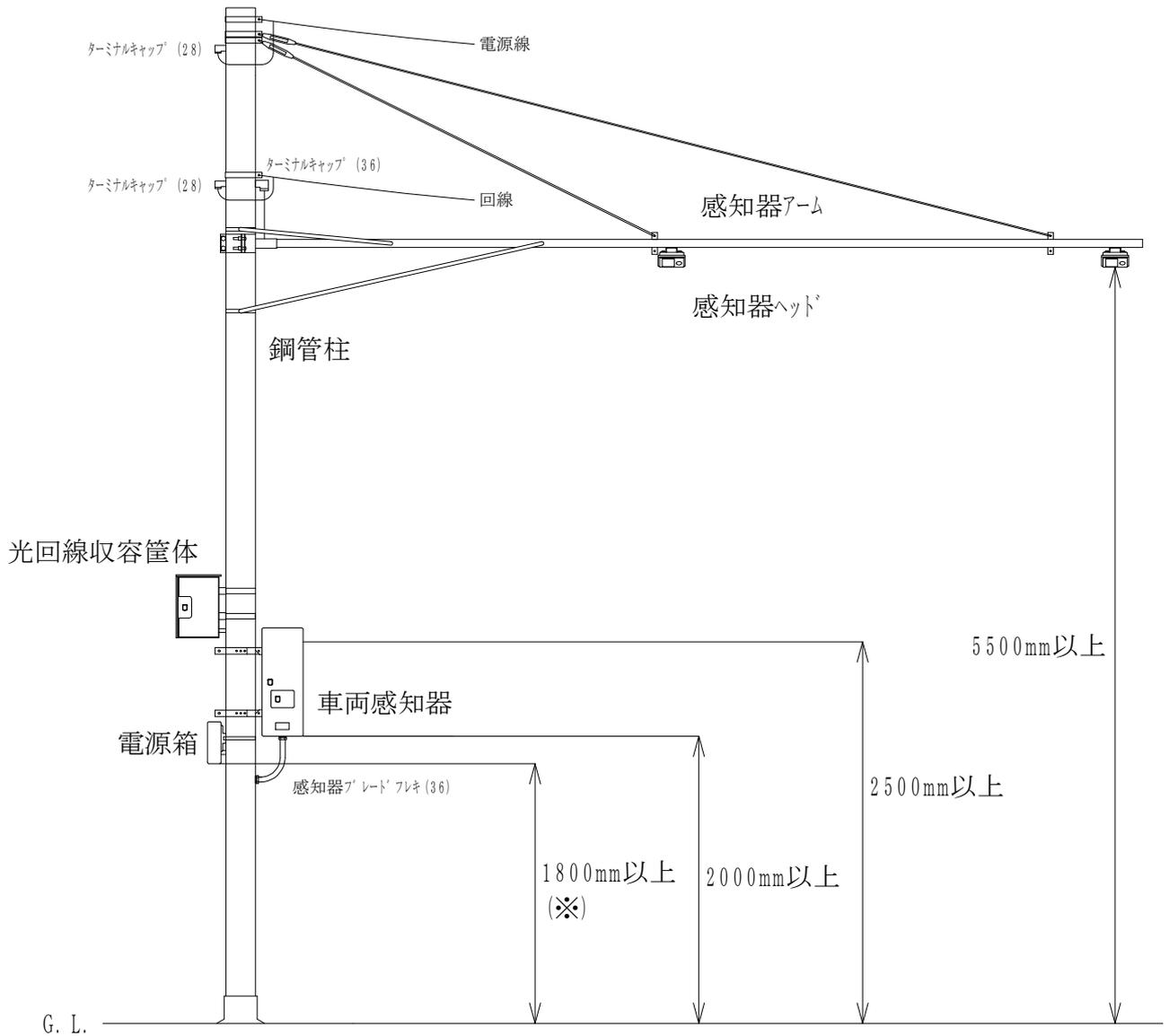
コンクリート柱用の取付金具を使用すること。

電源は単独で引き込むこと。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

図名	無線伝送装置内蔵 超音波式車両感知器標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	--



備考

図は2波用を示す。

車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

鋼管柱用の取付金具を使用すること。

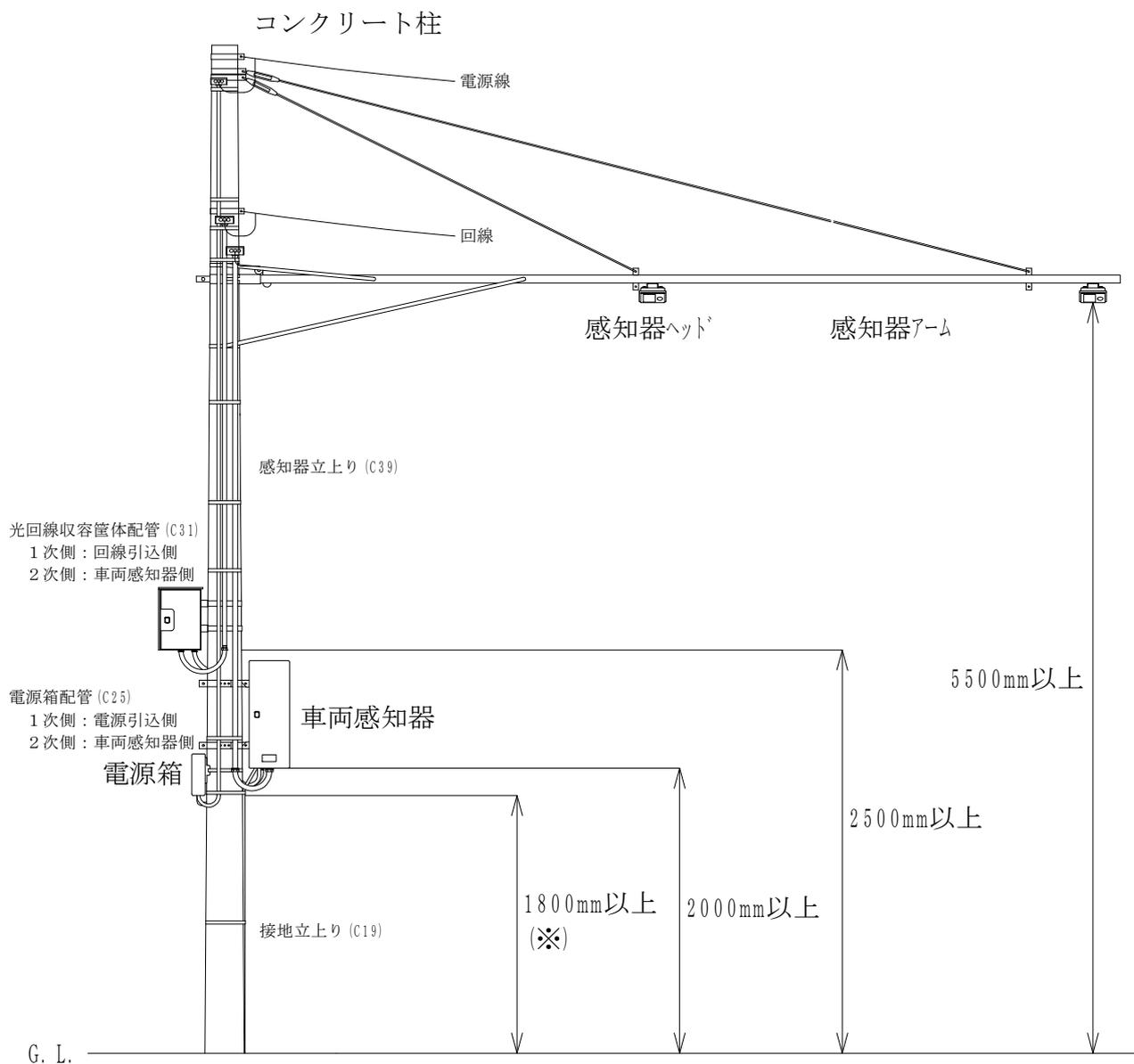
回線及び電線は単独で引き込むこと。

車両感知器ヘッドは用途により種類が異なる。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

図名	伝送装置内蔵 車両感知器標準設置姿図 (鋼管柱)
----	--------------------------------



備考

図は2波用を示す。

車両感知器及び車両感知器ヘッドは車両が衝突し難い方向に設置すること。

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。

コンクリート柱用の取付金具を使用すること。

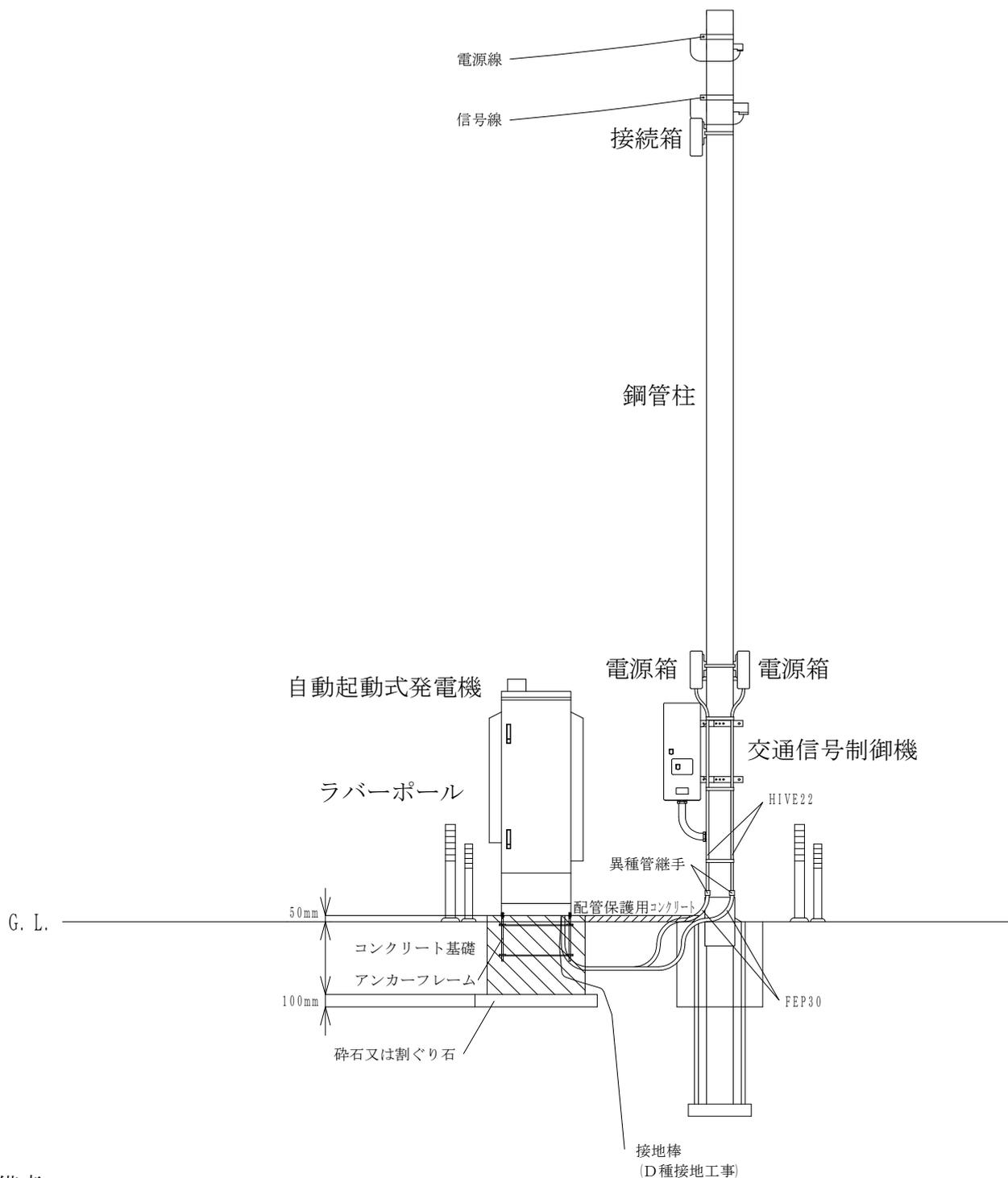
回線及び電線は単独で引き込むこと。

車両感知器ヘッドは用途により種類が異なる。

使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

※ 鍵なしの電源箱については2500mm以上とすること。

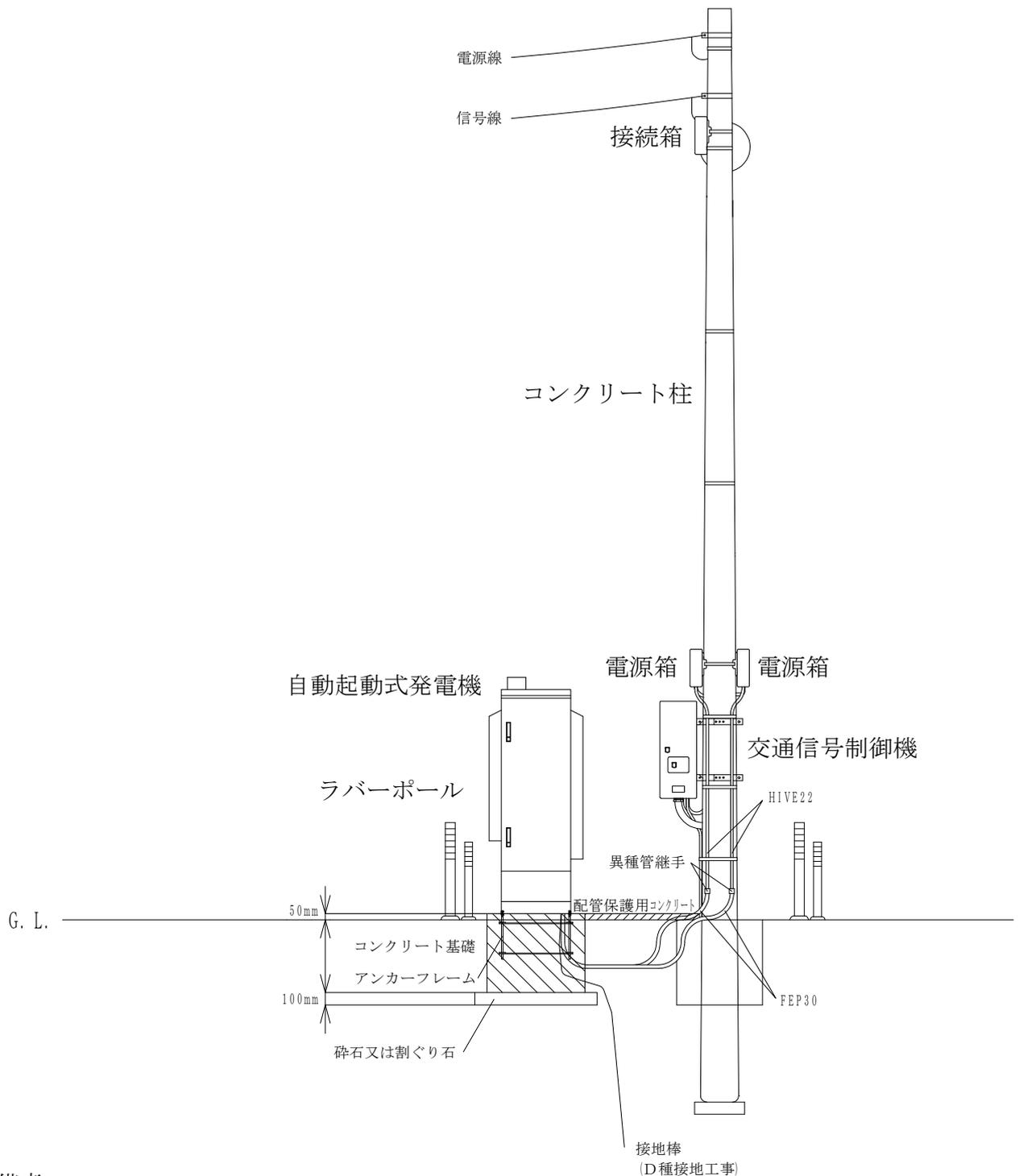
図名	伝送装置内蔵 車両感知器標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	------------------------------------



備考

使用する自動起動式発電機に必要な基礎寸法を決定すること。
 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
 電線は単独で引き込むこと。
 アンカーボルトの露出部分については保護キャップを取り付けること。
 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

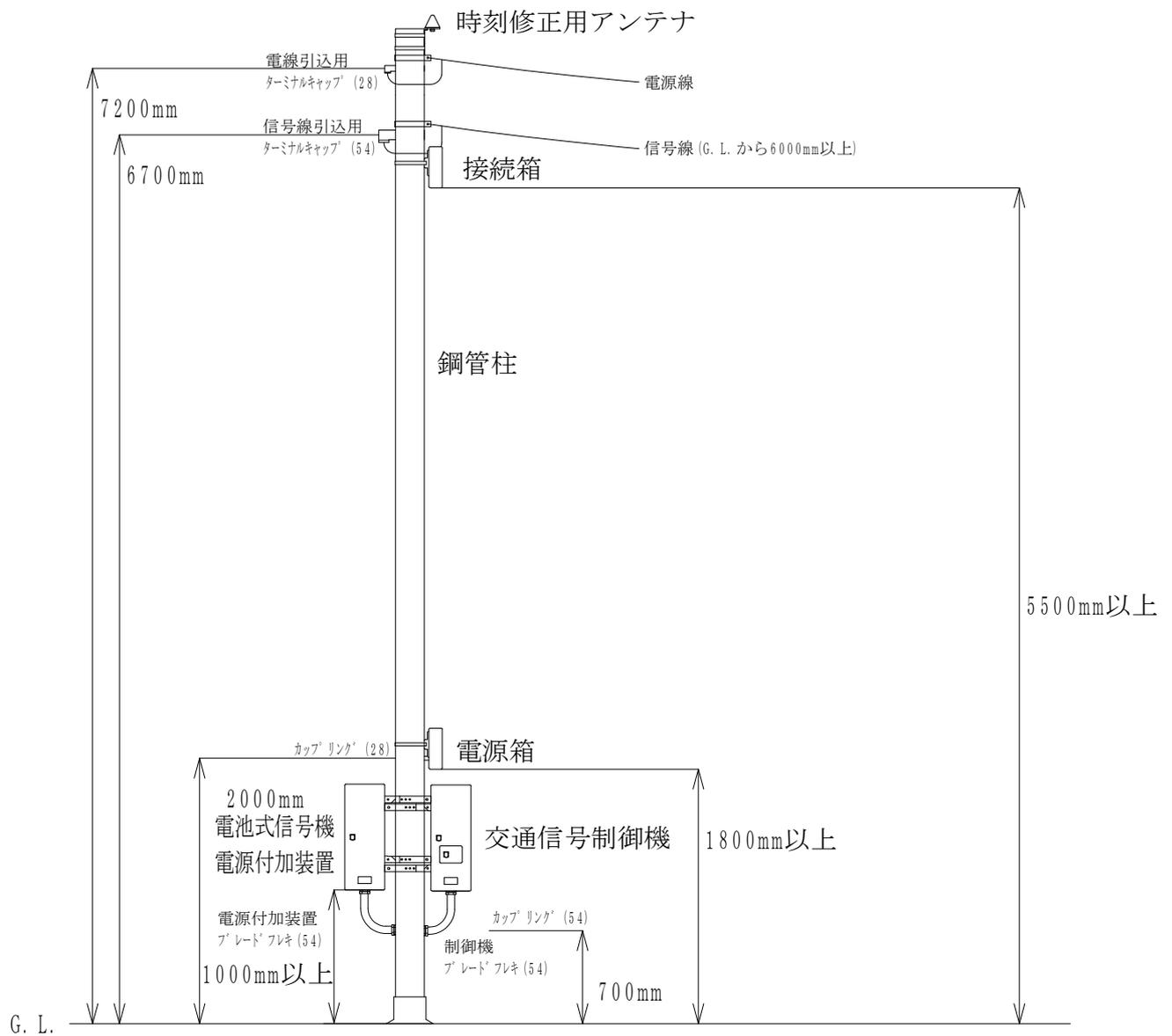
図名	自動起動式発電機標準設置姿図 (鋼管柱)
----	-------------------------



備考

使用する自動起動式発電機に必要な基礎寸法を決定すること。
 扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
 電線は単独で引き込むこと。
 アンカーボルトの露出部分については保護キャップを取り付けること。
 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

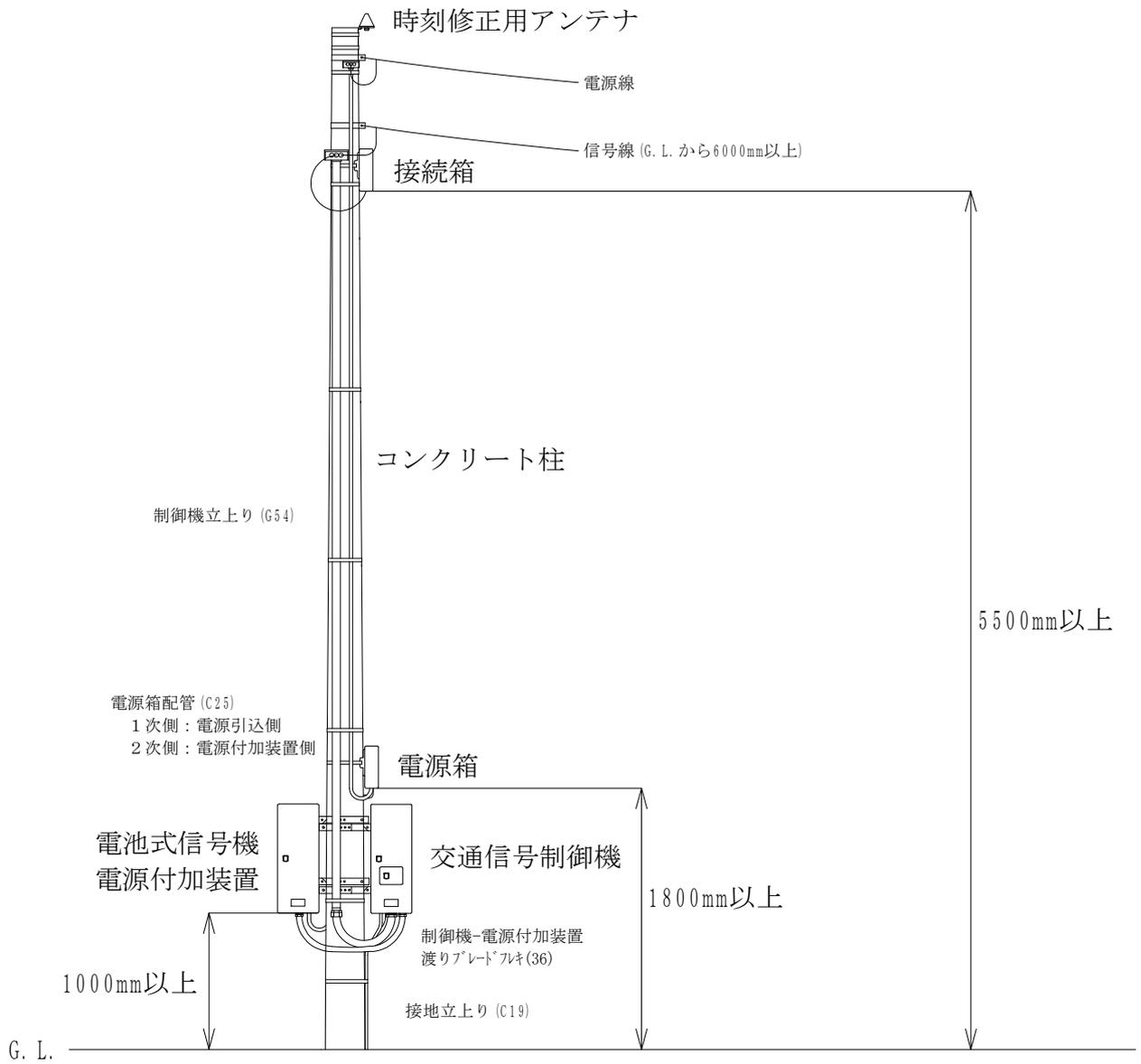
図名	自動起動式発電機標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	-----------------------------



備考

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
 使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

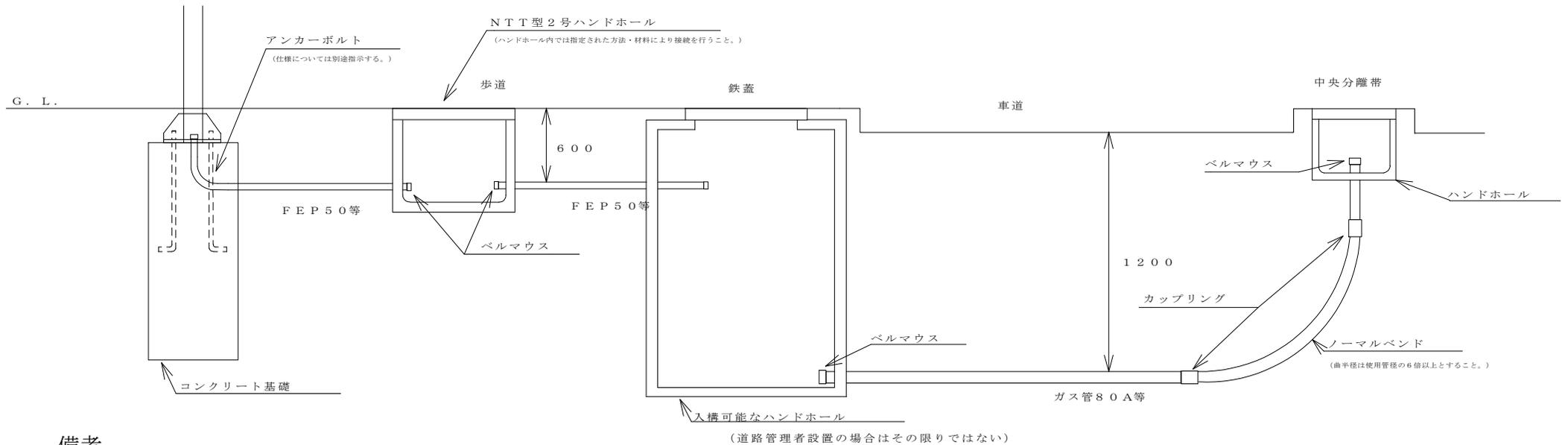
図名	電池式信号機電源付加装置標準設置姿図 (鋼管柱)
----	-----------------------------



備考

扉の開閉方向は設定作業が安全に行えるように決定すること。
使用する電線、配管は設計図書に従うこと。

図名	電池式信号機電源付加装置標準設置姿図 (コンクリート柱)
----	---------------------------------



備考

1 埋設配管の規格

地下埋設管路に使用する配管の種別は以下の条件により選定し使用すること。

- (1) 歩道部等の重量物が通行しない場所
波付合成樹脂管 (FEP) 等を使用し、通線する電線の条数を考慮し選定すること。
- (2) 車道部等の重量物が通行する場所
配管用炭素鋼鋼管 (SGP白ガス管) を使用し、通線する電線の条数を考慮し選定すること。

2 配管埋設深さ

- (1) 歩道部等の重量物が通行しない場所
G. L. から600mmの深さに埋設すること。
なお、道路管理者から指示がある場合はそれに従うこと。
- (2) 車道部等の重量物が通行する場所
G. L. から1200mmの深さに埋設すること。
なお、道路管理者から指示がある場合はそれに従うこと。

図名	埋設配管標準設置姿図
----	------------

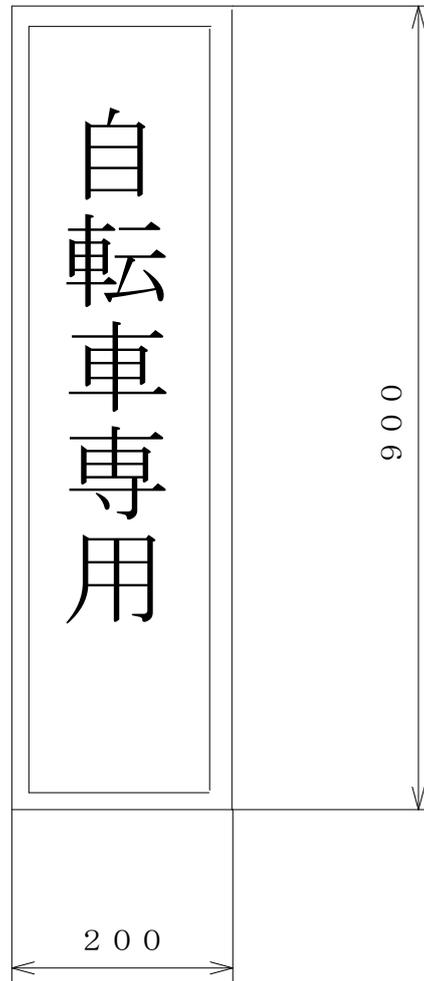


備考

文字は丸ゴシック体とすること。

縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とすること。

夜間容易に視認することができるよう車両のライト等で反射する材質とすること。

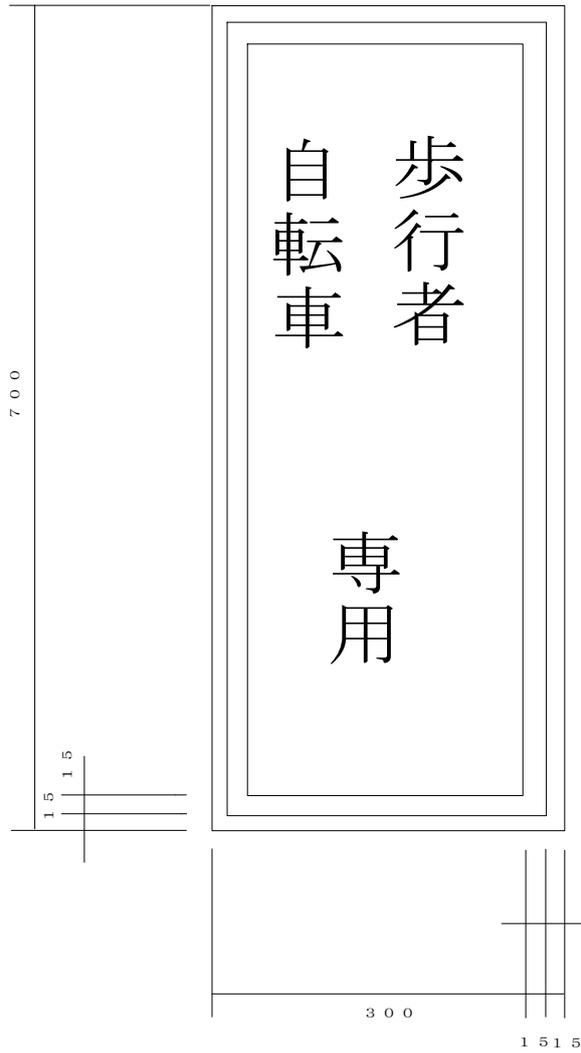


備考

文字は丸ゴシック体とする。

縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

夜間容易に視認することができるよう車両のライト等で反射する材質とすること。



備考

文字は丸ゴシック体とする。
 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
 夜間容易に視認することができるよう車両のライト等で反射する材質とすること。

図名	歩行者用信号灯器用文字板
----	--------------



備考

文字は丸ゴシック体とする。

縁線及び文字の色彩は青色、地の色彩は白色とする。

夜間容易に視認することができるよう車両のライト等で反射する材質とすること。

ステッカーの場合も同様とする。

押ボタン案内看板（ステッカー）については以下の条件に合わせて設置すること。

横断歩道のみで自転車横断帯が設置されていない場合「歩行者用押ボタン」

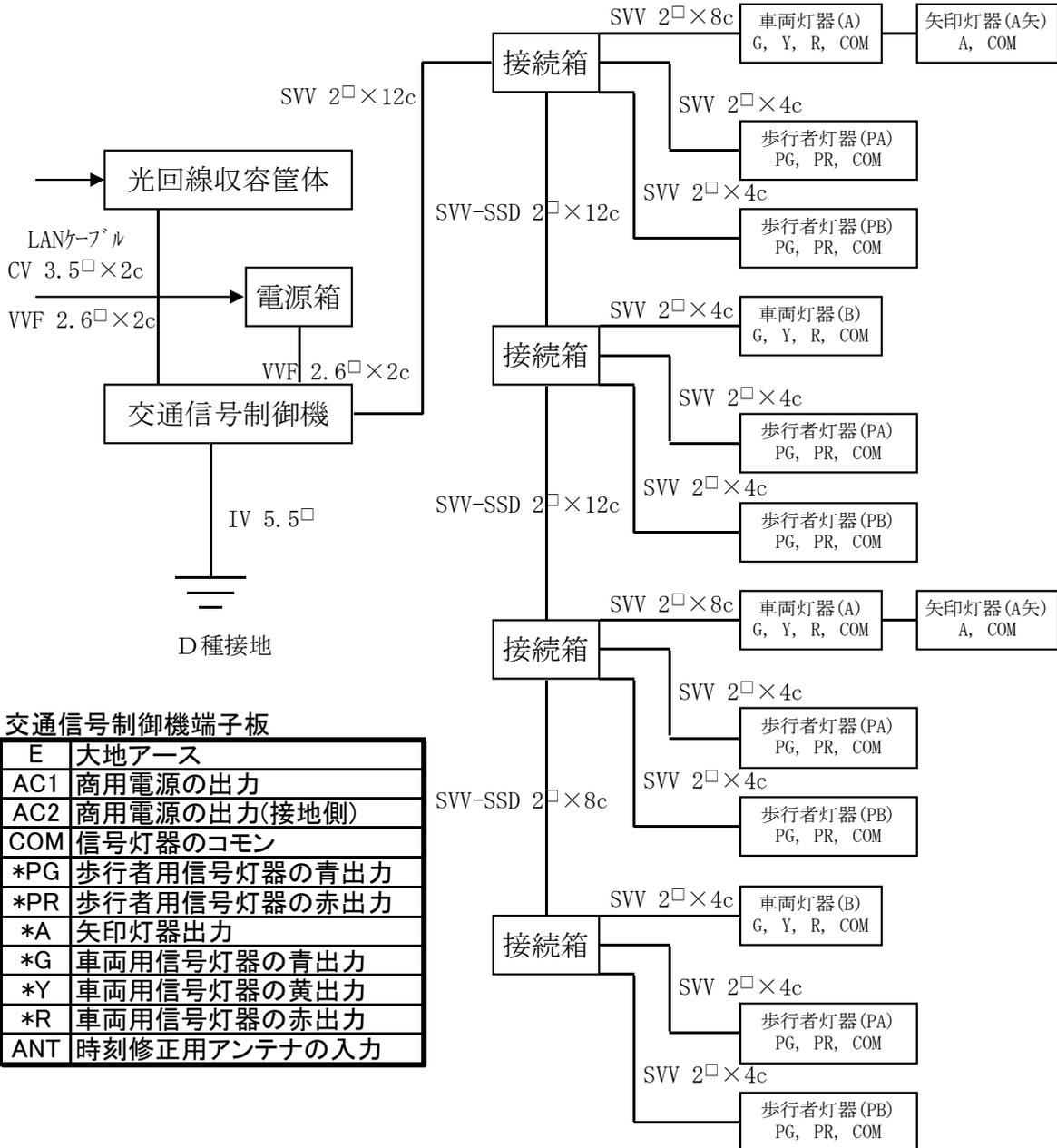
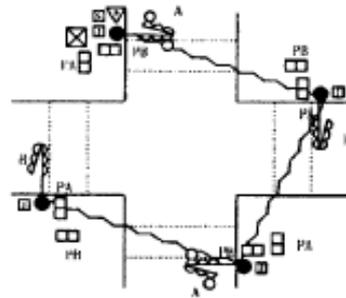
横断歩道と自転車横断帯が設置されている場合「歩行者・自転車用押ボタン」

車両用は自転車横断帯が設置されていない場合「車両用（自転車を含む）押ボタン」

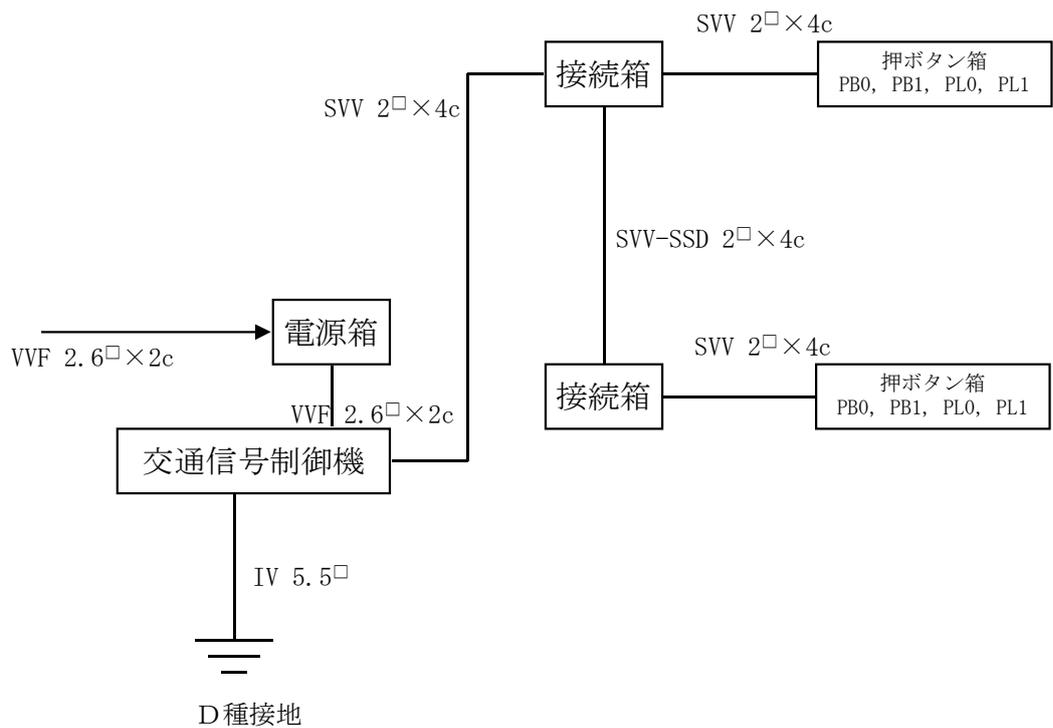
上記以外の場合「車両用押ボタン」

(例)階梯図

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A	G			Y	R	Y	R						
A矢						→							
PA	PG	PGW	PR										
B	R								G		Y	R	
PB	PR							PG	PGW	PR			



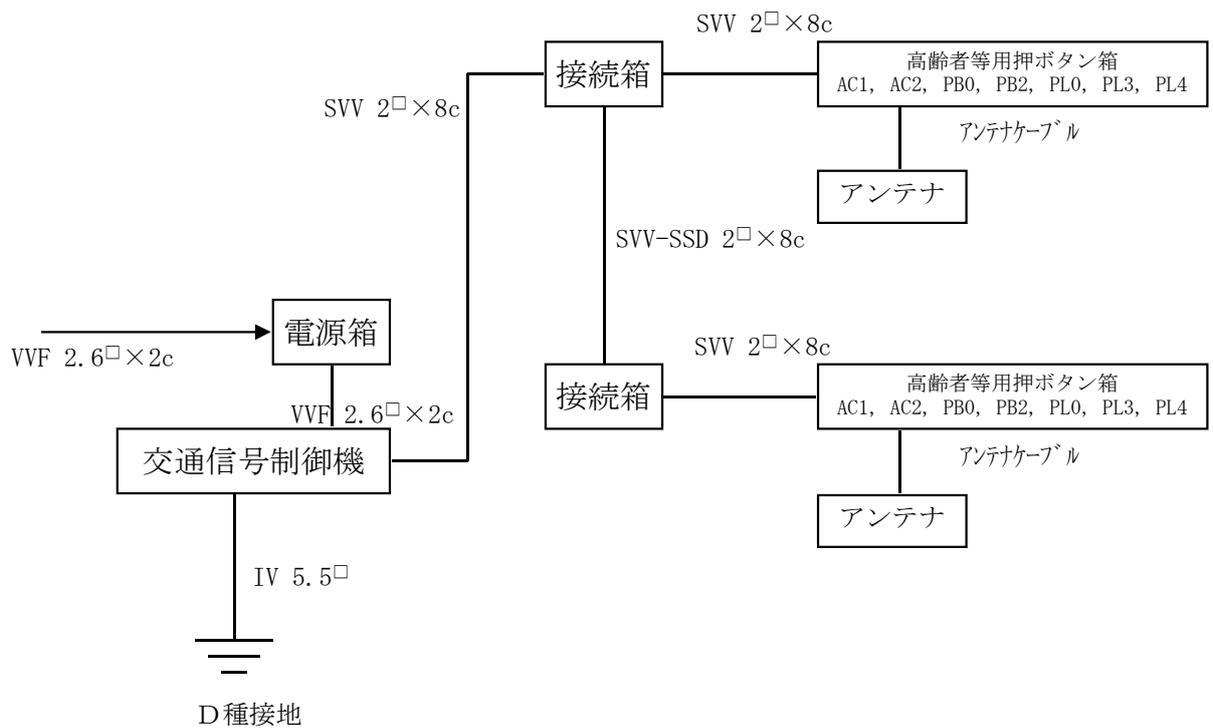
交通信号機標準配線系統図



押ボタン箱端子板

E	大地アース
PB0	押ボタン出力信号のコモン
PB1	押ボタン出力信号
PL0	確認表示灯点灯信号、取扱表示灯点灯信号のコモン
PL1	確認表示灯点灯信号の入力

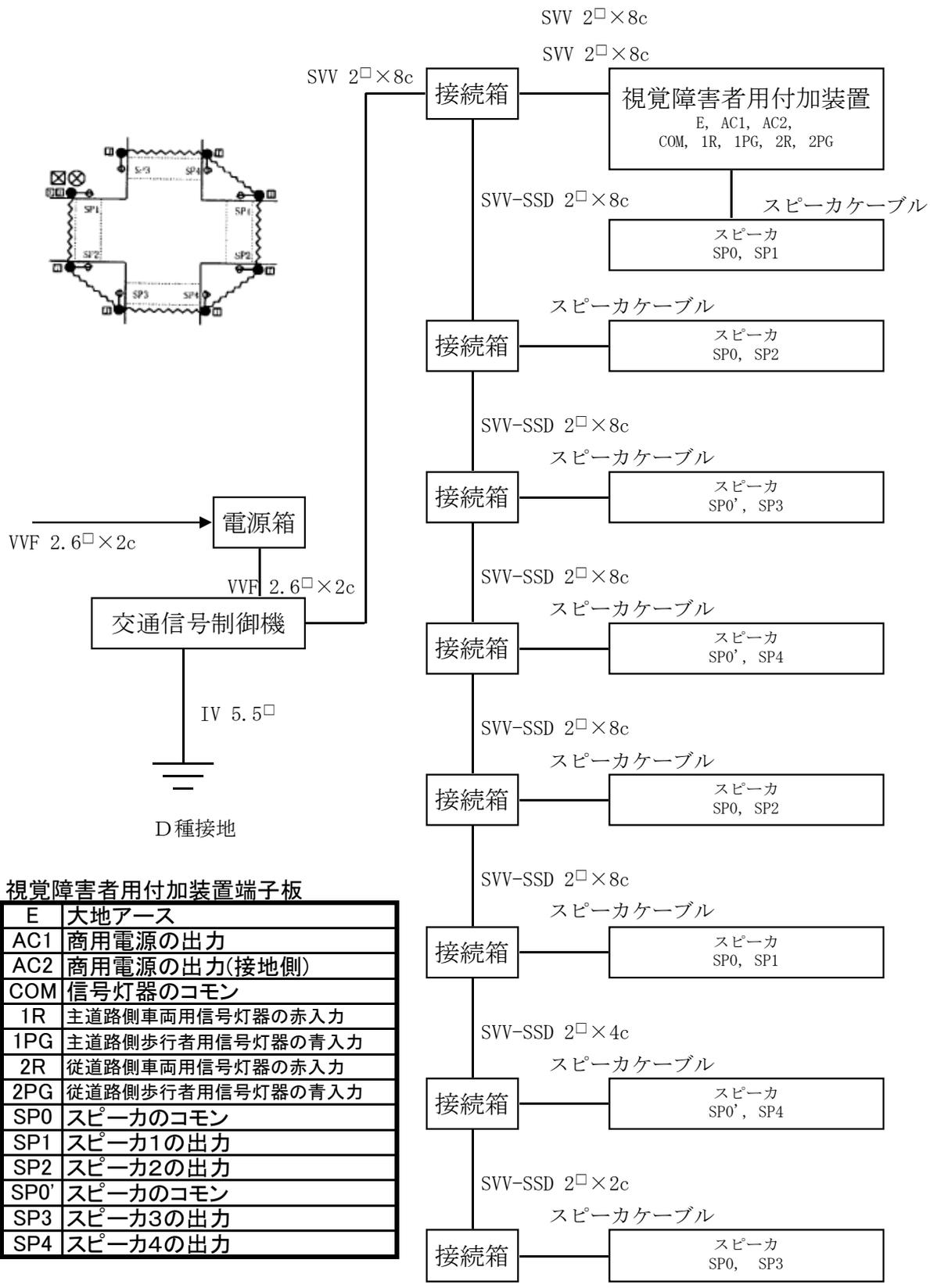
押ボタン箱標準配線系統図



高齢者等用押ボタン箱端子板

E	大地アース
AC1	商用電源の入力
AC2	商用電源の入力(接地側)
PB0	高齢者等感知出力(1)のコモン
PB2	高齢者等感知出力(1)
PL0	取扱表示灯点灯信号、確認表示灯点灯信号のコモン
PL3	確認表示灯点灯信号の入力
PL4	取扱表示灯点灯信号の入力

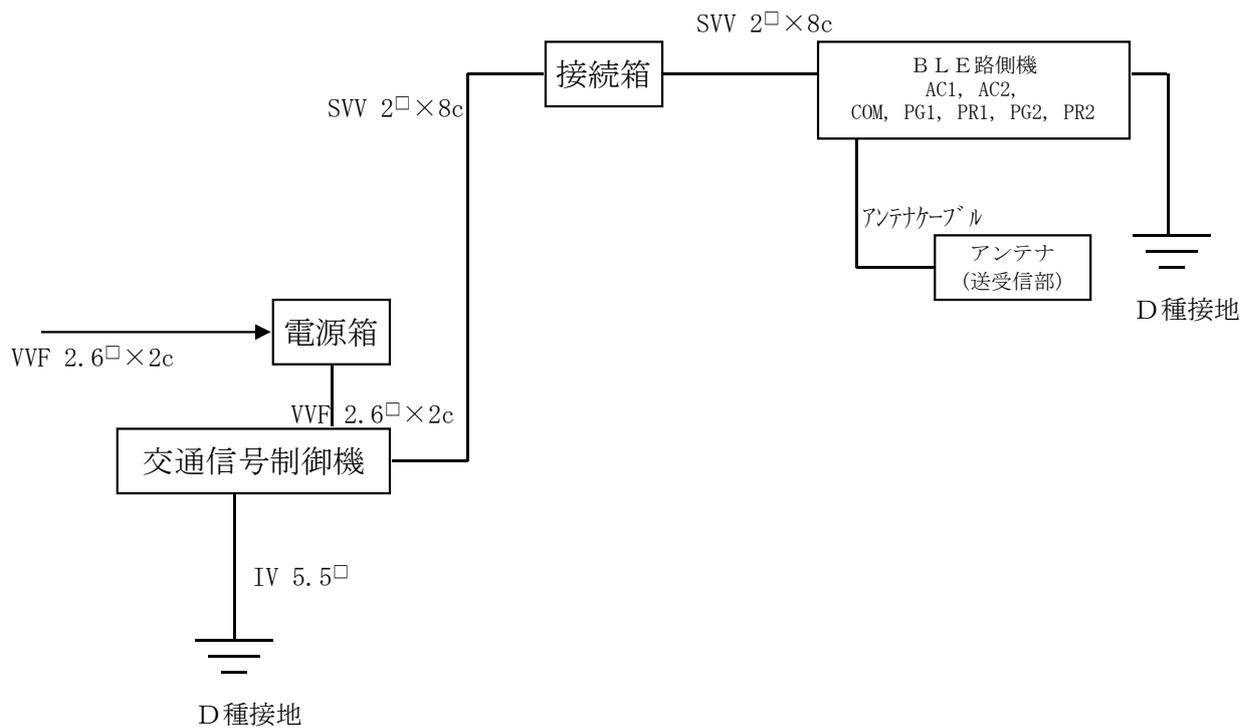
高齢者等用押ボタン箱標準配線系統図



視覚障害者用付加装置端子板

E	大地アース
AC1	商用電源の出力
AC2	商用電源の出力(接地側)
COM	信号灯器のコモン
1R	主道路側車両用信号灯器の赤入力
1PG	主道路側歩行者用信号灯器の青入力
2R	従道路側車両用信号灯器の赤入力
2PG	従道路側歩行者用信号灯器の青入力
SP0	スピーカの共通
SP1	スピーカ1の出力
SP2	スピーカ2の出力
SP0'	スピーカの共通
SP3	スピーカ3の出力
SP4	スピーカ4の出力

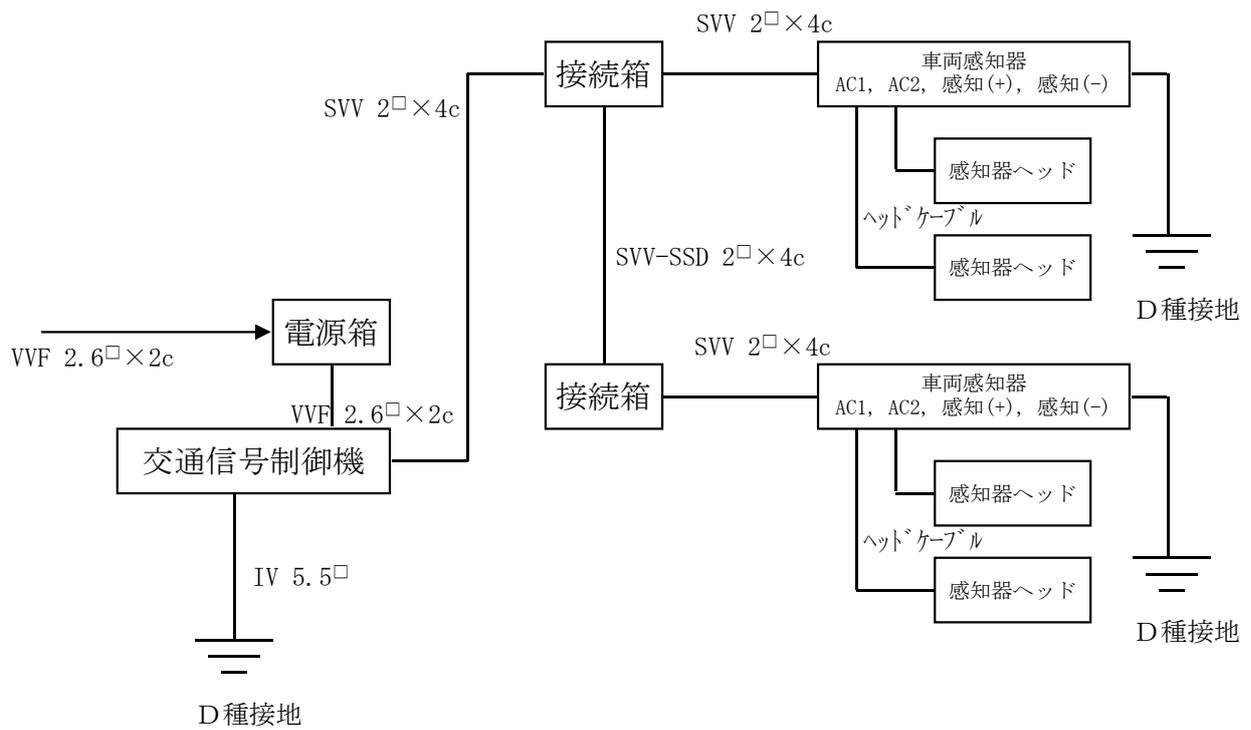
視覚障害者用付加装置標準配線系統図



BLE路側機端子板

E	大地アース
AC1	商用電源の入力
AC2	商用電源の入力(接地側)
COM	信号灯器のコモン
*PG	歩行者用信号灯器の青出力
*PR	歩行者用信号灯器の赤出力

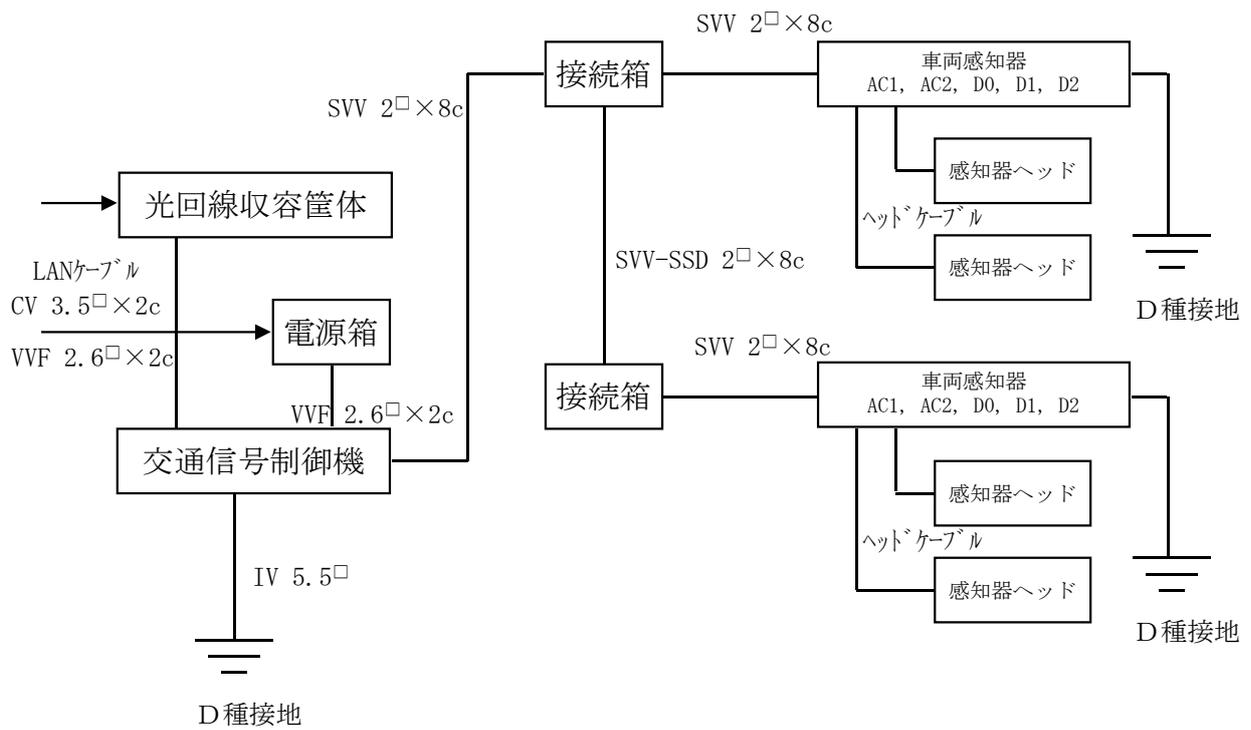
BLE路側機標準配線系統図



車両感知器端子板

E	大地アース
AC1	商用電源の入力
AC2	商用電源の入力(接地側)
感知(+)	感知信号
感知(-)	感知信号(コモン)

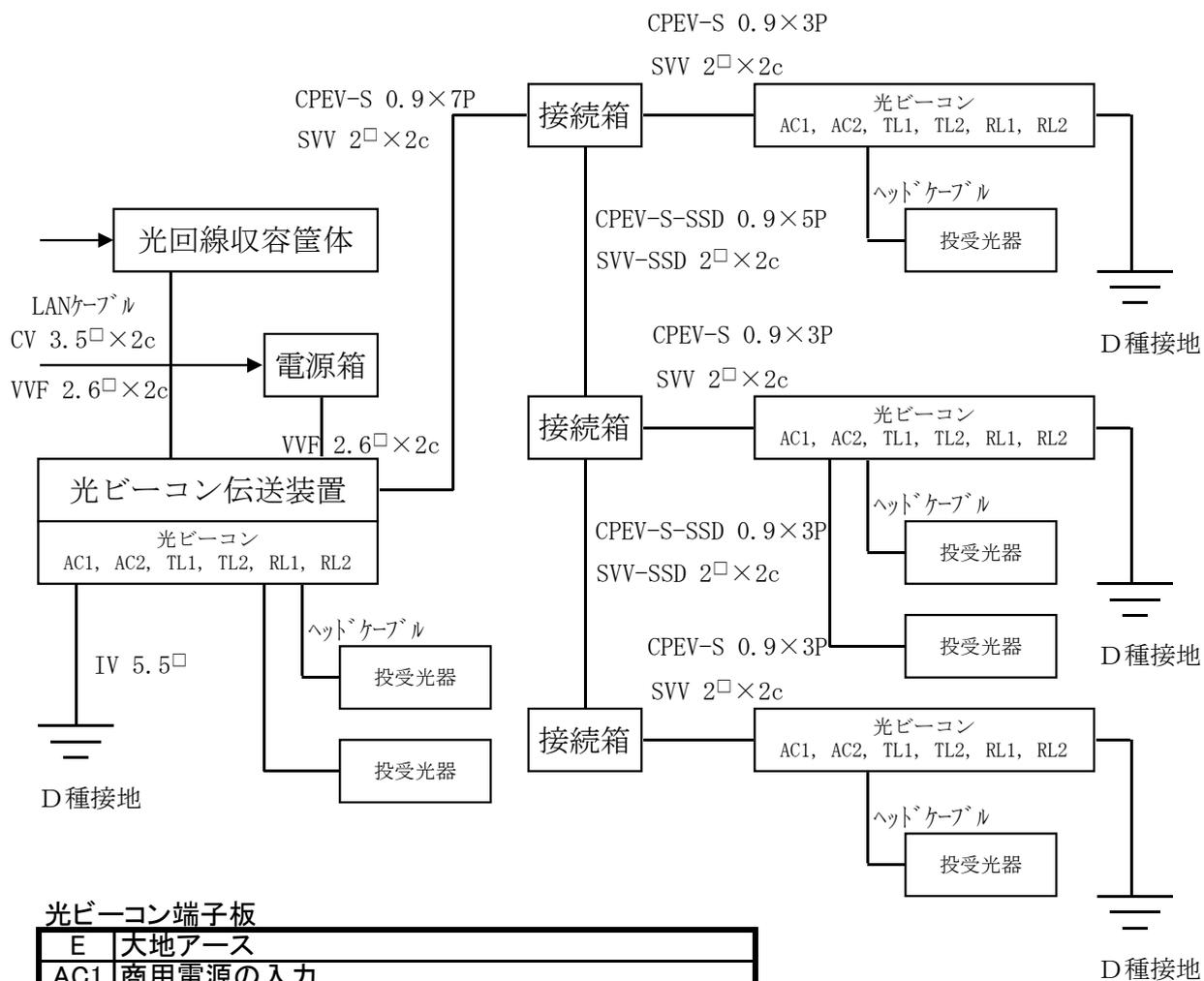
車両感知器(リコール用)標準配線系統図



車両感知器端子板

E	大地アース
AC1	商用電源の入力
AC2	商用電源の入力(接地側)
D*	感知信号
D0	感知信号(コモン)

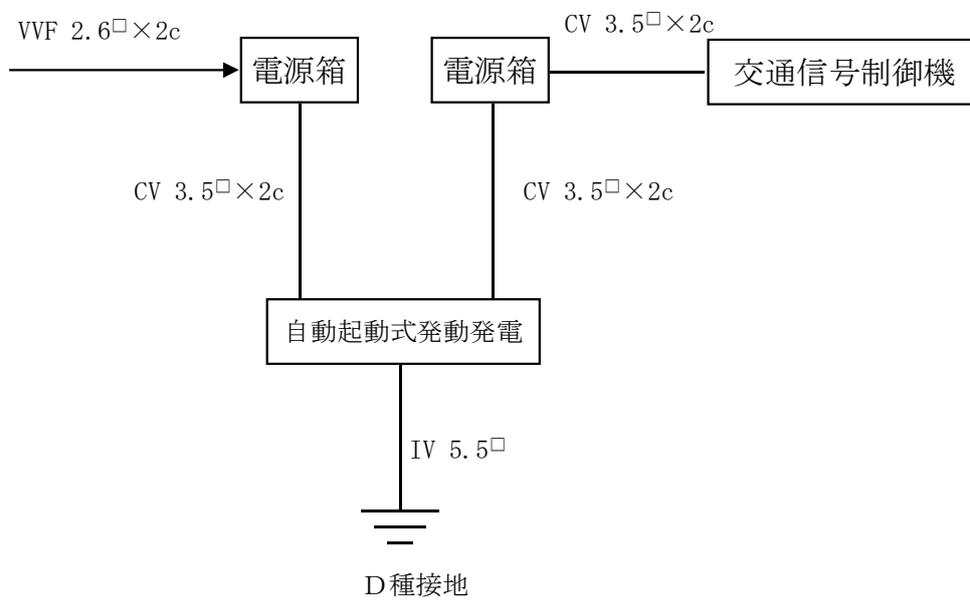
車両感知器(交通流計測用)標準配線系統図



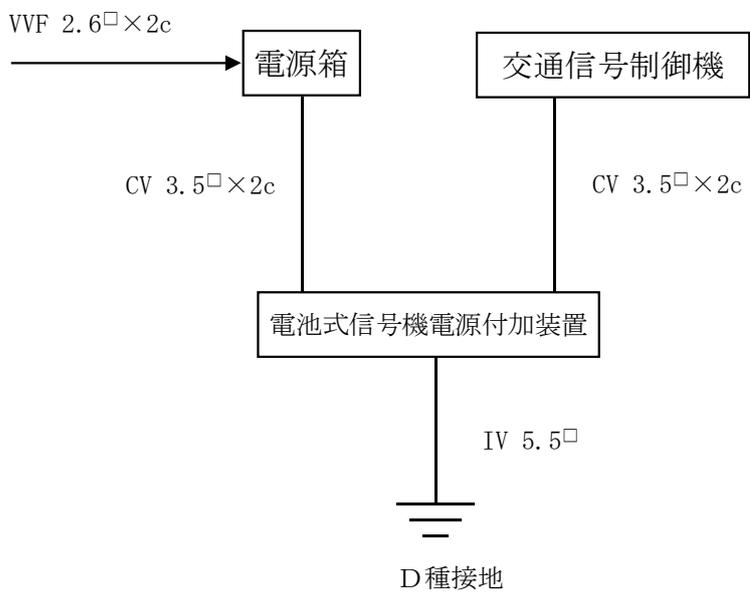
光ビーコン端子板

E	大地アース
AC1	商用電源の入力
AC2	商用電源の入力(接地側)
TL1	端末回線線路信号
TL2	端末回線線路信号
RL1	端末回線線路信号
RL2	端末回線線路信号

光ビーコン標準配線系統図



自動起動式発動発電機標準配線系統図



電池式信号機電源付加装置標準配線系統図

設 計 基 準 表

配管材

資材	単位	制御機立上り	感知器立上り	押ボタン箱立上り	歩行者灯器立上り	ドップヘッド立上り	電源箱配管		回線箱配管		接地立上り	埋設立上り
							一次側	二次側	一次側	二次側		
電線管	m	5	4	5	4	4	5	2	5	2	1	8
エントランスキャップ	個	1	1	1			1		1			1
カップリング	個	2	2	2			2	1	2	1		3
絶縁ブッシング	個	1	1	1	2	2	1	2	1	2	1	
ロックナット	個	2	2	2			2	4	2	4	2	
ノーマルバンド等	個			1			1	1	1	1		1
ラジアスクランプ	個	1	1	1			1	2	1	2	1	
ブレードフレキ	本	1	1	1 (高齢者等用)								

ケーブル長

機器・資材	区 間	ケーブル長(接続分を含む)
車両用信号灯器 (標準1.5mアーム)	信号灯器から接続箱までの間(架空線)	4m+取付アーム長
	信号灯器から鋼管柱開口部までの間(地下埋設)	8m+取付アーム長
歩行者用信号灯器 (標準0.5mアーム)	信号灯器から接続箱までの間(架空線)	5m+取付アーム長
	信号灯器から鋼管柱開口部までの間(地下埋設)	2m+取付アーム長(5m以下の柱の場合) 4m+取付アーム長
交通信号制御機	交通信号制御機から接続箱までの間(架空線)	7m
	交通信号制御機から鋼管柱開口部までの間(地下埋設)	3m
押ボタン箱	押ボタン箱から接続箱までの間(架空線)	7m
	押ボタン箱から鋼管柱開口部までの間(地下埋設)	4m(短柱の場合) 3m
車両感知器	車両感知器から接続箱までの間(架空線)	6m
	車両感知器から鋼管柱開口部までの間(地下埋設)	4m
視覚障害者用付加装置	視覚障害者用付加装置から接続箱までの間(架空線)	7m
	視覚障害者用付加装置から鋼管柱開口部までの間(地下埋設)	3m
感知器ヘッド(カメラ)	車両感知器から感知器ヘッド(カメラ)までの間	6m+取付アーム長
時刻修正用アンテナ	交通信号制御機からアンテナまでの間	7m
無線用アンテナ 又は遠赤外線用アンテナ	交通信号制御機からアンテナまでの間	7m+取付アーム長
	車両感知器等からアンテナまでの間	6m+取付アーム長
高齢者押ボタン用アンテナ	押ボタン箱からアンテナまでの間	7m
スピーカ	スピーカから接続箱までの間	5m+取付アーム長
	スピーカから鋼管柱開口部までの間(地下埋設)	2m+取付アーム長(5m以下の柱の場合) 4m+取付アーム長
電源箱	電源箱から責任分界点までの間(1次側)	5m
	電源箱から交通信号制御機等までの間(2次側)	4m
光回線収容筐体又は回線箱	光回線収容筐体等から交通信号制御機等までの間(2次側)	4m
その他	埋設配管から接続箱までの間	9m
	埋設配管から鋼管柱開口部までの間	3m
	信号線引込箇所から鋼管柱開口部までの間	6m

備考 アームの長さに応じてケーブル長を変更する。(1m単位、端数は四捨五入)

ケーブルの余長

内 容	ケーブル長
1径間ごとの弛度(架空線)	1m
1径間ごとの弛度(地下埋設)	余長なし
通過引留分(架空線)	1m
吊架(架空線)	余長なし
接続分(接続箱、鋼管柱開口部、ケーブル接続材)	1m

平面図凡例

種別	記号	名称	規格	適用
柱	●	コンクリート柱	9m	
	◎	コンクリート柱	10m	
	○	鋼管柱		
	⊕	中部電力柱		
	Ⓝ	NTT柱		
	Ⓜ	照明柱又は統合柱		
	Ⓢ	名鉄柱		
	Ⓣ	仮設柱		
制御機		交通信号制御機		警交仕規1012号版5に対応するもの
		交通信号制御機	P11形インターフェース規格対応	警交仕規1012号版5に対応するもの
		交通信号制御機	複数交差点制御 灯器駆動部一体型	警交仕規1012号版5に対応するもの
		交通信号制御機		 は可変信号錠付を意味する。
		交通信号制御機	P11形インターフェース規格対応	
		交通信号制御機	複数交差点制御 灯器駆動部一体型	
		交通信号制御機	複数交差点制御 灯器駆動部一体型 手動部	
		交通信号制御機	複数交差点制御 灯器駆動部分離型(親機)	
		交通信号制御機	複数交差点制御 灯器駆動部分離型(子機)	
押ボタン箱		押ボタン箱	1形	
		押ボタン箱	2形	
		高齢者等用押ボタン箱		
		一体型押ボタン箱	1形及び高齢者等用	
視覚障害者用付加装置		視覚障害者用付加装置		 は可変信号錠付を意味する。
		スピーカ		スピーカアームの長さは併記する。
		BLE路側機		

平面図凡例

種別	記号	名称	規格	適用
信号灯器		車両用信号灯器	1H303	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは1.5mとする。
		車両用信号灯器	1H253L	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは1.7mとする。
		車両用信号灯器	1V303	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは0.5mとする。
		車両用信号灯器	1V253L	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは0.5mとする。
		車両用信号灯器	一灯式 FR30 FY30	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは1.5mとする。
		車両用信号灯器	一灯式 FR25L FY25L	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは1.7mとする。
		矢印信号灯器	A130	
		矢印信号灯器	A125L	
		歩行者用信号灯器	25	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは0.5mとする。
		歩行者用信号灯器	20L	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは0.5mとする。
		歩行者用信号灯器	経過時間表示機能付 25	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは0.5mとする。
		歩行者用信号灯器	経過時間表示機能付 20L	信号灯器アームの長さは併記する。併記しないときは0.5mとする。
	資材等		接続箱	
		電源箱		は可変信号錠付を意味する。発券コネクタ付のものは「コネクタ付」と併記する。
		回線箱		は可変信号錠付を意味する。
		ブルボックス		
		保守箱		
		ハンドホール		
		電線共同溝		
		埋設立上り配管		
		電線	架空線	電線の種別を併記する。
		地下埋設配管		配管及び敷設された電線の種別を併記する。
		端末回線経路	無線	

平面図凡例

種別	記号	名称	規格	適用
車両感知器等	D	車両感知器	超音波式、ドップラー式、光ビーコン、交通流計測、画像式	D は可変信号錠付を意味する。
	T	遠赤外線式車両感知器		T は可変信号錠付を意味する。
	TM	遠赤外線式車両感知器	無線親機	TM は可変信号錠付を意味する。
	TC	遠赤外線式車両感知器	無線中継器	TC は可変信号錠付を意味する。
	TS	遠赤外線式車両感知器	無線子機	TS は可変信号錠付を意味する。
	計	交通流計測装置		計 は可変信号錠付を意味する。
	B	高度化光ビーコン		
	BG	高度化光ビーコン	‘グリーンウェイ’機能付	
	BP	高度化光ビーコン	PTPS機能付	
	伝	伝送装置		伝 は可変信号錠付を意味する。
	主	無線伝送装置	無線主局	主 は可変信号錠付を意味する。
	中	無線伝送装置	無線中継局	中 は可変信号錠付を意味する。
	従	無線伝送装置	無線従局	従 は可変信号錠付を意味する。
	変	U/UD伝送変換装置		変 は可変信号錠付を意味する。
	△	車両感知器ヘッド	超音波式	アームの長さは併記する。
	▲	車両感知器ヘッド	ドップラー式	アームの長さは併記する。併記しない場合は側柱式とする。
	∅	車両感知器ヘッド	遠赤外線式	アームの長さは併記する。
	凸	車両感知器ヘッド	交通流計測	アームの長さは併記する。
	▽	車両感知器ヘッド	画像式	アームの長さは併記する。
	⬆	光ビーコンヘッド	光ビーコン	アームの長さは併記する。
	凸	高度化光ビーコンヘッド	感知機能なし	アームの長さは併記する。
	凸	高度化光ビーコンヘッド	感知機能あり	アームの長さは併記する。
	田	太陽電池		

